

水戸市使用料等審議会

(第 1 回)

令和7年8月20日(水) 午後2時
水戸市役所4階 政策会議室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 諮 問
- 5 事務局職員紹介
- 6 委員自己紹介
- 7 会長・副会長選出
- 8 議 事
 - (1) 水戸市の財政状況等の説明
 - (2) 審議会の今後の進め方について
 - (3) その他
- 9 閉 会

(配付資料)

- ・ 諮問書 (写)
- ・ 水戸市使用料等審議会委員名簿
- ・ 水戸市使用料等審議会条例
- ・ 水戸市財政の現状
- ・ 審議会の今後の進め方 (案) について
- ・ 過去の審議会答申に基づく改定状況
- ・ 平成28年度審議会の諮問・答申
- ・ 使用料及び手数料の受益者負担適正化の検討方法について
- ・ 受益者負担適正化の検討の観点について
- ・ 使用料及び手数料一覧
- ・ 使用料調書
- ・ 手数料調書

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

資料9

財 政 諮 問 第 1 号
令和 7 年 8 月 20 日

水戸市使用料等審議会 様

水戸市長 高橋 靖

水戸市使用料等の額の算定及び改定について（諮問）

水戸市使用料等審議会条例(平成 16 年条例第 3 号)第 2 条の規定に基づき、下記のとおり
諮問します。

記

住民負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の額の算
定及び改定について諮問します。

水戸市使用料等審議会委員名簿

任期 令和7年8月20日～令和9年8月19日

番号	氏名(敬称略)	ふりがな	選出区分等
1	澤 勇二	さわ ゆうじ	公募
2	大塚 久美子	おおつか くみこ	公募
3	小野 智恵	おの ちえ	公募
4	小田倉 康家	おだくら やすいえ	水戸市住みよいまちづくり推進協議会
5	村田 宰	むらた つかさ	公益社団法人水戸青年会議所
6	鹿倉 よし江	しかくら よしえ	水戸女性会議
7	二川 泰久	ふたがわ やすひさ	水戸商工会議所
8	松橋 裕子	まつはし ゆうこ	水戸商工会議所女性会
9	関澤 吉晃	せきざわ よしあき	水戸信用金庫
10	高橋 直美	たかはし なおみ	女性人材バンク
11	松本 寛	まつもと ひろし	経営者
12	村田 豊	むらた ゆたか	経営者
13	根本 真寿美	ねもと ますみ	経営者
14	砂金 祐年	いさご さちとし	常磐大学総合政策学部
15	清水 修	しみず おさむ	行政経験者

○水戸市使用料等審議会条例

平成16年 3 月30日

水戸市条例第 3 号

(設置)

第 1 条 本市が徴収する使用料，手数料，分担金その他の徴収金（以下「使用料等」という。）について，受益者負担の適正化を図るため，水戸市使用料等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は，市長の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 使用料等の額の算定及び改定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は，関係機関の職員，学識経験者及び市民のうちから，市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は，審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

- 2 審議会は，委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は，財務部において行う。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この条例は，平成16年 4 月 1 日から施行する。

水戸市財政の現状

（令和5年度決算に基づく分析）

水戸市財務部財政課

目 次

- 1 歳入の推移
- 2 市税収入の推移
- 3 歳出（目的別）の推移
- 4 歳出（性質別）の推移
- 5 市債残高の推移
- 6 財政調整基金残高の推移
- 7 経常収支比率の推移
- 8 健全化判断比率の推移

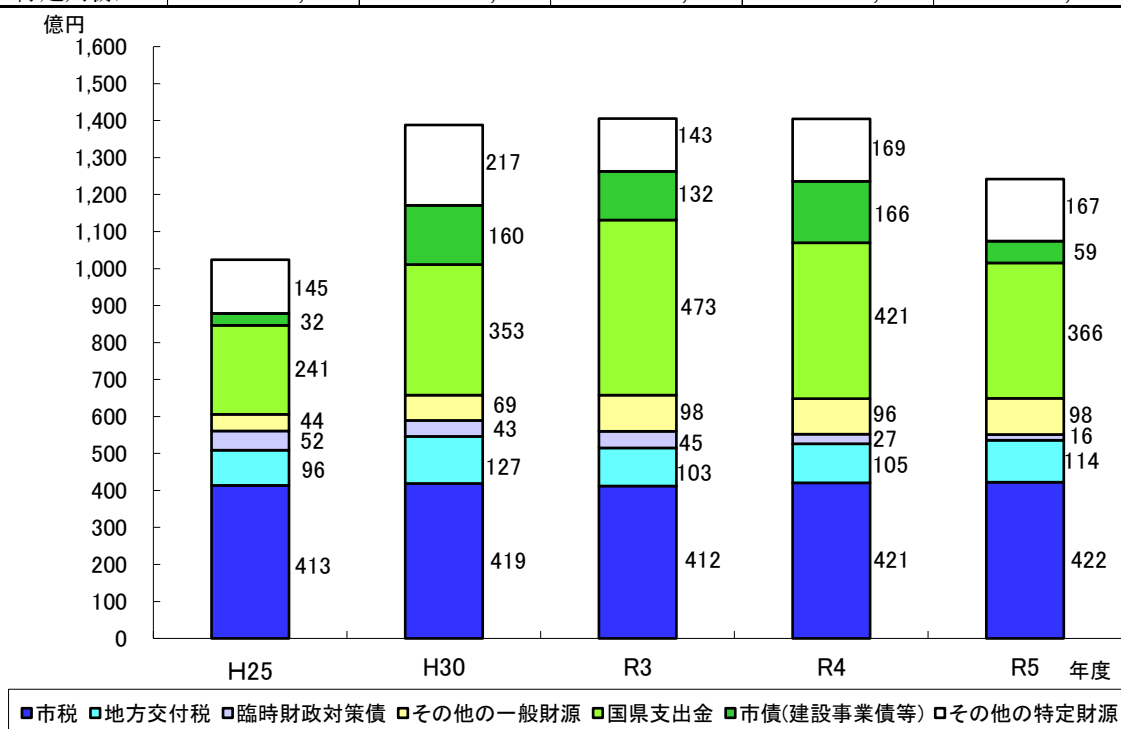
水戸市の会計は、一般会計、特別会計、企業会計で構成されていますが、この資料の作成に当たっては、「普通会計」を基準として作成しています。

普通会計とは、地方公共団体間の比較をするため、「地方財政状況調査」に基づく全国統一の基準により作成した想定上の会計であり、一般会計を中心に、標準的な行政経費を計上したものです。

1 歳入の推移

(単位 百万円)

年度	H25 (10年前)	H30 (5年前)	R3	R4	R5
歳入合計	102,356	138,791	140,504	140,461	124,151
一般財源	60,573	65,789	65,814	64,864	64,925
市税	41,336	41,908	41,214	42,090	42,210
地方交付税	9,596	12,694	10,300	10,494	11,360
うち普通交付税	7,620	5,969	9,495	9,763	10,654
うち震災復興特別交付税	1,401	6,166	148	12	3
臨時財政対策債	5,195	4,317	4,484	2,656	1,580
その他の一般財源	4,446	6,870	9,816	9,624	9,775
特定財源	41,783	73,002	74,690	75,597	59,226
国県支出金	24,052	35,284	47,276	42,131	36,559
市債(建設事業債等)	3,235	16,014	13,155	16,576	5,940
その他の特定財源	14,496	21,704	14,259	16,890	16,727



歳入は、市の裁量により用途を決定することができる一般財源と、用途が定められている特定財源に分類できます。一般財源の主なものは、市税、地方交付税、臨時財政対策債であり、特定財源の主なものは、国県支出金、建設事業等の財源として発行する市債です。

地方交付税のうち普通交付税は、社会保障費の増加等に伴う基準財政需要額の増加や、原資である国税収入の増加などに伴い、近年は増加しています。一方、震災復興特別交付税は、交付の対象であった市役所新庁舎や新ごみ処理施設の整備が完了したことに伴い、大きく減少しています。

臨時財政対策債は、国の決定に基づき、地方交付税の原資不足を補てんするため発行する特別な地方債であり、令和4年度以降は市税収入や普通交付税の増加などに伴い、減少しています。

国県支出金は、保育所の運営費や障害者自立支援給付費などの社会保障費が年々増加していることに加え、近年は4大プロジェクト（市役所新庁舎、新ごみ処理施設、新市民会館、アダストリアみとアリーナ）の推進や新型コロナウイルス感染症対策などに伴い、大幅に増加していましたが、令和5年度は、市民会館の整備等が完了したため、減少しています。

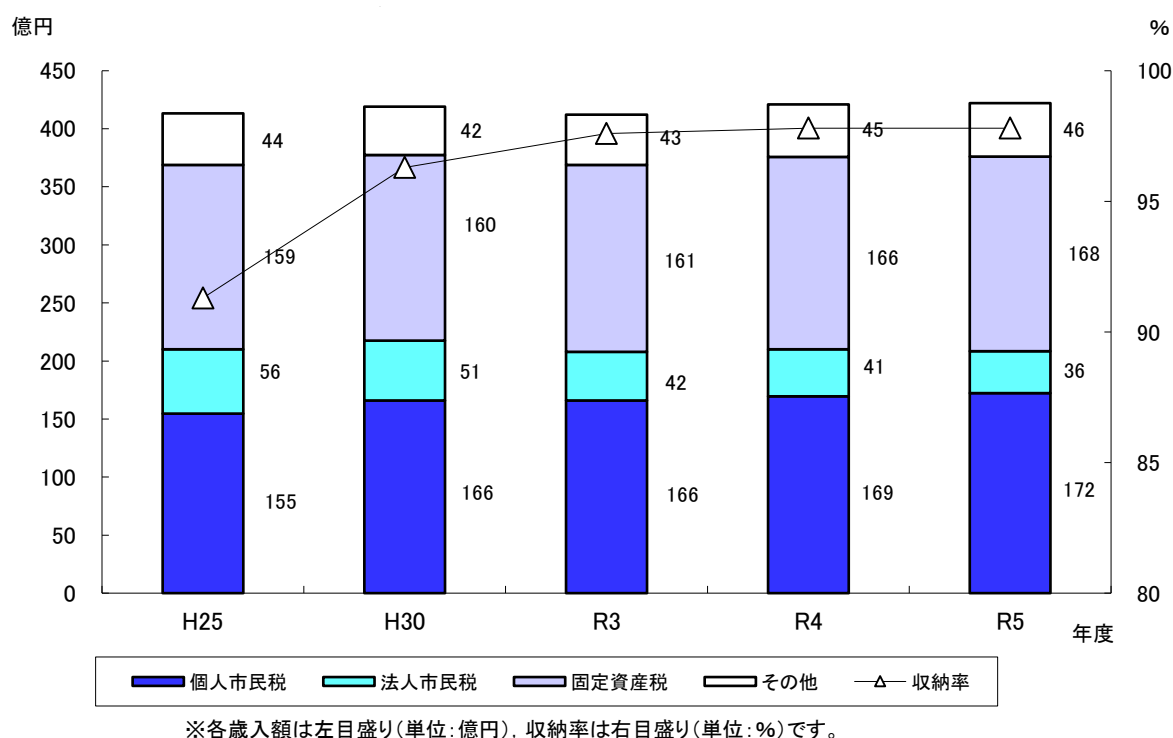
市債（建設事業債等）は、4大プロジェクト等の大規模な投資的事業の推進に伴い、近年は発行額が増加していましたが、令和5年度は、市民会館や南消防署の整備完了等により大きく減少しています。

※市税については、次ページで詳しく説明します。

2 市税収入の推移

(単位 百万円, %)

年度	H25 (10年前)	H30 (5年前)	R3	R4	R5
市税合計	41,336	41,908	41,214	42,090	42,210
個人市民税	15,466	16,592	16,597	16,943	17,228
法人市民税	5,550	5,146	4,202	4,058	3,612
固定資産税	15,873	16,012	16,077	16,565	16,776
その他	4,447	4,158	4,338	4,524	4,594
都市計画税	1,720	1,639	1,627	1,674	1,690
市たばこ税	2,303	1,910	1,994	2,104	2,129
軽自動車税	424	609	710	745	766
入湯税	-	-	8	1	9
収納率	91.3	96.3	97.6	97.8	97.8



歳入の根幹である市税収入は、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策として、特例的に実施した徴収猶予や固定資産税等の軽減措置の影響などにより減少していましたが、その後は増加しています。

市税の内訳を見ると、個人市民税は、景気回復や高水準の賃上げ等の影響により、近年は増加傾向にあります。

一方、法人市民税は、税制改正により税率が引き下げられたため減少しており、特に令和5年度は、新型コロナウイルス感染症や世界的な金融情勢の影響等により、大きく減少しています。

固定資産税及び都市計画税は、長年続いてきた地価の下落に歯止めがかかるとともに、家屋の新設数の増加等に伴い、増加しています。

市たばこ税は、売上本数の減少により減少傾向にありますが、近年は税率改正等の影響により増加しています。

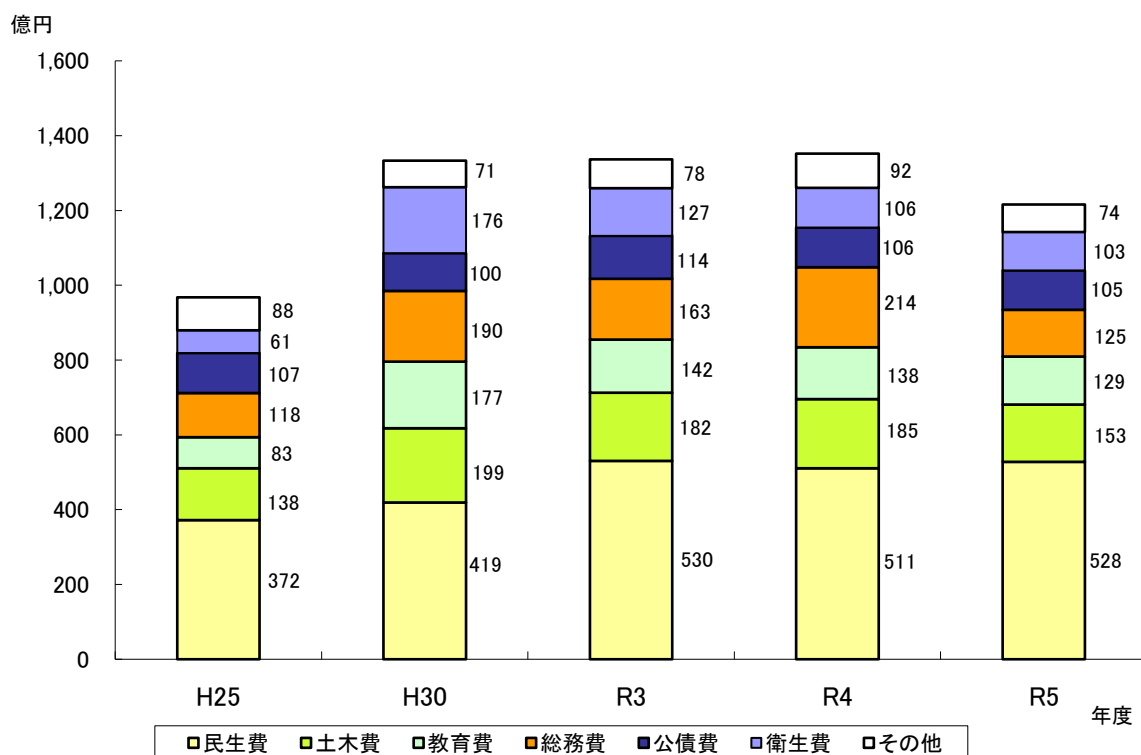
軽自動車税は、保有台数の増加により年々増加を続けています。

収納率は、収納対策の強化に取り組んだ結果、10年前と比較すると大幅に改善しており、令和5年度は97.8%となっています。

3 歳出（目的別）の推移

（単位 百万円）

年度	H25 (10年前)	H30 (5年前)	R3	R4	R5
歳出合計	96,769	133,279	133,682	135,235	121,574
民生費	37,204	41,939	53,002	51,098	52,821
土木費	13,847	19,858	18,235	18,481	15,260
教育費	8,300	17,744	14,228	13,808	12,861
総務費	11,789	18,971	16,288	21,429	12,464
公債費	10,728	10,046	11,429	10,593	10,527
衛生費	6,107	17,613	12,731	10,594	10,264
その他	8,794	7,108	7,769	9,232	7,377



歳出を行政目的による「目的別」に見ると、民生費の増加が顕著となっています。これは、障害者自立支援給付費や介護保険会計に対する繰出などの社会保障費が年々増加を続けていることに加え、保育所定数の増加や放課後学級の拡充など、こども・子育て施策を重点的に推進しているためです。

土木費は、道路や公園等の社会資本の整備費や維持管理費が主なものであり、令和5年度は、泉町1丁目北地区市街地再開発事業が完了したことに伴い、減少しています。

教育費は、小・中学校や図書館、体育施設などの整備費や運営費が主なものであり、教育環境の充実を図るため、校舎の長寿命化改良や老朽化した学校施設の修繕を集中的に行う緊急安全対策等を推進していることから、10年前と比較すると大幅に増加していますが、令和5年度は、笠原小学校や吉沢小学校の校舎増築事業が完了したことから、減少しています。

総務費は、一般的な行政管理費や徴税費などが主なものであり、令和5年度は、市民会館の整備完了に伴い、大幅に減少しています。

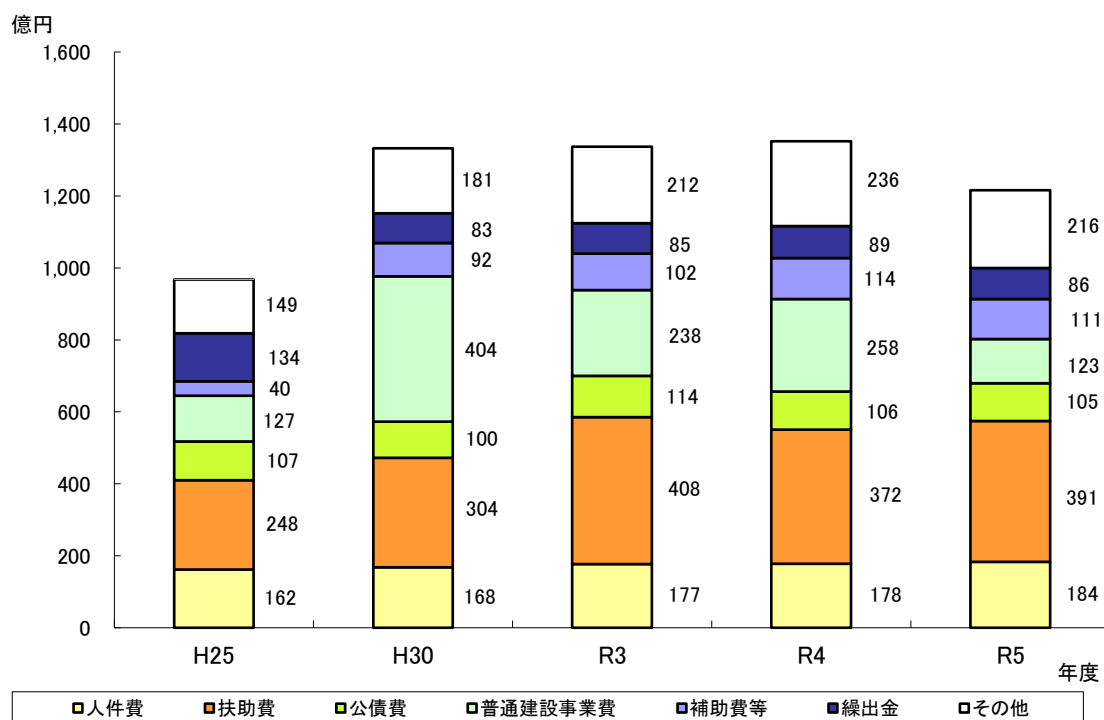
公債費は、臨時財政対策債等の償還額が減少したことなどにより、令和5年度はやや減少していますが、今後は、4大プロジェクトの市債償還により、一時的に増加する見込みです。

衛生費は、健康診査や予防接種、ごみの収集・処理経費などが主なものであり、新ごみ処理施設や下入野健康増進センターの整備が完了したことに伴い、近年は減少しています。

4 歳出（性質別）の推移

（単位 百万円）

年度	H25 (10年前)	H30 (5年前)	R3	R4	R5
歳出合計	96,769	133,279	133,682	135,235	121,574
義務的経費	51,748	57,276	69,986	65,613	67,953
人件費	16,181	16,791	17,711	17,779	18,353
扶助費	24,841	30,446	40,846	37,242	39,073
公債費	10,726	10,039	11,429	10,592	10,527
普通建設事業費	12,738	40,400	23,820	25,753	12,259
補助費等	3,984	9,213	10,175	11,397	11,114
繰出金	13,363	8,330	8,474	8,882	8,642
その他	14,936	18,060	21,227	23,590	21,606



歳出を、経済的な性質による「性質別」で分類すると、任意に削減できない経費である義務的経費のうち、人件費については、新型コロナウイルス感染症に対応するための保健所体制の強化や会計年度任用職員制度の導入などに伴い、増加しています。

また、社会保障費である扶助費は、年々増加傾向にあり、特に障害者自立支援給付費や障害児通所給付費に加え、待機児童の解消に向けて、保育所の定数を大幅に増加させたことから、民間保育所や小規模保育事業の運営に係る給付額の増加などが顕著となっています。

普通建設事業費は、道路、公園等の社会資本や学校、市民センター等の公共施設の整備費であり、近年は、4大プロジェクトや教育環境の充実に向けて学校施設の整備を重点的に推進していることから、大幅に増加していましたが、令和5年度は、市民会館の整備や南消防署の移転改築など、大規模な投資的事業の完了に伴い、大幅に減少しています。

その他の主なものは、物件費であり、市民会館や新ごみ処理施設など新たな施設の供用を開始するとともに、光熱費・物価等の高騰に伴い、近年は市有施設の維持管理費等が増えていることから、5年前と比較すると大幅に増加しています。

5 市債残高の推移

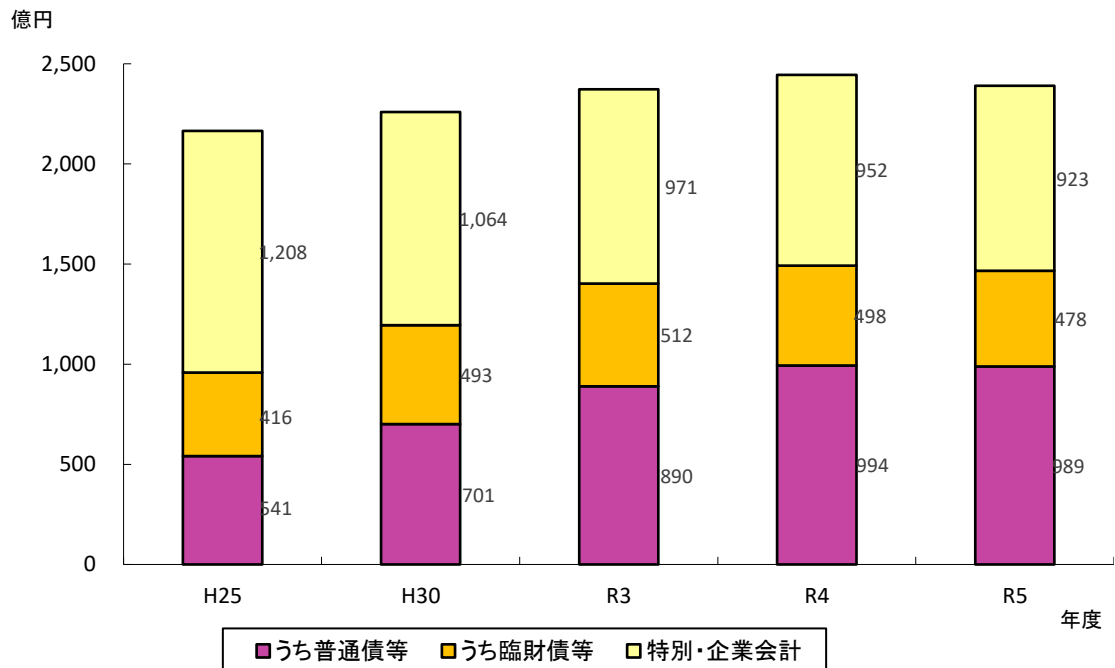
(単位 百万円)

年度	H25 (10年前)	H30 (5年前)	R3	R4	R5
市 合 計	216,553	225,854	237,340	244,470	239,000
普通会計	95,751	119,409	140,205	149,261	146,687
うち普通債等	54,111	70,127	89,005	99,414	98,907
うち臨財債等	41,640	49,282	51,200	49,847	47,780
特別・企業会計	120,802	106,445	97,135	95,209	92,313
市合計(建設事業債等)	174,913	176,572	186,140	194,623	191,220

「臨財債等」は、歳入不足を補てんするため発行する特別な地方債で、その内訳は臨時財政対策債や減収補てん債などです。

特別・企業会計は、公設地方卸売市場事業会計、駐車場事業会計、土地区画整理事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の合計です。

「市合計(建設事業債等)」は、「市合計」から「臨財債等」を除いた額です。



市債は、世代間負担の公平性の確保を図る観点から、公共施設などの社会資本整備の財源として有効である一方で、残高が増加すると、将来の公債費負担が増加し、財政構造の硬直化につながるため、適切に残高を管理していく必要があります。

市全体の市債残高は、4大プロジェクトの推進や臨時財政対策債の発行により、増加を続けていましたが、令和5年度は4大プロジェクトをはじめ、大規模な投資的事業の完了により、建設事業債の新規発行額が大幅に減少したため、減少に転じました。

また、特別・企業会計の市債残高は、下水道事業会計の償還が進捗していることに伴い、減少を続けています。

これらの結果、市合計(建設事業債等)の残高は、令和5年度において1,912億円となっており、今後も残高を確実に減少させるため、建設事業債の新規発行額の抑制に努める方針です。

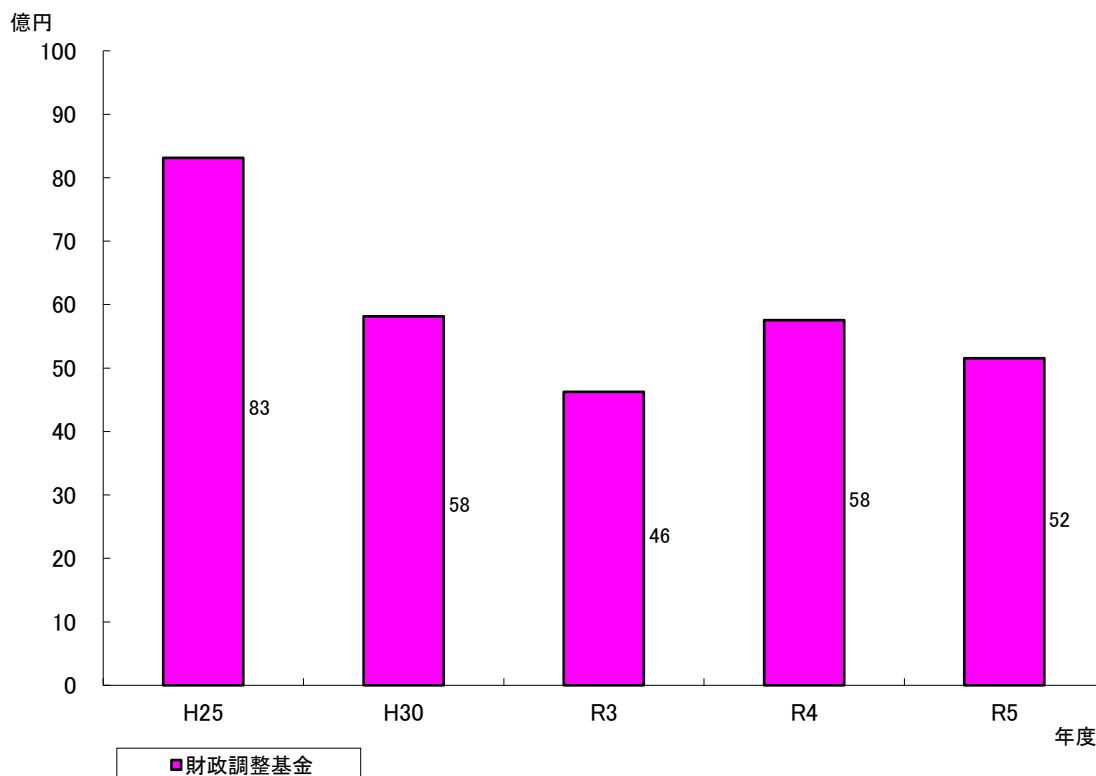
(臨時財政対策債)

地方交付税の原資不足を補てんするため、国の決定に基づき発行する地方債であり、その元利償還金相当額の全額が、後年度に地方交付税として措置されます。

6 財政調整基金残高の推移

(単位 百万円)

年度	H25 (10年前)	H30 (5年前)	R3	R4	R5
財政調整基金	8,313	5,817	4,625	5,756	5,156



財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するとともに、災害などの不測の事態に備える基金であり、財政運営上重要な役割を果たしています。

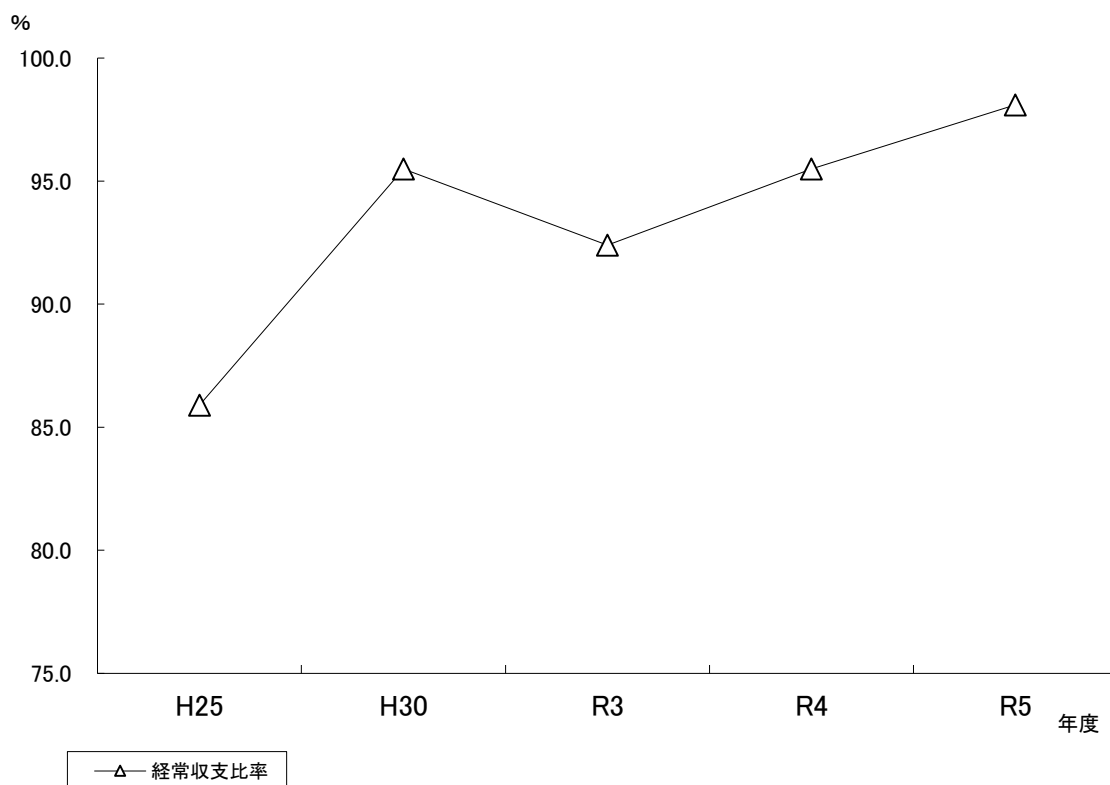
4大プロジェクトや中核市への移行準備などの財政需要に対応するため、計画的に活用してきたことから、10年前と比較すると、残高は減少しているものの、取崩しの抑制と決算剰余金の着実な積み立てに努めた結果、令和5年度においては52億円の残高を確保しています。

4大プロジェクトに係る市債償還額の増加や光熱費、物価等の高騰により、今後一時的に減少する見通しですが、大規模災害などに伴う想定外の財政需要に機動的かつ柔軟に対応していくため、引き続き適正な残高の確保に取り組みます。

7 経常収支比率の推移

(単位 百万円, %)

年度	H25 (10年前)	H30 (5年前)	R3	R4	R5
経常一般財源収入	57,143	57,691	63,603	62,721	62,786
経常経費充当一般財源	49,113	55,090	58,797	59,922	61,572
経常収支比率	85.9	95.5	92.4	95.5	98.1



経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を表す指標であり、数値が小さいほど弾力性が高いことを示します。

経常収支比率は、少子高齢化の進行等に伴う社会保障費の増加により、全国的に増加傾向にあり、本市においても同様の傾向となっています。特に、令和4年度以降は、光熱費や物価等の高騰に伴う、市有施設の維持管理費や各種委託料等の増加も比率上昇の大きな要因となっています。

経常収支比率の上昇は、財政運営の硬直化が進行し、投資的事業や政策的経費の減少を招くことになるため、市税収入など経常一般財源の増加を図るとともに、行財政改革の推進により経常的な経費の削減に取り組み、比率の上昇の抑制に努めます。

(経常収支比率)

経常収支比率は、経常一般財源収入に対する経常経費充当一般財源の割合です。

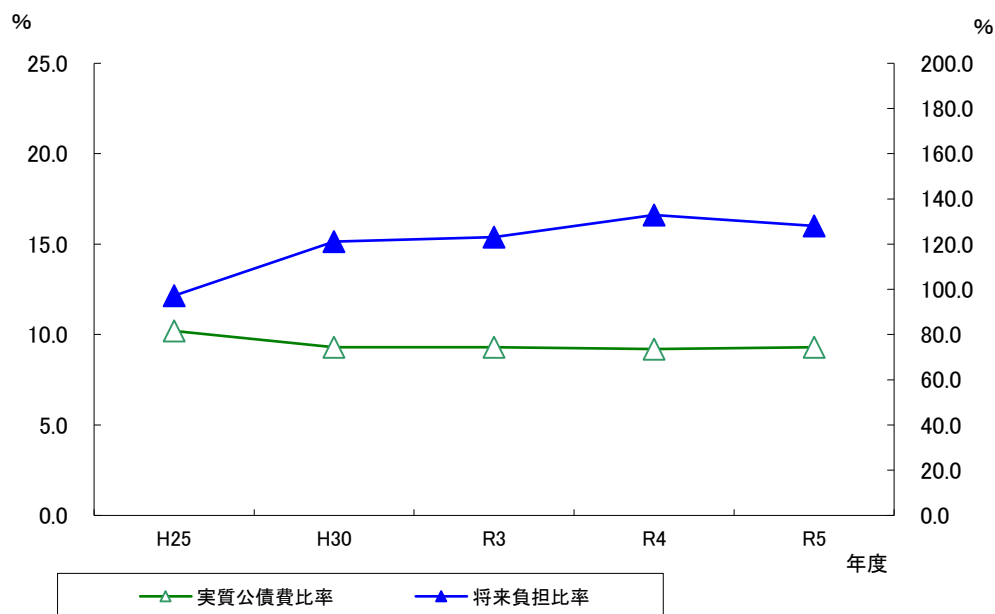
経常一般財源収入とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、臨時財政対策債などの経常的に見込める一般財源額です。

経常経費充当一般財源とは、経常一般財源収入のうち、人件費、扶助費、公債費、物件費などの経常的な経費の財源として充当した額です。

8 健全化判断比率の推移

(単位 %)

年度	H25 (10年前)	H30 (5年前)	R3	R4	R5	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質公債費比率	10.2	9.3	9.3	9.2	9.3	25.0	35.0
将来負担比率	97.2	121.1	123.1	132.9	128.1	350.0	
実質赤字比率	－	－	－	－	－	11.25	20.00
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－	16.25	30.00



※実質公債費比率は左目盛り、将来負担比率は右目盛りです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、全ての地方公共団体は、健全化判断比率として4つの比率を算定し、公表しています。各比率が国の定める早期健全化基準以上となった場合は、計画を定めて財政健全化に取り組むことが義務付けられています。

実質公債費比率については、近年は横ばいで推移しています。将来負担比率については、4大プロジェクトをはじめとする大規模な投資的事業の推進等に伴う市債残高の増加により、増加していましたが、令和5年度は、これらの投資的事業の完了により市債残高が減少したため、改善しています。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないことから数値なしとなっています。

(実質公債費比率)

一般会計等の公債費に、特別会計繰出金や一部事務組合等負担金のうち公債費に充当された額を加えた、実質的な公債費の財政規模に対する割合の3か年の平均値です。

(将来負担比率)

一般会計等の市債残高のほか、特別会計及び一部事務組合の地方債残高、職員の退職手当などの将来的な負担見込額のうち、一般会計で負担すべき額の財政規模に対する割合です。

(実質赤字比率)

一般会計等の実質的な赤字の財政規模に対する割合です。

(連結実質赤字比率)

企業会計を含む全ての会計の実質的な赤字の財政規模に対する割合です。

審議会の今後の進め方（案）について

1 使用料及び手数料の定義等

(1) 使用料

使用料とは、一般的に市が所有・管理する施設を利用したときに、受益を受ける人から実費負担的な意味で徴収する収入をいいます。

使用料を徴収する根拠としては、地方自治法第 225 条に「普通地方公共団体は、行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と定められており、必ず市の条例で具体的な項目・金額を定める必要があります。条例は、議会の議決事項であり、あわせて施行について広く利用者に周知する必要があります。

（使用料の例）

自転車駐車場使用料，老人福祉センター使用料，墓地公園管理使用料，斎場使用料，駐車場使用料，植物公園入園料，体育施設使用料

(2) 手数料

一般的に使用料が主に物的施設からの受益に対する対価であるのに対し、手数料は、市が提供する人的な役務に対する対価として徴収する収入です。

手数料を徴収する根拠としては、地方自治法 227 条に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と定められており、使用料と同様に条例で具体的な項目・金額について定める必要があります。

（手数料の例）

印鑑登録証明書交付手数料，住民基本台帳手数料，犬の登録手数料，屋外広告物許可申請手数料，介護サービス事業者指定等申請手数料

2 過去の審議会の経過

(1) 一般会計及び特別会計（公営企業を除く）における審議会の開催状況

使用料及び手数料の見直しのため、これまで使用料等審議会を平成 16 年度、20 年度、25 年度、28 年度に開催しています。

なお、その後は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う市民生活への影響等を考慮し、審議会の開催を見送っています。

(2) 審議会答申に基づく改定状況

資料 3のとおり使用料及び手数料の改定を実施しています。

3 審議会の今後の進め方（案）

次のスケジュールにより審議会を実施したいと考えております。

また、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、本市の附属機関の会議は、原則として公開により行います。公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるときは、例外的に会議を公開しないことができますが、市民生活に密接に関わる使用料及び手数料について審議する当審議会の性質を鑑み、事務局としては、今後の会議についても、原則どおり公開により実施したいと考えております。

8月 28 日	第2回審議会（ヒアリング対象の選定）
10 月	第3～5回審議会（担当課ヒアリング）
11 月上旬	第6回審議会（改定案の検討）
11 月中旬	第7回審議会（答申案の検討）
11 月下旬	答申の提出

○水戸市行政経営改革プラン（抜粋）

実施項目(14) 使用料等の一層の適正化

取組の目的

一般会計及び特別会計（公営企業を除く）の使用料・手数料については、水戸市使用料等審議会の答申等に基づき、市民生活への影響等を考慮しながら、見直しを行っている。今後も、住民負担の公平性の確保と受益者負担の一層の適正化を図る観点から、定期的な見直しに取り組む。

また、水道料金、下水道使用料、国民健康保険税についても、各諮問機関の答申等に基づき、見直しの検討を行い、適正な事業運営に努める。

実施内容及び年度計画

①一般会計及び特別会計（公営企業を除く）の使用料、手数料の見直し

使用料や手数料（一般廃棄物処理手数料を除く）について、使用料等審議会での検討結果を踏まえ、必要な見直しを行う。また、一般廃棄物処理手数料について、水戸市廃棄物減量等推進審議会での検討結果を踏まえ、必要な見直しを行う。

2024（R6）年度	2025（R7）年度	2026（R8）年度	2027（R9）年度	2028（R10）年度
▶検討	▶使用料等審議会における見直しの検討	▶答申を踏まえた対応		
▶廃棄物減量等推進審議会における一般廃棄物処理手数料の見直しの検討	▶答申を踏まえた対応			

（所管課 財政課、衛生事業課、ごみ減量課、清掃事務所、各制度所管課）

【現状】

- ・使用料等審議会の答申を踏まえた見直しの状況
2017（H29）年度 新設1件、改定3件（増額2件、減額1件）
※2021（R3）・2022（R4）年度 新型コロナウイルス感染症の影響等により検討見送り
- ・一般廃棄物処理手数料の収入状況（2023（R5）年度決算）
ごみ処理手数料等：835,881千円
し尿処理手数料：47,379千円

過去の審議会答申に基づく改定状況
(下水道使用料, 農業集落排水処理施設使用料を除く)

平成16年度開催

(単位:千円)

名称	審議会答申	改定内容	改定時期	改定 影響額 (年間)
自転車駐車場使用料	一時使用自転車100円→150円 原付150円→200円 定期利用 1.5倍	答申のとおり	平成17年7月1日	30,929
老人福祉施設使用料	市内60歳以上0円→100円	改定見送り (高齢者支援の観点から改定を見送り)		
斎場使用料(火葬場)	市内0円→大人5,000円	(市内) 13歳以上5,000円 12歳以下2,500円 死産児1,500円	平成17年7月1日	9,419
園芸指導センター使用料(入浴施設)	市内60歳以上0円→100円	改定見送り (高齢者支援の観点から改定を見送り)		
市営住宅駐車場使用料	一台月1,500円→2,100円	答申のとおり	平成17年7月1日	14,421
幼稚園保育料	月6,000円→7,000円	改定見送り (少子化対策の観点から改定を見送り)		
体育施設使用料	平均20%程度改定	平均20%程度改定 (サッカー・ラグビー場, 内原ヘルスパーク除く)	平成17年7月1日	10,777
少年自然の家使用料	宿泊200円→300円, 日帰り100円→150円など50%改定	答申のとおり	平成17年7月1日	959
市民会館使用料	平均20%程度改定	答申のとおり	平成17年7月1日	11,784
使用料 計				78,289
自転車保管手数料	1,000円→2,000円	答申のとおり	平成17年7月1日	2,104
境界確認証明書交付手数料	1,000円→2,000円	答申のとおり	平成17年7月1日	385
浄化槽汚泥処分手数料	20円/10kg→30円/10kg	20円/10kg→25円/10kg (急激な改定にならないよう配慮)	平成17年7月1日	16,772
住宅用家屋証明申請手数料	(減額) 1,300円→350円	答申のとおり	平成17年7月1日	△ 1,457
一件300円の諸証明等手数料	300円→350円	答申のとおり	平成17年7月1日	20,183
手数料 計				37,987
合 計				116,276

平成20年度開催

(単位:千円)

名称	審議会答申	改定内容	改定時期	改定 影響額 (年間)
老人福祉施設使用料	市内60歳以上 0円→100円	改定見送り (使用料徴収対象を入浴に限定するなどの対象の限定や料金徴収方法を検討する必要がある。)		
サン・アビリティーズ使用料	平均50%程度改定	平均25%程度改定	平成21年7月1日	260
園芸指導センター使用料(入浴施設)	60歳以上70歳未満 0円→300円 70歳以上 0円→150円	市内 60歳以上 0円→150円 中学生 300円→150円 小学生 0円→150円	平成21年7月1日	1,776
植物公園入園料	65歳以上70歳未満 0円→300円 70歳以上 0円→150円	市内 65歳以上 0→150円 60歳以上65歳未満 300円→150円 小中学生 0→150円	平成21年7月1日	1,093
体育施設使用料	平均20%程度改定 一部の個人料金や団体料金等については他施設(民間、他市)の料金を勘案して改定率等を検討すること。	大規模改造を実施の市立競技場については、平成21年11月1日から新たな料金体系を設定する。 その他の施設については、平成22年4月1日から20%程度の改定を実施する。ただし、県施設等と比較して割高である一部の施設や個人利用については、据置とする。	平成22年4月1日	11,630
市営住宅駐車場使用料	一台2,100円→2,500円(平均) なお、箇所別の料金設定を検討すること。	改定見送り (受益者負担率を再計算したところ約64%と改善がみられた。住宅家賃の段階的な改定を実施している。)		
幼稚園保育料	月6,000円→7,000円 なお、定員充足率の向上に努めること。(19年度充足率64.8%)	改定見送り (幼保一元化や認定こども園などの課題を整理した後に検討を実施する。)		
使用料 計				14,759
境界確認証明書交付手数料	2,000円→2,600円	答申のとおり	平成21年7月1日	183
浄化槽汚泥処分手数料	25円/10kg→30円/10kg	改定見送り (一部事務組合で処理している常澄地区、内原地区が1/10の料金である。施設の老朽化や過剰設備のため効率的な運営が困難である。現在の料金は県内最高額である。)		
手数料 計				183
合 計				14,942

平成25年度開催

(単位:千円)

名称	審議会答申	改定内容	改定時期	改定 影響額 (年間)
老人福祉センター 入浴施設使用料	新設 100円 ※低所得者に対する減免制度等を あわせて検討すること。	答申のとおり ※回数券による割引を実施 7回 500円	平成26年7月1日	7,581
幼稚園保育料	6,000円→7,000円 ※定員充足率(H24充足率57%)の 向上を図ること。	改定見送り (H27年度からの子ども・子育て支援制度の本 格施行を踏まえ、今後検討を進める。)		
体育施設使用料	利用状況を踏まえ、時間単位料金 制の導入や部分利用料金の設定 など料金体系を見直すこと。また、 実費相当額である照明料金につい ては、定期的な見直しを行うこと。	答申のとおり	平成26年9月1日	-
使用料 計				7,581
犬の注射済票交 付・再交付手数料	新設 交付手数料500円 再交付手数料300円	答申のとおり	平成27年3月2日	51
指定地域密着型 サービス事業者等 指定申請・指定更 新申請手数料	新設 指定申請手数料30,000円 指定更新申請手数料15,000円	答申のとおり	平成26年7月1日	135
自転車保管手数料	撤去に係る負担などを考慮し、原 動機付自転車の料金を自転車より 高い料金に改定すること。	答申のとおり ※近年は原付の実績なし	平成26年7月1日	-
優良観光土産品登 録手数料	対象土産品のブランド力や魅力が より向上する事業となるよう、実施 主体を含めた制度のあり方につい て検討すること。	関係機関と協議の上、令和8年度から実施主 体の変更を含めた制度の見直しを検討中。		
手数料 計				186
合 計				7,767

平成28年度開催

(単位:千円)

名称	審議会答申	改定内容	改定時期	改定 影響額 (年間)
自転車駐車場使用料	指定管理者制度の導入等により経営改善に取り組んだ結果、使用料収入が施設運営コストを上回っていることから、受益者負担の適正化に向けて、引き下げを実施すること。 改定に当たっては、子育て支援や就学支援の観点から、特に学生の定期使用料について配慮すること。	答申のとおり 学生の定期使用料 自転車 年間 15,000円 → 14,000円 原付等 年間 22,500円 → 21,000円 ※1・3・6か月の定期使用料も改定	平成29年4月1日	△4,232
堀斎場使用料(式場等)	今後予定されている待合室の改修に伴い、引き上げを実施すること。改定に当たっては、民間施設や他市の状況等を十分調査すること。	下入野斎場の供用開始に合わせ、式場、待合室等の引き上げを実施した。 主な改定内容 第1式場 市内 54,000円 → 60,000円 市外 108,000円 → 120,000円 第2式場 市内 18,000円 → 20,000円 市外 36,000円 → 40,000円 待合室 市内 4,000円 → 5,000円 市外 8,000円 → 10,000円	令和7年1月10日	2,181
使用料 計				△2,051
建築制限等解除承認申請手数料	新設 2,000円	答申のとおり	平成29年7月1日	508
印鑑登録証亡失再交付手数料	350円→500円	答申のとおり	平成29年7月1日	315
開発行為又は建築に関する規定適合証明書交付手数料	350円→5,000円	答申のとおり	平成29年7月1日	279
手数料 計				1,102
合 計				△949



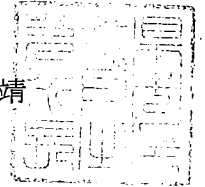
財政諮問 第 1 号

平成 28 年 8 月 24 日

水戸市使用料等審議会 様

水戸市長 高橋

靖



水戸市使用料等の額の算定及び改定について（諮問）

水戸市使用料等審議会条例(平成 16 年条例第 3 号)第 2 条の規定に基づき、下記のとおり
諮問します。

記

住民負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、下水道使用料及び農業集落
排水処理施設使用料を除く使用料並びに手数料の額の算定及び改定について諮問します。

使 審 答 申 第 1 号

平成 28 年 12 月 1 日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市使用料等審議会

会 長 砂金 祐年

水戸市使用料等の額の算定及び改定について(答申)

平成 28 年 8 月 24 日付け財政諮問第 1 号で諮問のあった水戸市使用料等の額の算定及び改定について、下記のとおり答申いたします。

記

1 使用料及び手数料の状況と検討の対象

市は、公共施設の利用や役務の提供などの市民サービスの対価として、様々な使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を受益者から徴収しており、これらの平成 27 年度決算は、公営企業会計を除き、使用料は約 20 億 9,400 万円、手数料は約 11 億 8,600 万円、合計で約 32 億 8,000 万円となっています。

使用料等は、市民サービスを将来にわたり安定的に提供するうえで貴重な財源であり、その徴収に当たっては、受益者負担の適正化を図る観点から、サービスの内容やコストとのバランス、サービスを利用する受益者と利用しない者との負担の公平性などを考慮しつつ、定期的に額の見直しを行う必要があります。

このような考え方のもと、本年度においては、平成 27 年度に検討した下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を除くすべての使用料等を対象として、見直しの検討を行いました。ただし、市営住宅家賃をはじめ、法令の規定等により市の裁量の余地がないものや、水道使用料やごみ処理手数料など他の附属機関で見直しを行うものなどについては、検討の対象外としました。

2 審議の経過

使用料等については、受益者の範囲や利用の必要性など受益の性質がそれぞれ異なることから、過去の審議会において、受益者負担の適正化を検討する際の目安として、サービスごとに受益者負担率の基準を定めています。

審議に当たっては、検討対象とした使用料等のうち 41 件について、担当課より提出された調書に基づき、決算状況や過去の改定の経緯、施設運営や事務処理に要するコストの状況、平成 27 年度決算により算定した受益者負担率、他市の料金などの確認を行いました。

そして、これらの使用料等のうち、実際の受益者負担率が基準と乖離しているものなど 19 件については、担当課へのヒアリングを実施し、より詳細な調査を行うとともに、ヒアリングの結果を踏まえ、受益者負担の適正化に向けて見直しの検討を行いました。

以上の審議を踏まえ、次の各項目を実施されるよう提言いたします。

3 受益者負担の適正化に向けた提言

(1) 基本方針について

ア コストの削減

使用料等の受益者負担を求める前提として、施設運営や事務処理コストのさらなる削減に取り組むこと。

特に、公共施設の管理運営については、持続可能な行財政運営の確立に向けて、指定管理者制度の導入など民間活力の活用を一層推進するとともに、施設の老朽化の状況や今後の人口減少を見据え、統廃合や長寿命化など施設の将来的な方向性について、市の方針を速やかに決定すること。

イ 利用の拡大

使用料等の改定に優先して、戦略的な広報宣伝活動の実施や、市民ニーズを踏まえた行政サービスの改善に継続的に取り組むことにより、利用率の向上に努め、使用料等の収入増を図ること。

(2) 各使用料等について

ア 新たに徴収するもの

(ア) 建築制限等解除承認申請手数料

都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づく建築制限等解除承認申請について、事務処理コストや他市の徴収状況などを考慮し、新たに 2,000 円の手数料を徴収すること。

イ 改定するもの

(ア) 自転車等駐車場使用料

指定管理者制度の導入等により経営改善に取り組んだ結果、使用料収入が施設運営コストを上回っていることから、受益者負担の適正化に向けて、引き下げを実施すること。

改定に当たっては、子育て支援や就学支援の観点から、特に学生の定期使用料について配慮すること。

(イ) 斎場使用料（式場等）

今後予定されている待合室の改修に伴い、引き上げを実施すること。

改定に当たっては、民間施設や他市の状況等を十分調査すること。

(ウ) 印鑑登録証亡失再交付手数料

事務処理コストや他市の徴収状況などを考慮し、350 円から 500 円に引き上げること。

(エ) 建築確認等証明書交付手数料

都市計画法施行規則第 60 条の規定に基づく建築確認等証明書交付手数料について、事務処理コストや他市の徴収状況などを考慮し、350 円から 5,000 円に引き上げること。

ウ 改定以外で特に適正化を求めるもの

(ア) 市民センター使用料

本市においては、小学校区ごとに市民センターを配置しており、その運営に多額のコストを要していることから、他の施設とのバランスを考慮し、受益者負担率の基準の見直しを含めた使用料のあり方について検討を行うこと。

検討に当たっては、使用料のあり方を審議する組織を設置するとともに、施設の利用実態のほか、市民の意向や他市の状況などを十分調査すること。

(イ) 植物公園入園料

効果的な広報宣伝活動の実施に加え、集客力の高いイベントを展開するなど、魅力ある施設運営に努め、入園者数の増加を図ること。

(ウ) ふるさと農場使用料

効果的な広報宣伝活動により、市内外からの利用者の確保に努めるなど、利用件数の増加を図ること。

(エ) 幼稚園保育料

定員充足率が年々低下していることから、認定子ども園への移行を含めた施設の適正配置について、速やかに方針を決定するとともに、市民ニーズに即した子育てサービスの充実を図ること。

また、保育料については、子ども子育て支援新制度への移行を踏まえ、私立幼稚園に準じて、所得に応じた料金体系の導入を検討すること。

(オ) 市場使用料

使用料収入が、施設の運営コストを上回る状況が続いていることから、中長期的な施設の整備計画を速やかに策定し、将来コストを適切に算定したうえで、使用料の見直しを検討すること。

(カ) 体育施設使用料

過去数回にわたり使用料を改定し、経営改善に努めているものの、施設の管理運営に多額のコストを要していることから、さらなる経費の削減と利用率の向上に取り組み、運営の合理化に努めること。

(キ) 自転車保管手数料

放置自転車の撤去件数の減少に伴い、手数料収入が減少していることから、撤去業務の内容について見直しを図るなど、コストの削減に取り組むこと。

使用料及び手数料の受益者負担適正化の検討方法について

1 受益者負担率の基準

市では、公共施設の利用や役務の提供など行政サービスの対価として、様々な使用料及び手数料を徴収しています。

これらの使用料及び手数料については、受益者の範囲や利用の必需・任意性など受益の性質がそれぞれ異なることから、過去の使用料等審議会において、サービスごとに次のとおり受益者負担率※の基準を定めています。

なお、使用料及び手数料の見直しに当たっては、当該基準に加え、**資料6**「受益者負担適正化の検討の観点について」に示す事項を総合的に検討した上で、方針を決定します。

※行政サービスの提供に要するコストのうち、受益者が使用料及び手数料により負担する割合

(1) 使用料

使用料は、受益者の範囲を「広範囲の受益者」と「特定の受益者」に、施設利用等から生じる受益の性質を「基本的な受益」「必需的な受益」「選択的な受益」に分類することにより、行政サービスを5つに区分し、受益者負担率の基準を定めています。

〔受益者負担率の基準一覧〕

区 分		受益者負担率	サービスの種類
受益者の範囲	受益の性質		
広範囲の受益者	基本的な受益	0%	小中学校，市民センター，図書館など
	必需的な受益	25%	斎場（火葬場）
	選択的な受益	50%	芸術館塔，市民会館，老人福祉センター（入浴施設），ふるさと農場，植物公園，幼稚園預かり保育，少年自然の家，体育施設
特定の受益者	必需的な受益	75%	斎場（式場等），市営住宅污水处理場
	選択的な受益	100%	自転車駐車場，墓地公園，駐車場，市営住宅駐車場，公設地方卸売市場

(2) 手数料

手数料は、特定の申請等に基づく個々の行政サービスの対価として徴収するものであり、申請等を行った特定の受益者のみが利益を受けることから、すべてのコストを手数料で賄うことができるよう、受益者負担率の基準は原則 100%と定めています。

2 受益者負担率の算定方法

(1) 使用料

使用料の受益者負担率は、施設ごとに、年間の使用料収入を各施設の年間の運営コストで除して算定します。

〔受益者負担率の算定方法〕

$$\text{受益者負担率} = \frac{\text{年間の使用料収入}}{\text{年間の施設運営コスト}}$$

このとき、施設運営コストとしては、経常的な施設運営経費や施設修繕料のほか、施設運営に携わる職員等の人件費を計上します。

ただし、特別会計を設置して経理する施設（公設地方卸売市場及び立体駐車場）については、独立採算の原則に基づき、会計全体を一つの行政サービスとして捉え、受益者負担率を算定することとします。

また、特別会計の運営コストには、市債償還費である公債費を加えます。

〔施設運営コストの算出方法〕

①運営経費

経常的な施設運営費の令和6年度決算額を計上する。

行事やイベントなど、施設の維持管理業務に含まれない経費は除外する。

使用料に係る運営経費が全体経費の一部のときは、面積や業務量等により按分して算出する。

②施設修繕料

年度による変動が大きいことから、令和4年度から令和6年度の3年間平均の決算額を計上する。

経常的な維持補修費を計上するものであり、臨時的な大規模修繕費や建設事業費、災害復旧費は除外する。

③人件費

職員の人件費は、職員配置による年度間の変動が大きいことから、令和6年度の配置職員数に、平均給与費（事務職員8,100千円、技能労務職員8,800千円）を乗じて算出した額を計上する。

会計年度任用職員の人件費等は、令和6年度決算額を計上する。

職員等が他の業務にも従事している場合は、業務量等により按分して算出する。

④公債費（特別会計のみ）

公債費の償還元金・利子の令和6年度決算額を計上する。

(2) 手数料

手数料の受益者負担率は、手数料が行政サービス1件ごとに徴収されることから、単価を1件当たりの事務処理コストで除して算定します。

〔受益者負担率の算定方法〕

$\text{受益者負担率} = \frac{\text{手数料1件の単価}}{\text{1件当たりの事務処理コスト}}$
--

〔事務処理コストの算出方法〕

①事務経費 令和6年度決算を基に、1件当たりの経費を計上する。 (用紙の印刷費、システム機器のリース料、現地確認の燃料費など)
②人件費 職員人件費、会計年度任用職員人件費の1分当たりの単価に、1件当たりの平均的な所要時間(分)を乗じて計上する。

3 検討方法

(1) 検討対象の選定

令和6年度決算を基に算出した実際の受益者負担率と基準の負担率を比較し、乖離が大きいものを検討対象として選定します。

また、次の使用料・手数料については、審議会の検討対象から除外します。

- ・法令等により標準的な額が定められており、市の裁量の余地がないもの（市営住宅家賃使用料、戸籍手数料など）
- ・中核市又は建築基準法に基づく特定行政庁として、県等と統一的な料金設定を行っているもの（食品衛生許可申請等手数料等保健所関係の各種手数料、建築許可等申請手数料等建築行政関係の各種手数料など）
- ・他審議会で見直しを検討するもの（ごみ処理手数料、上下水道使用料など）
- ・施設の設置目的に合った利用の場合は無料だが、目的外の利用をした場合のみ徴収するもの（国際交流センター使用料、福祉ボランティア会館使用料など）
- ・施設の整備費用を基に額を定めているもの（墓地公園永代使用料、合葬式墓地使用料）
- ・令和6年度途中に開設した施設で、年間を通しての決算がないもの（下入野斎場使用料）
- ・目的外の利用に対する使用料であり、財産の価値を基に額を定めているもの（市有地使用料、道路占用料など）

(2) 検討の手法

検討対象の使用料・手数料を徴収している担当課から、金額や運営コストの考え方、他市の状況などについてヒアリングを行い、受益者負担の適正化に向けた対応策について検討を進めます。

受益者負担適正化の検討の観点について

- 1 行政サービスとして受益者にどの程度の負担を求めるべきか
受益者の範囲及び受益の性質から負担率の基準は適正か
他のサービスと比較して適正な負担率であるか
- 2 受益者負担率の基準と決算ベースの値に乖離があるか
乖離がある場合
運営経費又は事務経費の削減を図るべきではないか
利用率が低いことが原因ではないか
乖離に特別の事情はないか
- 3 市民理解を得られる金額であるか
他市、県、民間のサービスと比較して均衡が図られているか
サービスの受益者が納得できる金額であるか
受益者以外の市民の理解を得られる金額であるか
- 4 以上を総合的に検討した上で料金改定を行う必要があるか
改定の必要ありと判断する場合
どのような改定を行うべきか（改定率、改定額など）
改定にあたって配慮すべき点はあるか

使用料及び手数料一覧(公営企業会計を除く)

1 使用料

番号	名称	令和6年度		負担率 基準	検討 対象	(参考) 平成27年度	
		決算額(円)	負担率			決算額(円)	負担率
1	自転車駐車場使用料	78,728,440	84.8%	100%	○	93,277,950	126.4%
2	芸術館塔入場料	3,418,000	40.5%	50%	○	2,303,900	34.7%
3	市民会館使用料	137,356,263	32.1%	50%	○		
4	墓地公園管理使用料	39,391,200	92.6%	100%		38,108,000	68.6%
5	堀斎場使用料(火葬場)	19,246,500	21.2%	25%	○	19,610,500	26.3%
6	堀斎場使用料(式場等)	22,588,750	46.3%	75%	○	32,834,750	58.7%
7	老人福祉センター使用料(入浴施設)	2,943,200	5.8%	50%	○	4,788,900	11.3%
8	預かり保育料	1,502,500	74.2%	50%		3,698,000	177.8%
9	ふるさと農場使用料	1,821,280	9.6%	50%	○	1,766,200	14.8%
10	市場使用料	461,129,895	174.8%	100%	○	457,426,617	124.2%
11	駐車場使用料(一般会計)	36,299,550	99.3%	100%		56,024,422	198.1%
12	駐車場使用料(特別会計)	75,040,975	82.7%	100%	○	72,088,441	53.5%
13	植物公園入園料	7,442,700	4.9%	50%	○	7,722,400	6.7%
14	市営住宅駐車場使用料	45,907,400	6297.3%	100%	○	51,897,300	1975.5%
15	市営住宅汚水処理場使用料	3,160,500	53.6%	75%	○	7,073,340	64.2%
16	少年自然の家使用料	4,307,560	5.6%	50%	○		
17	体育施設使用料	220,127,462	18.7%	50%	○	94,024,050	15.8%
18	市庁舎使用料	9,675,062	行政財産の目的外使用等				
19	市庁舎駐車場使用料	3,951,700	目的外利用のみ徴収				
20	市民センター衆議院議員総選挙 個人演説会等開催使用料	26,011	国政選挙執行経費基準法の規定に相当する金額				
21	国際交流センター使用料	552,600	目的外利用のみ徴収				
22	体育施設使用料	5,716,480	都市公園条例(占用等)				
23	男女平等参画センター使用料	562,100	目的外利用のみ徴収				
24	墓地公園永代使用料	17,064,000	整備費用を基に決定				
25	合葬式墓地使用料	70,805,000	整備費用を基に決定				
26	下入野斎場使用料(火葬場)	2,320,000	令和7年1月開設				
27	下入野斎場使用料(式場)	3,104,500	令和7年1月開設				
28	福祉ボランティア会館使用料	1,008,000	目的外利用のみ徴収				
29	サン・アビリティーズ使用料	1,090,400	目的外利用のみ徴収				
30	老人福祉センター使用料(会議室等)	284,400	目的外利用のみ徴収				

番号	名称	令和6年度		負担率 基準	検討 対象	(参考) 平成27年度	
		決算額(円)	負担率			決算額(円)	負担率
31	森の交流センター使用料	183,700	目的外利用のみ徴収				
32	道路占用料	124,515,872	道路占用料条例				
33	法定外公共物占用料 (認定外道路)	508,182	法定外公共物管理条例				
34	法定外公共物占用料 (普通河川)	2,732,403	法定外公共物管理条例				
35	河川占用料	244,496	準用河川占用料等徴収条例				
36	排水路占用料	120,323	都市下水路等管理条例				
37	都市下水路占用料	203,563	都市下水路等管理条例				
38	水戸駅前広場占用料	83,928	道路占用料条例の準用				
39	公園使用料	5,477,341	都市公園条例				
40	市営住宅家賃使用料	567,569,500	公営住宅法				
41	市有地使用料	11,047,980	行政財産の目的外使用等				
42	建物使用料	5,326,755	行政財産の目的外使用等				
43	職員等駐車場使用料	44,035,000	行政財産の目的外使用等				
	計	2,038,621,471					

2 手数料

番号	名称	令和6年度		負担率 基準	検討 対象	(参考) 平成27年度	
		決算額（円）	負担率			決算額（円）	負担率
1	印鑑登録証明書交付手数料 （窓口）	19,400,150	124.6%	100%	○	32,833,500	102.6%
2	印鑑登録証明書交付手数料 （コンビニ）	7,676,700	97.1%	100%	○		
3	印鑑登録証亡失再交付手数料	736,000	133.0%	100%		706,650	69.0%
4	住民基本台帳手数料 （窓口）	36,678,600	120.7%	100%	○	53,653,600	103.2%
5	住民基本台帳手数料 （コンビニ）	8,916,900	101.7%	100%	○		
6	自転車保管手数料	302,000	8.6%	100%	○	712,000	7.6%
7	浄化槽清掃業許可手数料	5,000	110.1%	100%		25,000	109.6%
8	一般廃棄物処理業許可証交付手 数料（ごみ）	40,000	95.2%	100%		330,000	99.7%
9	一般廃棄物処理業従業員証交付 手数料（ごみ）	12,500	96.0%	100%		180,000	92.3%
10	犬の登録手数料	2,802,000	101.4%	100%		2,523,000	99.6%
11	犬の鑑札再交付手数料	91,200	99.8%	100%		72,000	100.8%
12	犬の注射済票交付手数料	4,294,000	105.3%	100%		4,576,500	93.7%
13	犬の注射済票再交付手数料	2,400	94.9%	100%		2,400	97.4%
14	優良観光土産品登録手数料	60,500	89.3%	100%		126,000	79.8%
15	境界確認証明書交付手数料	1,193,400	58.8%	100%	○	1,315,600	69.2%
16	屋外広告物許可申請手数料	8,094,900	102.6%	100%		6,828,250	104.2%
17	介護サービス事業者指定等申請 手数料	750,000	92.2%	100%		30,000	99.7%
18	介護サービス事業者指定等更新 申請手数料	855,000	98.7%	100%		285,000	96.9%
19	戸籍手数料	39,973,450	手数料の標準に関する政令				
20	自動車臨時運行許可申請手数料	1,619,250	手数料の標準に関する政令				
21	納税証明書交付手数料	3,007,550	証明手数料（1件350円）				
22	不動産証明手数料	6,973,750	証明手数料（1件350円）				
23	市県民税証明手数料	11,599,550	証明手数料（1件350円）				
24	一般廃棄物処理業許可証交付手 数料（し尿）	5,000	ごみに準じて規定				
25	一般廃棄物処理業従業員証交付 手数料（し尿）	2,000	ごみに準じて規定				
26	浄化槽保守点検業登録申請手 数料	96,000	県に準じて規定				
27	浄化槽保守点検業更新登録申請 手数料	512,000	県に準じて規定				
28	産業廃棄物処理業許可申請等手 数料	188,000	県に準じて規定				
29	使用済自動車関連事業者許可等 手数料	332,000	県に準じて規定				
30	土地の埋立て等許可申請手数料	95,000	県に準じて規定				

番号	名称	令和6年度		負担率 基準	検討 対象	(参考) 平成27年度	
		決算額（円）	負担率			決算額（円）	負担率
31	浄化槽汚泥処分手数料	58,658,975	他審議会で検討				
32	し尿処理手数料	42,873,570	他審議会で検討				
33	ごみ処理手数料（家庭ごみ）	420,273,400	他審議会で検討				
34	ごみ処理手数料（直接搬入）	464,107,370	他審議会で検討				
35	特定家庭用機器一般廃棄物手数料	646,000	他審議会で検討				
36	医事許可申請等手数料	1,129,000	県に準じて規定				
37	薬事許可申請等手数料	2,158,300	県に準じて規定				
38	食品衛生許可申請等手数料	14,242,400	県に準じて規定				
39	環境衛生許可申請等手数料	1,179,000	県に準じて規定				
40	と畜検査手数料	9,652,450	県に準じて規定				
41	農林水産物・食品の輸出証明書 交付手数料	99,180	国に準じて規定				
42	感染症検査結果証明書交付手数料	28,000	県に準じて規定				
43	犬猫引取手数料	12,000	県に準じて規定				
44	犬猫返還手数料	90,000	県に準じて規定				
45	建築物等確認申請等手数料	616,000	県に準じて規定				
46	建築基準法に基づく建築許可等 申請手数料	1,569,400	県に準じて規定				
47	建築確認等証明手数料	328,650	県に準じて規定				
48	開発行為許可申請手数料	10,040,000	県に準じて規定				
49	開発行為変更許可申請手数料	320,000	県に準じて規定				
50	開発許可を受けた地位の承継の 承認申請手数料	73,800	県に準じて規定				
51	開発登録簿の写し交付手数料	211,500	県に準じて規定				
52	建築物等完了検査申請等手数料	512,000	県に準じて規定				
53	建築物中間検査等申請手数料	53,000	県に準じて規定				
54	都市計画法に基づく建築等許可 申請手数料	912,000	県に準じて規定				
55	道の位置の指定申請手数料	1,000,000	県に準じて規定				
56	建築計画概要書の写し交付手数料	1,314,950	県に準じて規定				
57	長期優良住宅建築等計画認定手 数料	3,216,000	県に準じて規定				
58	低炭素建築物新築等計画認定申 請手数料	12,000	県に準じて規定				
59	開発行為又は建築に関する規定 適合証明書交付手数料	175,000	県に準じて規定				
60	建築制限等解除承認申請手数料	456,000	県に準じて規定				
61	屋外広告物講習会受講手数料	148,500	県に準じて規定				
62	サービス付き高齢者向け住宅登 録事業申請手数料	30,000	県に準じて規定				

番号	名称	令和6年度		負担率 基準	検討 対象	(参考) 平成27年度	
		決算額（円）	負担率			決算額（円）	負担率
63	サービス付き高齢者向け住宅登録事業更新申請手数料	50,000	県に準じて規定				
64	危険物規制事務手数料	2,303,700	手数料の標準に関する政令				
65	火薬類の譲受けの許可申請手数料	9,300	手数料の標準に関する政令				
66	煙火消費の許可申請手数料	63,200	手数料の標準に関する政令				
67	諸証明手数料	3,072,800	証明手数料（1件350円）				
68	督促手数料（過年度分）	1,630,369	督促手数料（過年度分のみ）				
	計	1,199,582,614					

使 用 料 調 書

1	自転車駐車場使用料	1
2	芸術館塔入場料	5
3	市民会館使用料	7
4	墓地公園管理使用料	13
5	堀斎場使用料(火葬場)	15
6	堀斎場使用料(式場等)	17
7	老人福祉センター使用料(入浴施設)	19
8	預かり保育料	21
9	ふるさと農場使用料	23
10	市場使用料	25
11	駐車場使用料(一般会計)	29
12	駐車場使用料(特別会計)	31
13	植物公園入園料	33
14	市営住宅駐車場使用料	35
15	市営住宅污水处理場使用料	37
16	少年自然の家使用料	39
17	体育施設使用料	41
18	調書を作成しない使用料の資料	79

使用料調書

使用料名	自転車駐車場使用料
根拠条例等	水戸市自転車等駐車場条例
担当課	生活安全課

使用料の状況				
概要及び単価等	自転車等駐車場の使用料 水戸駅北口地下, 水戸駅南口(東棟・西棟), 赤塚駅(北口・南口, 南口第2※) ※南口第2は, 自転車専用 一時使用 1日1回 自転車150円, 原動機付自転車及び小型自動二輪車200円 定期使用(別紙, 定期使用料詳細のとおり)			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増等概要)	平成15年度(一時使用) 自転車50円・原付50円⇒自転車100円・原付150円 平成17年度 定期使用 自転車 一般20,000円・学生10,000円⇒一般30,000円・学生15,000円 (1年) 原付 一般30,000円・学生15,000円⇒一般45,000円・学生22,500円 一時使用 自転車100円・原付150円⇒自転車150円・原付200円 ほか 平成28年度(学生の定期使用料を引下げ) 定期使用(1年) 自転車 学生15,000円⇒14,000円 ほか			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	72,883	77,305	78,729	76,306
件 数	107,597	126,575	136,373	123,515
減免の状況	(全額免除) ・生活保護受給者 ・障害者手帳等保有者		年 度	6年度
			金額(千円)	2,515
			件数	8,960

施 設 運 営 コ ス ト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	・水戸市分 3,161 光熱水費 3,161	5,213		
	・指定管理者分 2,052 消耗品費 1,004 光熱水費 797 通信運搬費 251			
委託料	・水戸市分 360 市有施設定期点検業務 360	7,767		
	・指定管理者分 7,407 清掃業務 1,592 設備保守 1,782 消防点検 748 照明設備点検 550 機器保守点検業務(8件) 2,735			
その他の 経費	・水戸市分 2,717 火災保険料 216 自動券売機リース(3箇所) 154 夜間金庫 634 AEDリース 220 LEDリース 1,493	9,569		
	・指定管理者分 6,852 事務経費等 134 消費税 6,718			
計		22,549		
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
4年度		5年度	6年度	金額(千円)
2,184		3,237	3,785	3,069

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	(指定管理者)正社員(1人), パート(50人)	67,247
会計年度 任用職員 人件費		-
その他 (報償費)		-
計		67,247

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		100%
= $\frac{78,729}{22,549 + 3,069 + 67,247 + \square}$ =		84.8 %
受益者 負担率 等につ いての考 察	主な使用者は駅利用の通勤・通学者であり, そのうち高校生が大部分を占めている状況である。 受益者負担率に関する要因としては, 使用料収入が横ばいの中で, 施設運営に係る人件費等の経費は上昇している。 今後, 使用者数の大幅な増加は見込まれないため, 効率的な施設運営による経費削減に取り組むとともに, 令和9年度からの内原駅自転車等駐輪場の供用開始にあわせた使用料の改定に向け, 検討を行うこととする。	

他市等の状況

日立市	一時使用 1日1回 自転車100円, 原動機付自転車210円, 自動二輪車340円 定期使用(6月) 自転車 一般6,400円~10,700円, 学生4,480円~7,490円 (6月) 原動機付自転車 一般・学生9,600円又は16,060円 (1月) 自動二輪車 一般・学生1,980円又は3,300円
ひたちなか市	一時使用 1日1回 自転車100円又は300円, 原動機付自転車150円 定期使用 1年 自転車 一般7,600円~20,900円, 学生5,100円~16,700円 原動機付自転車 一般・学生25,800円
つくば市	一時使用 1日1回(24時間) 自転車100円(150円), 原動機付自転車200円(300円) 自動二輪車300円(450円) 定期使用(6月) 自転車 一般6,830円~11,730円, 学生3,410円~5,860円 原動機付自転車 一般11,740円又は15,710円, 学生5,870円又は7,850円 自動二輪車 一般22,830円, 学生11,410円
宇都宮市	一時使用 1日1回 自転車100円, 原動機付自転車・自動二輪車150円 定期使用(6月) 自転車 一般8,340円又は11,260円, 学生5,880円又は7,830円 原動機付自転車・自動二輪車 一般11,260円又は16,890円 学生7,830円又は11,770円
前橋市	一時使用 1日1回 自転車30円又は100円, 原動機付自転車・自動二輪車150円 定期使用 1年 自転車 一般5,760円又は17,280円, 学生4,600円又は13,820円 原動機付自転車・自動二輪車 一般20,740円, 学生17,280円
高崎市	一時使用 1日1回 自転車100円~150円, 原動機付自転車120円又は200円 定期使用(1月) 自転車 一般1,480円~2,670円, 学生1,270円~1,910円 原動機付自転車・自動二輪車 一般1,700円又は2,980円 学生1,480円又は2,340円

(水戸市の定期使用料詳細)

期間	自転車		原動機付自転車・ 小型自動二輪車	
	一般	学生	一般	学生
1ヶ月	3,000円	1,400円	4,500円	2,100円
3ヶ月	7,500円	3,500円	11,250円	5,250円
6ヶ月	15,000円	7,000円	22,500円	10,500円
1年	30,000円	14,000円	45,000円	21,000円

使用料調書

使用料名	芸術館塔入場料
根拠条例等	水戸芸術館条例
担当課	文化交流課

使用料の状況				
概要及び単価等	芸術館塔の入場料 全高100m, 展望室高さ86.4m, 大人200円, 小人100円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成2年の塔の利用開始から現在の単価であり, 改定はしていない。			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	2,513	3,198	3,418	3,043
件 数	14,789	18,625	18,259	17,224
減免の状況	(入場料の免除) 教育活動における本市の小中学生, 本市等の 高齢者, 障害者等の利用		年 度	6年度
			金額(千円)	383
			件数	2,187

施設運営コスト		
①運営経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(千円)
需用費	電気料 2,842(千円)	2,842
委託料	エレベーター保守点検 1,203(千円) 清掃業務 431(千円) (面積按分)26,928,000*1.6%=430,848(円) 警備業務 439(千円) (面積按分)27,412,000*1.6%=438,592(円)	2,073
その他の 経費	券売機(リース料・保守料・用紙) 217(千円) 火災保険料7(千円) (面積按分)451,040*1.6%=7,217(円)	224
計		5,139
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く		
	4年度	5年度
	-	-
	6年度	金額(千円)
	-	-

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		
会計年度 任用職員 人件費	フェイス賃金等(入場受付及び案内) 3,305,280円	3,305
その他 (報償費)		
計		3,305

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		50%
= 3,418		40.5%
= 5,139 + - + 3,305 +		

受益者負担率等についての考察	令和6年度の受益者負担率は、昨年度の40.3%と比較するとおおむね横ばいとなっているものの、基準の50%に達しておらず、施設運営コストについては、人件等が上がっている状況である。 市民会館に訪れる多くの方にも利用を促進するとともに、水戸市のシンボルである水戸芸術館及び塔を県内外へPRし、集客を図って収入増に努めてまいりたい。
----------------	---

他市等の状況

日立市	なし
ひたちなか市	なし
つくば市	松見公園展望塔(全高45m 大人100円 小人50円)
宇都宮市	宇都宮タワー(全高89m 展望室高さ30m 大人190円 小人90円)
前橋市	なし
高崎市	なし
大洗町	ひたちなかエネルギーロジテック大洗マリンタワー(全高60m 展望室高さ55m 大人340円 小人170円)

使用料調書

使用料名	水戸市民会館利用料金
根拠条例等	水戸市民会館条例, 水戸市民会館条例施行規則
担 当 課	文化交流課

使 用 料 の 状 況				
概要及び単価等	・有料施設及び付属設備の利用料金額は、条例等に定める額を超えない範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 ・詳細は別紙「利用料金表」			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増等概要)	令和5年7月の開館以降, 改定していない。			
年 度	4年度	5年度	6年度	5～6年度平均
決算額(千円)	-	93,407	137,357	115,382
件 数	-	1,372	2,466	1,919
減免の状況	水戸市民会館施設利用ガイドブックに基づき、基準に該当する場合は、例外的に各施設の利用料金(会場代)のみを減免の対象とする。詳細は別紙参照。		年 度	6年度
			金額(千円)	48,538
			件数	429

施 設 運 営 コ ス ト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要			金額(千円)
需用費	事務費	24,888,088(円)		122,456
	光熱水費	97,567,466(円)		
委託料	舞台管理費	45,514,260(円)		184,039
	保守点検費	92,405,558(円)		
	清掃費	21,384,000(円)		
	警備費	24,734,242(円)		
その他の経費	保険料	235,580(円)		10,366
	租税公課	10,129,845(円)		
	管理費	0(円)		
計				316,861
②施設修繕料(5～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
	4年度	5年度	6年度	金額(千円)
	-	1,866	2,661	2,264

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	正職員17名、アルバイト28名 ※給与・賞与・福利厚生費等を含む	108,987
会計年度 任用職員 人件費		
その他 (報償費)		
計		108,987

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		50%
= $\frac{137,357}{316,861 + 2,264 + 108,987 + \square}$ =		32.1 %
受益者 負担率 等につい ての考察	開館以来、約200万人の方々に利用され、著名なアーティストのコンサートやミュージカルの公演をはじめ、市民の文化活動の発表の場としての活用や大規模コンベンションの開催などにより、利用料金の収入額が昨年度より増加した。 水戸市民会館は、開館時に、近隣施設や同規模のホールを有する施設を参考に利用料金を設定している。また、開館後2年しか経過していないことから、現状の料金体系を継続し、引き続き、施設の利用促進を図りながら、受益者負担率の推移を注視していく。	

他市等の状況

日立市	日立市日立市民会館(メインホールの座席数:1,309) 日立シビックセンター(メインホールの座席数:825)
ひたちなか市	ひたちなか市文化会館(メインホールの座席数:1,368)
つくば市	つくば国際会議場(メインホールの座席数:1,258) つくば市立ノバホール(メインホールの座席数:1,000)
宇都宮市	宇都宮市文化会館(メインホールの座席数:2,000) 栃木県総合文化センター(メインホールの座席数:1,604)
前橋市	前橋市民文化会館(メインホールの座席数:1,268) 群馬県民会館(メインホールの座席数:2,221)
高崎市	群馬音楽センター(メインホールの座席数:2,205) 高崎芸術劇場(メインホールの座席数:2,027)

水戸市民会館

利用料金表

■ ホール

諸室名	入場料			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	追加利用料金(1時間あたり)	
				8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	8:30~17:00	13:00~22:00	8:30~22:00	12:00~13:00 17:00~18:00	0:00~8:00 17:00~18:00
大ホール (2,000席)	全席	無料~1,000円	平日	48,400円	67,100円	77,000円	115,500円	144,100円	182,800円	19,200円	23,100円
			土日祝日	58,000円	80,500円	92,400円	138,600円	172,900円	219,400円	23,100円	27,700円
		1,001円~5,000円	平日	82,200円	114,000円	130,900円	196,300円	244,900円	310,800円	32,700円	39,200円
			土日祝日	98,700円	136,800円	157,000円	235,600円	293,900円	373,000円	39,200円	47,100円
		5,001円以上	平日	121,000円	167,700円	192,500円	288,700円	360,200円	457,100円	48,100円	57,700円
			土日祝日	145,200円	201,300円	231,000円	346,500円	432,300円	548,600円	57,700円	69,300円
	1・2階席 (1,626席)	無料~1,000円	平日	43,500円	60,300円	69,300円	103,900円	129,600円	164,500円	17,300円	20,700円
			土日祝日	52,200円	72,300円	83,100円	124,600円	155,500円	197,400円	20,700円	24,900円
		1,001円~5,000円	平日	74,000円	102,600円	117,800円	176,700円	220,400円	279,700円	29,400円	35,300円
			土日祝日	88,800円	123,100円	141,300円	212,000円	264,400円	335,600円	35,300円	42,300円
		5,001円以上	平日	108,900円	150,900円	173,200円	259,800円	324,200円	411,400円	43,300円	51,900円
			土日祝日	130,600円	181,000円	207,800円	311,700円	389,000円	493,600円	51,900円	62,300円
	1階席のみ (1,293席)	無料~1,000円	平日	38,700円	53,600円	61,600円	92,400円	115,200円	146,200円	15,400円	18,400円
			土日祝日	46,400円	64,300円	73,900円	110,800円	138,200円	175,400円	18,400円	22,100円
		1,001円~5,000円	平日	65,800円	91,200円	104,700円	157,000円	195,900円	248,700円	26,100円	31,400円
			土日祝日	78,900円	109,400円	125,600円	188,400円	235,000円	298,400円	31,400円	37,600円
		5,001円以上	平日	96,800円	134,200円	154,000円	231,000円	288,200円	365,700円	38,500円	46,200円
			土日祝日	116,100円	161,000円	184,800円	277,200円	345,800円	438,800円	46,200円	55,400円
	舞台のみ	無料~1,000円	平日	24,200円	33,500円	38,500円	57,700円	72,000円	91,400円	9,600円	11,500円
			土日祝日	29,000円	40,200円	46,200円	69,300円	86,400円	109,700円	11,500円	13,800円
		1,001円~5,000円	平日	41,100円	57,000円	65,400円	98,100円	122,400円	155,400円	16,300円	19,600円
			土日祝日	49,300円	68,400円	78,500円	117,800円	146,900円	186,500円	19,600円	23,500円
		5,001円以上	平日	60,500円	83,800円	96,200円	144,300円	180,100円	228,500円	24,000円	28,800円
			土日祝日	72,600円	100,600円	115,500円	173,200円	216,100円	274,300円	28,800円	34,600円
	楽屋	大楽屋 103	平日	800円	1,400円	1,900円	2,200円	2,200円	3,800円	400円	500円
			土日祝日	900円	1,600円	2,200円	2,600円	3,900円	4,600円	500円	600円
		大楽屋 104	平日	800円	1,400円	1,900円	2,200円	3,300円	3,800円	400円	500円
			土日祝日	900円	1,600円	2,200円	2,600円	3,900円	4,600円	500円	600円
		中楽屋 B01	平日	500円	800円	1,000円	1,300円	1,800円	2,100円	200円	300円
			土日祝日	600円	900円	1,200円	1,500円	2,100円	2,600円	300円	300円
		中楽屋 B02	平日	500円	800円	1,000円	1,300円	1,800円	2,100円	200円	300円
			土日祝日	600円	900円	1,200円	1,500円	2,100円	2,600円	300円	300円
		中楽屋 105	平日	500円	800円	1,000円	1,300円	1,800円	2,100円	200円	300円
			土日祝日	600円	900円	1,200円	1,500円	2,100円	2,600円	300円	300円
		中楽屋 106	平日	500円	800円	1,000円	1,300円	1,800円	2,100円	200円	300円
			土日祝日	600円	900円	1,200円	1,500円	2,100円	2,600円	300円	300円
		小楽屋 101	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円
		小楽屋 102	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円
		小楽屋 107	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円
		小楽屋 108	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円
		小楽屋 109	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円
中ホール (482席)	全席	無料~1,000円	平日	12,100円	16,500円	18,700円	28,600円	35,200円	44,900円	4,600円	5,600円
			土日祝日	14,500円	19,800円	22,400円	34,300円	42,200円	53,900円	5,600円	6,700円
		1,001円~5,000円	平日	20,500円	28,000円	31,700円	48,600円	59,800円	76,300円	7,900円	9,500円
			土日祝日	24,600円	33,600円	38,100円	58,300円	71,800円	91,600円	9,500円	11,400円
		5,001円以上	平日	30,200円	41,200円	46,700円	71,500円	88,000円	112,300円	11,600円	14,000円
			土日祝日	36,300円	49,500円	56,100円	85,800円	105,600円	134,700円	14,000円	16,800円
	楽屋	小楽屋 401	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円
		小楽屋 402	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円
		小楽屋 403	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円
小ホール	全席	無料~1,000円	平日	9,400円	12,000円	13,600円	21,400円	25,600円	33,200円	3,400円	4,000円
			土日祝日	11,200円	14,400円	16,300円	25,600円	30,700円	39,900円	4,000円	4,800円
		1,001円~5,000円	平日	15,900円	20,400円	23,100円	36,300円	43,500円	56,500円	5,700円	6,900円
			土日祝日	19,100円	24,400円	27,700円	43,600円	52,200円	67,800円	6,900円	8,300円
		5,001円以上	平日	23,500円	30,000円	34,000円	53,500円	64,000円	83,100円	8,500円	10,200円
			土日祝日	28,200円	36,000円	40,800円	64,200円	76,800円	99,700円	10,200円	12,200円
	楽屋	小楽屋 404	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円
		小楽屋 405	平日	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,400円	100円	200円
			土日祝日	300円	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	200円	200円

★ 貸切による使用の場合

諸室名	入場料			午前・午後	午後・夜間	終日	追加利用料金(1時間あたり)	
				8:30~17:00	13:00~22:00	8:30~22:00	12:00~13:00 17:00~18:00	0:00~8:00 22:00~24:00
全館貸切	無料~1,000円	平日	298,200円	356,900円	477,600円	43,500円	49,800円	67,500円
		土日祝日	354,300円	424,500円	569,500円	52,700円	58,900円	79,000円
	1,001円~5,000円	平日	384,900円	464,400円	614,700円	57,900円	67,500円	86,200円
		土日祝日	458,600円	553,600円	733,900円	69,900円	82,200円	105,400円
	5,001円以上	平日	832,200円	976,100円	1,323,200円	118,800円	133,700円	173,000円
		土日祝日	996,600円	1,169,200円	1,586,200円	143,300円	160,400円	209,000円

有料施設以外の占有利用	
エントランスロビー、ラウンジなど (面積1㎡につき)	1日/100円

※ 物品の販売、宣伝、広報その他これらに類する行為を伴う有料施設の利用の禁止(以下「物品の販売等」という。)の利用料金の上限額は、入場料の有無および金額にかかわらず、入場料が5,000円以上の場合は利用料金の上限額と見做します。なお、物品の販売とは、営利目的での物販を行うものを指し、コンベンション利用の際の物販については、該当しません。



水戸市民会館
MITO CITY CIVIC CENTER

運営事務局

〒310-0026
茨城県水戸市泉町1丁目7番1号

TEL: 029-303-6226 FAX: 029-303-6225
E-mail: mito-hall@c-linkage.co.jp

■ 展示室 / 大会議室 / やぐら広場

諸室名	入場料		午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		終日		追加利用料金 (1時間あたり)	
			8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	8:30~17:00	13:00~22:00	8:30~22:00	12:00~13:00 17:00~18:00	0:00~8:00 22:00~24:00	12:00~13:00 17:00~18:00	0:00~8:00 22:00~24:00	12:00~13:00 17:00~18:00	0:00~8:00 22:00~24:00	12:00~13:00 17:00~18:00	0:00~8:00 22:00~24:00
展示室 (展示目的利用)	全室利用 (425㎡)	無料~5,000円	平日	4,300円	6,500円	8,600円	10,800円	15,100円	18,400円	2,100円	2,500円	3,000円	2,100円	2,500円	3,000円	3,000円
			土日祝日	5,100円	7,800円	10,300円	12,900円	18,100円	22,100円	2,500円	3,000円	3,000円	2,500円	3,000円	3,000円	3,000円
		5,001円以上	平日	12,900円	19,500円	25,800円	32,400円	45,300円	55,200円	6,400円	7,700円	9,200円	6,400円	7,700円	9,200円	9,200円
			土日祝日	15,400円	23,400円	30,900円	38,800円	54,300円	66,300円	7,700円	9,200円	11,000円	7,700円	9,200円	11,000円	11,000円
	AB・BC (1/2利用)	無料~5,000円	平日	2,100円	3,200円	4,300円	5,400円	7,500円	9,200円	1,000円	1,200円	1,500円	1,000円	1,200円	1,500円	1,500円
			土日祝日	2,500円	3,800円	5,100円	6,400円	9,000円	11,000円	1,200円	1,500円	1,800円	1,200円	1,500円	1,800円	1,800円
		5,001円以上	平日	6,400円	9,700円	12,900円	16,200円	22,600円	27,600円	3,200円	3,800円	4,600円	3,200円	3,800円	4,600円	4,600円
			土日祝日	7,600円	11,600円	15,400円	19,400円	27,100円	33,100円	3,800円	4,600円	5,600円	3,800円	4,600円	5,600円	5,600円
	A・B・C (1/3利用)	無料~5,000円	平日	1,400円	2,100円	2,800円	3,600円	5,000円	6,100円	700円	800円	900円	700円	800円	900円	900円
			土日祝日	1,600円	2,500円	3,300円	4,300円	6,000円	7,300円	800円	900円	1,000円	800円	900円	1,000円	1,000円
		5,001円以上	平日	4,300円	6,500円	8,600円	10,800円	15,100円	18,400円	2,100円	2,500円	3,000円	2,100円	2,500円	3,000円	3,000円
			土日祝日	5,100円	7,800円	10,300円	12,900円	18,100円	22,100円	2,500円	3,000円	3,000円	2,500円	3,000円	3,000円	3,000円
展示室 (展示以外利用)	全室利用 (425㎡)	無料~5,000円	平日	10,500円	12,600円	12,600円	23,100円	25,200円	33,900円	3,100円	3,700円	4,500円	3,100円	3,700円	4,500円	4,500円
			土日祝日	12,600円	15,100円	15,100円	27,700円	30,200円	40,600円	3,700円	4,500円	5,500円	3,700円	4,500円	5,500円	5,500円
		5,001円以上	平日	31,500円	37,800円	37,800円	69,300円	75,600円	101,700円	9,400円	11,300円	13,500円	9,400円	11,300円	13,500円	13,500円
			土日祝日	37,800円	45,300円	45,300円	83,100円	90,700円	122,000円	11,300円	13,500円	15,700円	11,300円	13,500円	15,700円	15,700円
	AB・BC (1/2利用)	無料~5,000円	平日	5,200円	6,300円	6,300円	11,500円	12,600円	16,900円	1,500円	1,800円	2,200円	1,500円	1,800円	2,200円	2,200円
			土日祝日	6,200円	7,500円	7,500円	13,800円	15,100円	20,200円	1,800円	2,200円	2,700円	1,800円	2,200円	2,700円	2,700円
		5,001円以上	平日	15,700円	18,900円	18,900円	34,600円	37,800円	50,800円	4,700円	5,600円	6,700円	4,700円	5,600円	6,700円	6,700円
			土日祝日	18,800円	22,600円	22,600円	41,500円	45,300円	60,900円	5,600円	6,700円	8,100円	5,600円	6,700円	8,100円	8,100円
	A・B・C (1/3利用)	無料~5,000円	平日	3,500円	4,200円	4,200円	7,700円	8,400円	11,300円	1,000円	1,200円	1,500円	1,000円	1,200円	1,500円	1,500円
			土日祝日	4,200円	5,000円	5,000円	9,200円	10,000円	13,500円	1,200円	1,500円	1,800円	1,200円	1,500円	1,800円	1,800円
		5,001円以上	平日	10,500円	12,600円	12,600円	23,100円	25,200円	33,900円	3,100円	3,700円	4,500円	3,100円	3,700円	4,500円	4,500円
			土日祝日	12,600円	15,100円	15,100円	27,700円	30,200円	40,600円	3,700円	4,500円	5,500円	3,700円	4,500円	5,500円	5,500円
大会議室	全室利用 (420㎡)	無料~5,000円	平日	10,500円	12,600円	12,600円	23,100円	25,200円	33,900円	3,100円	3,700円	4,500円	3,100円	3,700円	4,500円	4,500円
			土日祝日	12,600円	15,100円	15,100円	27,700円	30,200円	40,600円	3,700円	4,500円	5,500円	3,700円	4,500円	5,500円	5,500円
		5,001円以上	平日	31,500円	37,800円	37,800円	69,300円	75,600円	101,700円	9,400円	11,300円	13,500円	9,400円	11,300円	13,500円	13,500円
			土日祝日	37,800円	45,300円	45,300円	83,100円	90,700円	122,000円	11,300円	13,500円	15,700円	11,300円	13,500円	15,700円	15,700円
	AB・BC (1/2利用)	無料~5,000円	平日	5,200円	6,300円	6,300円	11,500円	12,600円	16,900円	1,500円	1,800円	2,200円	1,500円	1,800円	2,200円	2,200円
			土日祝日	6,200円	7,500円	7,500円	13,800円	15,100円	20,200円	1,800円	2,200円	2,700円	1,800円	2,200円	2,700円	2,700円
		5,001円以上	平日	15,700円	18,900円	18,900円	34,600円	37,800円	50,800円	4,700円	5,600円	6,700円	4,700円	5,600円	6,700円	6,700円
			土日祝日	18,800円	22,600円	22,600円	41,500円	45,300円	60,900円	5,600円	6,700円	8,100円	5,600円	6,700円	8,100円	8,100円
	A・B・C (1/3利用)	無料~5,000円	平日	3,500円	4,200円	4,200円	7,700円	8,400円	11,300円	1,000円	1,200円	1,500円	1,000円	1,200円	1,500円	1,500円
			土日祝日	4,200円	5,000円	5,000円	9,200円	10,000円	13,500円	1,200円	1,500円	1,800円	1,200円	1,500円	1,800円	1,800円
		5,001円以上	平日	10,500円	12,600円	12,600円	23,100円	25,200円	33,900円	3,100円	3,700円	4,500円	3,100円	3,700円	4,500円	4,500円
			土日祝日	12,600円	15,100円	15,100円	27,700円	30,200円	40,600円	3,700円	4,500円	5,500円	3,700円	4,500円	5,500円	5,500円
やぐら広場 (280㎡)	無料~5,000円	平日	2,400円	3,600円	4,800円	6,000円	8,400円	10,200円	1,200円	1,400円	1,700円	1,400円	1,700円	2,100円	2,500円	3,000円
		土日祝日	2,800円	4,300円	5,700円	7,200円	10,000円	12,300円	1,400円	1,700円	2,100円	1,700円	2,100円	2,500円	3,000円	3,000円
	5,001円以上	平日	7,200円	10,800円	14,400円	18,000円	25,200円	30,700円	3,600円	4,300円	5,100円	4,300円	5,100円	6,100円	7,300円	8,800円
		土日祝日	8,600円	12,900円	17,200円	21,600円	30,200円	36,900円	4,300円	5,100円	6,100円	5,100円	6,100円	7,300円	8,800円	10,700円

※閉館時間(22時)以降も連続して利用することを希望する場合、翌日8時までの利用を許可することが可能です。(翌日の午前の部に別の利用者が予約している場合を除く)

※閉館時間(22時)以降も連続して利用する場合、翌日8時30分から9時までを利用する場合は、翌日の午前区分までお借りいただきます。(翌日の午前の部に別の利用者が予約している場合を除く)

■ 会議室

諸室名	入場料		1時間あたり		追加利用料金 (1時間あたり)	
			9:00~22:00	時間外 0:00~8:00 22:00~24:00	時間外 0:00~8:00 22:00~24:00	時間外 0:00~8:00 22:00~24:00
中会議室301 (68㎡)	無料~5,000円	平日	1,200円	600円	600円	350円
		土日祝日	1,400円	700円	700円	400円
	5,001円以上	平日	3,600円	1,800円	1,800円	1,050円
		土日祝日	4,300円	2,150円	2,150円	1,250円
中会議室302 (68㎡)	無料~5,000円	平日	1,200円	600円	600円	350円
		土日祝日	1,400円	700円	700円	400円
	5,001円以上	平日	3,600円	1,800円	1,800円	1,050円
		土日祝日	4,300円	2,150円	2,150円	1,250円
中会議室303 (68㎡)	無料~5,000円	平日	1,200円	600円	600円	350円
		土日祝日	1,400円	700円	700円	400円
	5,001円以上	平日	3,600円	1,800円	1,800円	1,050円
		土日祝日	4,300円	2,150円	2,150円	1,250円
中会議室304 (74㎡)	無料~5,000円	平日	1,200円	600円	600円	350円
		土日祝日	1,400円	700円	700円	400円
	5,001円以上	平日	3,600円	1,800円	1,800円	1,050円
		土日祝日	4,300円	2,150円	2,150円	1,250円
小会議室305 (41㎡)	無料~5,000円	平日	700円	350円	350円	200円
		土日祝日	800円	400円	400円	250円
	5,001円以上	平日	2,100円	1,050円	1,050円	600円
		土日祝日	2,500円	1,250円	1,250円	700円
小会議室306 (40㎡)	無料~5,000円	平日	700円	350円	350円	200円
		土日祝日	800円	400円	400円	250円
	5,001円以上	平日	2,100円	1,050円	1,050円	600円
		土日祝日	2,500円	1,250円	1,250円	700円
小会議室307 (40㎡)	無料~5,000円	平日	700円	350円	350円	200円
		土日祝日	800円	400円	400円	250円
	5,001円以上	平日	2,100円	1,050円	1,050円	600円
		土日祝日	2,500円	1,250円	1,250円	700円
小会議室308 (39㎡)	無料~5,000円	平日	700円	350円	350円	200円
		土日祝日	800円	400円	400円	250円
	5,001円以上	平日	2,100円	1,050円	1,050円	600円
		土日祝日	2,500円	1,250円	1,250円	700円
特別会議室309 (25㎡)	無料~5,000円	平日	1,000円	500円	500円	300円
		土日祝日	1,200円	600円	600円	350円
	5,001円以上	平日	3,000円	1,500円	1,500円	900円
		土日祝日	3,600円	1,800円	1,800円	1,050円
特別会議室310 (42㎡)	無料~5,000円	平日	1,500円	750円	750円	450円
		土日祝日	1,800円	900円	900円	500円
	5,001円以上	平日	4,500円	2,250円	2,250円	1,350円
		土日祝日	5,400円	2,700円	2,700円	1,650円

※9時から利用される方は、準備期間として、8時30分から9時までを無償で利用することができますので、予め市民会館事務局へご相談ください。

水戸市民会館

付属設備利用料金表

〔令和5年11月現在〕

グロービスホール(大ホール)

品名	内容	数量	単価(円)	備考
音響反射板(反音板)	照明別荘	1式	15,000円	利用時間内での設置
オーケストラピット		1式	20,000円	利用時間内での設置
所作台	関係場合	1式	6,000円	
仮設花道		1式	5,000円	
花道用所作台	鳥居間い合	1式	1,000円	
バリエマット		1式	5,000円	黒・グレー各 テープ等別荘
バリエパー		1式	1,500円	可動式
地がすり		1枚	1,500円	9,090mm×23,400mm
黒紗幕		1枚	1,000円	
白紗幕		1枚	1,000円	
仮設スクリーン	400インチ	1式	10,000円	
演台		1台	1,000円	W1,800mm 1台
花台		1台	100円	
司会台		1台	200円	W1,000mm 1台
ホワイトボード		3台	0円	マーカー、イレーサー付き
照明セットA	調光卓・調光壁・基本吊照明ブリッジ1〜3 シーリングライト一式 SS 2台まで	1式	11,000円	講演会・映画会など
照明セットB	調光卓・調光壁・基本吊照明ブリッジ1〜4 (または反射板ライト) サイドパト1〜2 (またはSS58台) 1〜2シーリングライト一式 フロントライト3級	1式	28,000円	音楽会・オーケストラなど
照明セットC	調光卓・調光壁・基本吊照明ブリッジ1〜5 (または反射板ライト) サイドパト1〜4 (またはSS5) シーリングライト一式 フロントライト一式	1式	50,000円	コンサート・演劇など
平凸スポットライト	2kW	1台	700円	CLのみ
LEDムービングライト		1台	2,000円	
ムービングライト操作卓		1式	3,000円	
アッパーホリゾンライト		1式	3,000円	
LEDアッパーホリゾンライト	単色500W相当	1式	3,000円	
LED星球		1式	3,000円	
クセノンピン	2kW	1式	3,000円	
音響反射板ライト		1式	7,000円	照度セット8.5に適用しない場合 またはリバーサル用
拡声装置一式	音響調整卓・PS・カム・固定FB・通風系	1式	15,000円	有線マイクフォン1本、マイクスタンド1本付き
移動型 サブウーハー	ステージカム用サブウーハー	1式	2,000円	
移動型 スピーカーA	ステージスピーカー	1台	3,000円	ステージフィルスピーカー
移動型 スピーカーB	モニタースピーカー	1台	1,000円	1台につきAMP込み スタンド1本付き
WLハンドマイク		1本	1,000円	
WLピンマイク		1本	1,000円	受信機1波につき送信機1本
WLヘッドセットマイク		1本	1,000円	
3点吊り		1式	1,000円	マイク別荘
プロジェクター	20,000lm	1台	12,000円	
映像機器セット	ブルーレイ・スイッチャー・モニター・延長機・分配器	1式	3,000円	
スピーカー置き台		1式	1,000円	
組み立て式コンソール台		1台	1,000円	

ユードムホール(中ホール)

品名	内容	数量	単価(円)	備考
バリエマット	グレー	1式	3,000円	テープ等別荘
演台		1台	600円	W1,500mm 1台
花台		1台	100円	
司会台		1台	200円	W1,000mm 1台
ホワイトボード		3台	0円	マーカー、イレーサー付き
スクリーン	電動400インチ	1式	6,000円	
照明セットA	調光卓・調光壁・基本吊照明ブリッジ5〜6 (フレネル16台 凸2台まで) フリッツ2 (凸2台まで)	1式	5,000円	講演会程度などのセット
照明セットB	調光卓・調光壁・基本吊照明ブリッジ5〜6一式 フリッツ2一式(ムービングライト除く)	1式	8,000円	音楽会・オーケストラなど
照明セットC	調光卓・調光壁・基本吊照明 フリッジ1〜6一式 (ムービングライト除く)	1式	20,000円	コンサート・演劇など
アッパーホリゾンライト		1式	1,000円	
ローアホリゾンライト		1式	1,000円	
LEDムービングライト		1台	2,000円	
ムービングライト操作卓		1式	3,000円	
クセノンピン	1kW	1式	1,500円	
拡声装置一式	プロセニアムSP・固定FB・調整卓一式	1式	3,000円	有線マイクフォン1本、マイクスタンド1本付き
ウォールスピーカー		1式	1,000円	
WLハンドマイク		1本	1,000円	
WLピンマイク		1本	1,000円	
プロジェクター	16,000lm	1台	8,000円	
映像機器セット	ブルーレイ・スイッチャー・モニター・延長機・分配器	1式	3,000円	

小ホール

品名	内容	数量	単価(円)	備考
バリエマット	グレー	1式	2,500円	テープ等別荘
地がすり		1枚	1,000円	9,700mm×15,600mm
演台		1台	400円	W900mm 1台
司会台		1台	200円	W600mm 1台
ホワイトボード		1台	0円	マーカー、イレーサー付き
照明セット	講演会、発表会などのセット	1式	3,000円	調光卓・調光壁・基本吊照明一式
拡声装置一式	固定SP一式	1式	2,000円	有線マイクフォン1本、マイクスタンド1本付き
WLハンドマイク		1本	1,000円	
WLピンマイク		1本	1,000円	受信機1波につき送信機1本
プロジェクター	7,000lm	1台	4,000円	展示室共用 1台
スクリーン	移動型 220インチ	1台	2,000円	展示室共用 1台
映像機器セット	ブルーレイ・スイッチャー・モニター・延長機・分配器	1式	3,000円	

舞台共有設備

品名	内容	数量	単価(円)	備考
スチールデッキ	スチールデッキ 足付	1セット	600円	一枚につき足付
平台		1枚	200円	
木台		1個	50円	
箱馬		1個	50円	
箱階段		1台	100円	
高所作業卓		1台	1,500円	
ローリングタワー		1台	1,000円	
金庫屋		1式	1,000円	
鳥の子		1式	1,000円	
国旗		1枚	100円	
巾着		1枚	100円	
吊り看板1		1枚	500円	10,908mm×909mm
吊り看板2		1枚	300円	3,636mm×909mm
めくり台		1台	100円	めくり倒立
排毛せん(大)		1枚	500円	1,800mm×10,908mm
排毛せん(中)		1枚	300円	1,720mm×3,636mm
排毛せん(小)		1枚	200円	1,720mm×2,727mm
上敷(大)		1番	200円	900mm×14,544mm
上敷(小)		1番	100円	
高座用座布団		1枚	200円	紺・紫各
長座布団		1枚	100円	545mm×1,818mm
人形立		1本	50円	
平凸スポットライト	1kW	1台	600円	
LEDエリアライダースポットライト	300Wフルカラー	1台	1,000円	
LEDパースライト	290Wフルカラー	1台	500円	
LEDフレネルレンズスポットライト	1kW相当	1台	600円	
ストロボ		1台	1,000円	
ミラーボール		1台	1,000円	
スモークマシン	ファン・液セット	1式	3,000円	
アイリスシャッター		1個	200円	
移動型調光ユニット		1台	500円	
移動型遮光ユニット		1台	500円	
スタンド		1本	100円	
二道アーム		1本	100円	

品名	内容	数量	単価(円)	備考
移動型A 小型デジタルミキサー	QL1	1式	3,000円	
移動型B 中型デジタルミキサー	QL5	1式	5,000円	
移動型 スピーカーA	パワードステージスピーカー	1式	2,000円	LRセット
移動型 スピーカーB	パワードモニタースピーカー	1台	1,000円	
入出力ラックA	RIO 16IN/16OUT	1式	1,000円	
入出力ラックB	RIO 32IN/24OUT	1式	2,000円	
メディアプレーヤー		1台	1,000円	
メモリ/CDレコーダー		1台	1,000円	
ブルーレイプレイヤー	映像セットに付属	1台	1,000円	
ダイナミックマイク		1本	400円	
コンデンサマイク		1本	800円	
ステレオコンデンサマイク		1セット	1,500円	
マイクスタンド		1本	100円	マイクスタンドのみ追加の場合
ダイレクトボックス		1台	200円	
ワイヤレスインターカムシステム	可動式	1式	3,000円	
プロジェクターA	3,300lm	1台	1,000円	
プロジェクターB	6,000lm	1台	3,000円	
プロジェクターC	7,000lm	1台	4,000円	
スクリーンA	移動型 220インチ	1台	2,000円	
スクリーンB	移動型 170インチ	1台	1,500円	
スクリーンC	移動型 100インチ	1台	1,000円	
モニター	75型	1台	1,000円	
グランドピアノ	D274	1台	10,000円	ピアノ椅子1脚込み
グランドピアノ	D274	1台	8,500円	超低音部が55kg超のピアノ椅子1脚込み
グランドピアノ	CFX	1台	8,000円	ピアノ椅子1脚込み
アップライトピアノ	YUS5	1台	1,500円	小楽屋101専用 ピアノ椅子1脚込み
演奏用譜面台A	松尾	1台	100円	ピアノ椅子1脚込み
演奏用譜面台B	マンハセット	1台	50円	
演奏用椅子A	演奏用椅子	1脚	100円	
演奏用椅子B	バス椅子・チェロ用椅子	1脚	100円	
ピアノ椅子		1脚	100円	
補助ペダル		1台	100円	
指揮台		1台	300円	指揮用譜面台込み
話面灯		1台	50円	
持ち込み電源	1kWまでごと	1kW	300円	

会議室

品名	内容	数量	単価(区分)	備考
音響映像セット一式	音響卓・スピーカー・録音再生機一式・分配器	1式	2,000円	マイク(ワイヤレス2本、有線1本)及びマイクスタンド付き
スクリーン	固定・電動型 150インチ	1台	1,000円	2台
スクリーン	移動型 170インチ	1台	800円	1台
モニター	移動型 75型	1台	1,000円	会議室共用3台
プロジェクター	6,000lm	1台	3,000円	3台
ポータブルステージ	1,200mm×2,400mm	1台	1,500円	展示室共用6台
演台		1台	400円	W900mm 1台
司会台		1台	200円	W600mm 1台
ホワイトボード		3台	0円	マーカー、イレーサー付き
音響映像セット一式	音響卓・スピーカー・録音再生機一式・分配器	1式	2,000円	マイク(ワイヤレス2本、有線1本)及びマイクスタンド付き
スクリーン	100インチ	1台	800円	移動2台 電動2台
モニター	移動型 75型	1台	1,000円	会議室共用3台
プロジェクター	3,300lm	1台	1,000円	会議室共用1台
プロジェクター	6,200lm	1台	3,000円	スタジオ・会議室共用6台
演台		1台	400円	W900mm 中小会議室共用1台
司会台		1台	200円	W600mm 中小会議室共用4台
ホワイトボード		1台	0円	マーカー、イレーサー付き
音響映像セット一式	音響卓・スピーカー・録音再生機一式・分配器	1式	2,000円	マイク(ワイヤレス2本、有線1本)及びマイクスタンド付き
スクリーン	移動型 100インチ	1台	800円	
モニター	移動型 75型	1台	1,000円	会議室共用3台
プロジェクター	3,300lm	1台	1,000円	会議室共用1台
プロジェクター	6,200lm	1台	3,000円	スタジオ・会議室共用6台
演台		1台	400円	W900mm 中小会議室共用1台
司会台		1台	200円	W600mm 中小会議室共用4台
ポータブルワイヤレスアンプ	一体型	1台	1,500円	マイク(ワイヤレス2本、有線1本)及びマイクスタンド付き
ホワイトボード		1台	0円	マーカー、イレーサー付き 特別会議室用
音響映像セット一式	音響卓・スピーカー・録音再生機一式	1式	2,000円	マイク(ワイヤレス2本、有線1本)及びマイクスタンド付き
プロジェクター	7,000lm	1台	4,000円	小ホール共用1台
スクリーン	移動型 220インチ	1台	2,000円	小ホール共用1台
ポータブルステージ	1,200mm×2,400mm	1台	1,500円	大会議室共用6台
キャスター付き展示パネル(展示での利用)		1枚	0円	
ピクチャーレール用フック		1個	0円	
展示用ワイヤー		1個	0円	
ホワイトボード		1台	0円	マーカー、イレーサー付き

スタジオ

品名	内容	数量	単価(区分)	備考
音響映像セット一式	音響卓・スピーカー・録音再生機一式	1式	2,000円	マイク(ワイヤレス2本、有線1本)及びマイクスタンド付き スタジオ201・スタジオ202と共用
モニター	移動型 75型	1台	1,000円	会議室共用3台
スクリーン	移動型 100インチ	1台	800円	
プロジェクター	3,300lm	1台	1,000円	会議室共用1台
プロジェクター	6,200lm	1台	3,000円	スタジオ・会議室共用6台
ホワイトボード		1台	0円	マーカー、イレーサー付き
ホワイトボード		1台	0円	マーカー、イレーサー付き
グランドピアノ	C3X espresso	1式	2,000円	ピアノ椅子1脚込み
譜面台		1台	50円	3台まで無料 4台目以降、追加時有料
椅子		1脚	50円	3脚まで無料 4脚目以降、追加時有料
ホワイトボード		1台	0円	マーカー、イレーサー付き
PAセット	ミキサー・スピーカー・マイク(有線4本)及びマイクスタンド付き	1式	0円	マイク(有線4本)及びマイクスタンド付き 音楽室205で利用した場合
キーボードセット	YAMAHA MODX6+・スタンド付き	1式	0円	音楽室205で利用した場合
ギターアンプセット	ヘッド・キャビネット	1式	0円	音楽室205で利用した場合
ベースアンプセット	一体型	1式	0円	音楽室205で利用した場合
ベースアンプセット	ヘッド・キャビネット	1式	0円	音楽室205で利用した場合
ドラムセット		1式	0円	音楽室205で利用した場合
譜面台		1台	50円	5台まで無料 6台目以上、追加時有料
椅子		1脚	50円	5脚まで無料 6脚目以上、追加時有料
ステージピアノ	ROLAND RD-2000	1台	0円	音楽室206で利用した場合 ピアノ椅子1脚込み
譜面台		1台	50円	2台まで無料 3台目以上、追加時有料
椅子		1脚	50円	2脚まで無料 3脚目以上、追加時有料
ホワイトボード		1台	0円	マーカー、イレーサー付き

和室

品名	内容	数量	単価(区分)	備考
電気炉		1台	200円	
机		1脚	0円	
椅子		1脚	0円	
座布団		1脚	0円	

共有

品名	内容	数量	単価(区分)	備考
ホワイトボード		1台	200円	マーカー、イレーサー付き 各施設に備付けのものに追加で利用する場合は
ベルトパーテーション		1本	50円	
キャスター付き展示パネル(展示以外での利用)		1枚	200円	
湯盆セット		1式	500円	ゴミ袋1枚付き(ゴミ処理含む)
枕・枕芯		1枚	200円	
L字スタンド		1本	200円	
T字スタンド		1本	200円	
ポータブルワイヤレスアンプ	一体型	1台	1,500円	マイク(ワイヤレス2本、有線1本)及びマイクスタンド付き
ダイナミックマイク		1本	400円	
机		1台	50円	エントランス広場での利用の場合
椅子		1脚	50円	エントランス広場での利用の場合
座布団(和室・板の間用品)		1脚	50円	和室・板の間以外での利用の場合

品名	内容	数量	単価(区分)	備考
PAセット	ミキサー・スピーカー・マイク(有線3本)及びマイクスタンド付き	1式	1,500円	音楽室205以外での利用の場合
キーボードセット	YAMAHA MODX6+・スタンド付き	1式	1,000円	音楽室205以外での利用の場合
ギターアンプセット	ヘッド・キャビネット	1式	1,000円	音楽室205以外での利用の場合
ベースアンプセット	一体型	1式	1,000円	音楽室205以外での利用の場合
ベースアンプセット	ヘッド・キャビネット	1式	1,000円	音楽室205以外での利用の場合
ドラムセット		1式	1,000円	音楽室205以外での利用の場合
ステージピアノ	ROLAND RD-2000	1台	1,000円	音楽室206以外での利用の場合
譜面台		1台	50円	音楽室204・205・206以外での利用の場合
椅子		1脚	50円	音楽室204・205・206以外での利用の場合
電気 持ち込み電源	1kW までごと	1kW	300円	

※2時から翌日3時30分までの間は、付随設備料金はかかりません。

※有料施設(区分貸し)の場合:利用者が借りている施設(部室)の利用時間内において、備品を使用する時間区分に合わせて区分単位で計上します。

※有料施設(区分貸し)の場合:4時間までを1区分とし、8時間までを2区分、13時間までを3区分として、区分単位で計上します。(1時間借りた場合でも、4時間借りた場合でも扱いは同じになります。)



水戸市民会館
MITO CITY CIVIC CENTER

運営事務局

〒310-0026
茨城県水戸市景町1丁目7番1号

TEL:029-303-6226 FAX:029-303-6225
E-mail:mito-hall@c-linkage.co.jp

使用料調書

使用料名	墓地公園管理使用料
根拠条例等	水戸市公園墓地条例
担 当 課	衛生事業課

使 用 料 の 状 況				
概要及び単価等	浜見台霊園及び堀町公園墓地の管理料			
	区分	浜見台霊園		堀町公園墓地
	管理料	年800円／㎡		
	1区あたりの面積	4～36㎡以下		4㎡
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成10年 年600円／㎡→年800円／㎡			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	39,081	39,078	39,391	39,183
件 数	7,813	7,836	7,914	7,854
減免の状況	生活保護受給者等		年 度	6年度
			金額(千円)	134
			件数	26

施 設 運 営 コ ス ト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	消耗品費	189	2,220	
	燃料費	121		
	印刷製本費	708		
	光熱水費	1,201		
	修繕料	0		
委託料	公園墓地維持管理業務	20,658	36,280	
	浜見台霊園中高木管理業務	13,310		
	堀町公園墓地清掃及び樹木管理業務	704		
	一般廃棄物収集運搬業務	1,564		
	その他	44		
その他の 経費	通信運搬費	860	3,868	
	手数料	415		
	火災保険料	2		
	賃借料	786		
	工事請負費	602		
	返還金	1,203		
計			42,368	
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
4年度		5年度	6年度	金額(千円)
61		232	163	

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		-
会計年度 任用職員 人件費		-
その他 (報償費)		-
計		-

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
$= \frac{39,391}{42,368 + 152 + \quad - + \quad - \quad} = 92.6\%$		
受益者 負担率 等につ いての考 察	受益者負担率は基準値を下回っているが、他市との比較でも適正な額と見込まれることから、現行の使用料を維持したい。 また、未収金回収業務委託による債権回収や口座振替払の周知等をはじめ、増大する管理者不在墓地の親族調査等による承継者特定など、滞納整理事務の更なる強化を行うことで、受益者負担率の向上を図る。	

他市等の状況

日立市	成沢霊園 年629円/㎡, 十王霊園 年650円/㎡, 入野霊園 年1,048円/㎡, 東平霊園 年1,050円/㎡, 鞍掛山霊園 年1,600円/㎡
ひたちなか市	磯崎墓地 年264円/㎡, 堀口墓地・高野墓地 年275円/㎡, たかのす霊園 825円/㎡
つくば市	市営墓地なし
宇都宮市	河内北霊園 年312円/㎡, 上河内東山霊園 年416円/㎡, 北山霊園・聖山公園・東の杜公園 年1,430円/㎡
前橋市	込皆戸丸山霊園 年87.5円/㎡, 亀泉霊園 年538円/㎡, 嶺公園移転墓地 年539円/㎡, 嶺公園墓地 年660円/㎡
高崎市	八幡霊園 年780円/㎡
土浦市	今泉第一霊園 年647円/㎡, 今泉第二霊園 年440~800円/㎡

使用料調書

使用料名	堀斎場使用料(火葬場)
根拠条例等	水戸市斎場条例
担当課	衛生事業課

使用料の状況								
概要及び単価等	市 内				市 外			
	13歳以上	12歳以下	死産児	汚物・身体 の一部	13歳以上	12歳以下	死産児	汚物・身体 の一部
	5,000	2,500	1,500	2,000	40,000	20,000	12,000	4,000
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成17年7月1日より本市に住所を有する者の使用料を無料から有料に改正							
年 度	4年度		5年度		6年度		4～6年度平均	
決算額(千円)	20,026		18,179		19,247		19,151	
件 数	2,943		2,890		2,750		2,861	
減免の状況	火葬場使用料免除 (1) 生活保護 (2) 市長が特に認めるとき				年 度		6年度	
					金額(千円)		865	
					件数		166	

施 設 運 営 コ ス ト					
①運営経費(6年度決算)					
区 分		積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	消耗品費	1,066,707		25,760	
	燃料費	19,400,775			
	印刷製本費	0			
	光熱水費	5,155,178			
	物品修繕料	137,398			
委託料	火葬炉残骨灰処理	1	空調設備保守点検	69,300	2,146
	自動ドア保守点検	27,104	機械警備	18,295	
	火葬施設保守点検	275,000	自家用電気工作物の保安管理	18,480	
	一般廃棄物収集運搬	22,407	樹木管理	223,300	
	池浄化設備保守点検	46,223	市有施設定期点検	131,910	
	エレベーター保守点検	0	GHP定期点検整備	120,120	
	消防設備保守点検管理	23,254	空調機薬品洗浄作業	69,300	
	清掃	1,101,100			
その他の 経費	通信運搬費	122,669	備品購入費	57,200	4,642
	手数料	215,600	公課費	10,914	
	火災保険料	11,773			
	自動車損害保険料	29,937			
	使用料及び賃借料	4,193,763			
計				32,548	
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く					
4年度		5年度		6年度	金額(千円)
8,232		14,750		14,325	12,436

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要				金額(千円)
職員 人件費	斎場職員	行政職	(8,100千円×2人)×5%=810千円		43,420
		技能労務職	(8,800千円×5人)×95%=41,800千円		
	本課職員	行政職	(8,100千円×1人)×10%=810千円		
会計年度 任用職員 人件費	報酬	1,308,216	共済費	451,141	2,323
	職員手当等	501,482	旅費	61,965	
その他 (報償費)					
計					45,743

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		25%
= $\frac{19,247}{32,548 + 12,436 + 45,743 + \square}$		= 21.2%
受益者負担率等についての考察	燃料費や光熱水費の価格高騰等や委託料の人件費等の高騰のため、受益者負担率は基準値をやや下回っているが、県内他市町村の火葬場使用料と比較しても適正な金額と考えられることから、現行の使用料を維持するものとする。	

他市等の状況

市名	市 内				市 外			
	大人	子供	死産児	汚物・身体の一部	大人	子供	死産児	汚物・身体の一部
日立市	無料	無料	無料	無料	40,000	25,000	15,000	15,000
ひたちなか・東海広域	5,000	3,000	2,000	2,000	40,000	25,000	25,000	汚物15,000 身体一部25,000
つくば市	5,000	3,000	3,000	3,000	50,000	25,000	25,000	25,000
宇都宮市	無料	無料	無料	—	63,800	47,850	31,900	—
前橋市	無料	無料	無料	2,200	63,000	44,000	25,000	6,600
高崎市	無料	無料	無料	1,460	55,000	44,000	22,000	6,050
笠間地方 広域事務 組合	7,000	3,000	2,000	2,000	50,000	30,000	30,000	30,000

使用料調書

使用料名	堀斎場使用料(式場等)
根拠条例等	水戸市斎場条例
担当課	衛生事業課

使用料の状況								
概要及び単価等	市内				市外			
	第一式場	第二式場	第三式場	待合室	第一式場	第二式場	第三式場	待合室
	使用料	使用料	使用料	使用料	使用料	使用料	使用料	使用料
	60,000/3h	20,000/3h	10,000/3h	2,500/h	120,000/3h	40,000/3h	20,000/3h	5,000/h
	超過料金	超過料金	超過料金		超過料金	超過料金	超過料金	
	15,000/ h	5,000/ h	2,500/ h		30,000/ h	10,000/ h	5,000/ h	
霊安室 1,100/日				霊安室 2,200/日				
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増等概要)	従 前 の 単 価							
	市内				市外			
	第一式場	第二式場	第三式場	待合室	第一式場	第二式場	第三式場	待合室
	使用料	使用料	使用料	使用料	使用料	使用料	使用料	使用料
	54,000/3h	18,000/3h	9,000/3h	4,000/2h	108,000/3h	36,000/3h	18,000/3h	8,000/2h
	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金
	13,500/ h	4,500/ h	2,250/ h	1,000/h	27,000/ h	9,000/ h	4,500/ h	2,000/ h
	霊安室 1,000/日				霊安室 2,000/日			
民間施設や他市における使用料の状況等を踏まえ、従前額の10%程度増								
年 度	4年度		5年度		6年度		4～6年度平均	
決算額(千円)	22,270		22,328		22,589		22,396	
件 数	3,056		3,161		2,959		3,059	
減免の状況	霊安室使用料免除 (1) 生活保護 (2) 市長が特に認めるとき				年 度		6年度	
					金額(千円)		360	
					件数		352	

施設運営コスト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要			金額(千円)
需用費	消耗品費	535,980	光熱水費	4,953,014
	燃料費	76,164	物品修繕料	101,074
	印刷製本費	0		
				5,666
委託料	自動ドア保守点検	166,496	機械警備	112,385
	一般廃棄物収集運搬	137,643	自家用電気工作物の保安管理	113,520
	池浄化設備保守点検	283,942	樹木管理	1,371,700
	エレベーター保守点検	356,400	市有施設定期点検	810,306
	消防設備保守点検管理	142,846	GHP定期点検整備	737,880
	清掃	6,763,600	空調機薬品洗浄作業	425,700
	空調設備保守点検	425,700		
その他の 経費	通信運搬費	117,858	自動車損害保険料	28,763
	手数料	0	使用料及び賃借料	4,665,167
	火災保険料	62,614	公課費	10,486
計				22,399

②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く					金額(千円)
4年度		5年度		6年度	
1,930		1,549		596	1,358

③人件費(6年度決算ベース)					
区 分	積 算 概 要				金額(千円)
職員 人件費	斎場職員	行政職	(8,100千円×2人)×95%=15,390千円		18,400
		技能労務職	(8,800千円×5人)×5%=2,200千円		
	本課職員	行政職	(8,100千円×1人)×10%=810千円		
会計年度 任用職員 人件費	報酬	3,723,384	共済費	1,284,015	6,611
	職員手当等	1,427,296	旅費	176,363	
その他 (報償費)					-
計					25,011

受益者負担率						
6年度使用料収入額				基準		
①運営経費＋②施設修繕料＋③人件費＋④公債費				75%		
22,589				46.3%		
22,399＋1,358＋25,011＋						
受益者負担率等についての考察	新型コロナウイルス感染症の影響により基準値を大きく下回ってきた受益者負担率は、徐々に回復傾向にある。 また、令和7年1月10日に使用料の改定(約10%増)を実施しており、他市町村の使用料と比較しても適正な金額と考えられる。					
他市等の状況						
市名	市内			市外		
	式場	待合室	霊安室	式場	待合室	霊安室
日立市	大ホール 33,020 小ホール 12,100	—	5,000/24h	大ホール 49,530 小ホール 18,150	—	10,000/24h
ひたちなか・東海広域	第1 20,000/2h(5,000/h) 第2 15,000/2h(3,000/h)	4,000/2h (1,000/h)	3,000/24h (500/h)	第1 60,000/2h(15,000/h) 第2 45,000/2h(10,000/h)	8,000/2h (2,000/h)	20,000/24h (2,000/h)
つくば市	大式場 47,100/回 小式場 31,400/回	5,200/2h	5,200/24h (2,600/12h)	大式場 94,200/回 小式場 62,800/回	20,800/2h	20,800/24h (10,400/12h)
宇都宮市	告別式 23,300～34,150/3.5h 通夜 29,950～43,880/3.5h	5,600/2h	4,910/24h	告別式 46,610～68,830/3.5h 通夜 59,910～87,780/3.5h	22,410/2h	9,830/24h
前橋市	28,280/3h	4,180～ 5,230/3h	3,140/24h	84,850/3h	12,570～ 15,710/3h	9,420/24h
高崎市	3,000/2h～57,300/4h	4,720/3h	4,400/回	5,520/2h～152,800/4h	22,700/3h	11,000/回
笠間地方広域	大式場 55,000/回 小式場 35,000/回	5,000/2h (2,000/h)	10,000/24h	大式場 165,000/回 小式場 105,000/回	15,000/2h (4,000/h)	30,000/24h

※()は、超過料金

使用料調書

使用料名	老人福祉センター使用料(入浴施設)
根拠条例等	水戸市老人福祉センター条例
担当課	高齢福祉課

使用料の状況				
概要及び単価等	【概要】市内8か所に所在する老人福祉センター(通称:いきいき交流センター)利用者のうち、入浴施設を利用する者から使用料を徴収している。 【単価】100円/回 ※回数券制度あり。7回分、500円			
改定の経緯 (年度、単価、〇%増等概要)	平成26年7月1日から有料化(単価は上記のとおり)			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	2,394	2,631	2,943	2,656
件 数	32,049	34,708	39,613	35,457
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

施 設 運 営 コ ス ト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	電気代	3,624	31,750	
	ガス代	7,581		
	水道代	14,502		
	燃料費	5,919		
	印刷製本費	124		
委託料	超音波循環配管系等薬品洗浄	277	2,054	
	浴槽水質検査	30		
	受水槽(貯水槽)保守点検等	212		
	ボイラー(給湯機)保守点検等	1,165		
	浄化槽保守点検・清掃	370		
その他の 経費			-	
計			33,804	
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
4年度		5年度	6年度	金額(千円)
916		3,997	3,366	

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	53,501,434円×事務配分率10%÷5,350,143円 ※所長 7人	5,350
嘱託職員 及び任用 職員	88,326,930円×事務配分率10%÷8,832,693円 ※嘱託職員、任用職員 42人	8,833
その他		-
計		14,183

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		50%
2,943		
=	33,804 + 2,760 + 14,183 +	= 5.8 %
受益者 負担率 等につ いての考 察	使用料等審議会の答申を踏まえ、平成26年7月1日から有料化した。 老人福祉センターは、老人福祉法において「無料又は低額な料金で」「便宜を総合的に供与することを目的とする施設」と定められており、国通達においても、老人福祉センターの利用料は「原則として無料とする」とあることに加え、入浴施設を含めて施設使用料を無料としている市が多いことから、現状の料金設定を維持することとしたい。 【関連法令】 老人福祉法 老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について(厚生省社会局長通達)	

他市等の状況

日立市	【施設数】3か所 【施設使用料】無料(はまぎく荘のみ市内居住かつ60歳以上…100円、その他…200円)
ひたちなか市	【施設数】3か所 【施設使用料】無料 ※全施設浴室なし(令和3年4月1日付で閉鎖)
つくば市	【施設数】3か所 【施設使用料】 〔市内居住〕60歳以上、障害者及び小学生以下…無料、その他…210円 〔市外居住〕60歳以上、障害者及び小学生以下…210円、その他…510円
宇都宮市	【施設数】5か所 【施設使用料】※障害者及びその介護者は無料 〔市内または県央都市圏内の住民〕60歳以上…無料、中学生以下…200円、その他…390円 〔上記以外に居住〕中学生以下…400円、その他…780円
前橋市	【施設数】5か所 【施設使用料】 〔市内居住〕65歳以上…無料、60～64歳及び15歳以下…100円、その他…150円 ※15名以上で団体割引制度適用あり 〔市外居住〕60歳以上及び15歳以下…200円、その他…300円
高崎市	【施設数】12か所 【施設使用料】 〔市内居住〕60歳以上…無料※、その他…200円 ※「利用証明書」不所持時は100円 〔市外居住〕500円

使用料調書

使用料名	預かり保育料
根拠条例等	水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
担当課	幼児保育課

使用料の状況				
概要及び単価等	園児の預かり保育料(預かり保育時間は、13:30から16:00まで) 500円/日			
改定の経緯 (年度、単価、〇%増等概要)	平成18年3月に日額500円とし、預かり保育を開始した。			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	1,976	1,990	1,502	1,823
件 数	3,953	3,981	3,005	3,646
減免の状況	・保育の必要性のある児童は、一部無償化(1日450円、月額11,300円が上限)		年 度	6年度
			金額(千円)	445
			件数	988

施設運営コスト		
①運営経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(千円)
需用費		
委託料		
その他の経費		
計		-
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く		
	4年度	5年度
		6年度
		金額(千円)
		-

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		
会計年度 任用職員 人件費	預かり保育会計年度任用職員	2,023
その他 (報償費)		
計		2,023

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		50%
= 1,502		74.2 %
= - + - + 2,023 +		
受益者負担率等についての考察	主に、預かり人数が6人以上の場合に会計年度任用職員(時間給)で対応し、人件費が発生するが、それ以外の場合は常勤職員が対応している。 受益者負担率が高くなっているため、改定する状況にはないとする。	

他市等の状況

日立市	利 用 料 : 400円(4時間まで), 500円(4時間超) 開設時間: 教育時間終了後～16:30まで※幼稚園は長期休業期間中の実施なし
ひたちなか市	利用料: 300円/回(平日), 500円/回(長期休業期間中) 開設時間: 16時まで(平日), 9時～16時(長期休業期間中)
つくば市	実施していない。
宇都宮市	実施していない。
前橋市	利 用 料 : ①②200円/日, 3,000円/月 開設時間: ①教育時間終了後～16:45まで ②教育時間終了後～17:00まで
高崎市	利 用 料 : 200円/時間 開設時間: ①教育時間終了後～16:30まで②教育時間終了後～17:00まで

使用料調書

使用料名	ふるさと農場使用料
根拠条例等	水戸市ふるさと農場条例
担 当 課	農政課(ふるさと農業センター)

使 用 料 の 状 況				
概要及び単価等	区画農園使用料及びガーデンセンター内の施設使用料 農園 400円/㎡・年 調理室 500円/h 研修室 400円/h			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成8年度の開設から改定なし			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	1,850	1,792	1,822	1,821
件 数	108	105	105	106
減免の状況	茨城県警察本部の施策として、農業を通じて非行少年の更生を図る場合。または、区画農場利用者が施設を利用する場合、水戸農業公社が使用する場合。		年 度	6年度
			金額(千円)	759
			件数	70

施 設 運 営 コ ス ト			
①運営経費(6年度決算)			
区 分	積 算 概 要	金 額 (千円)	
需用費	消耗品費(行事関係経費を除く) 74 燃料費(ガソリン, プロパンガス等) 31 光熱水費(電気, 水道) 635 物品等修繕料(公用車車検, 管理機器修理等) 110	850	
委託料	施設管理委託料 571 (内訳)清掃業務委託 439 警備業務委託 132 事務事業委託料 132 (内訳)機器保守点検 132	703	
その他の 経費	通信運搬費(切手, 電話) 108 手数料(し尿処理等) 26 火災保険料 69 自動車保険料 13 賃借料(農園敷地使用料) 642 原材料費(木材等) 0 公課費(公用車重量税) 9	867	
計		2,420	
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く			
	4年度	5年度	6年度
	159	604	139
	金額(千円)		
	301		

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	8,100千円/人×3人×32%=7,776千円 ※(参考)R6事務配分調査表(ふるさと農場維持管理にかかる業務分)	7,776
会計年度 任用職員 人件費	会計年度任用職員(栽培技術指導等)2人 5,453千円(報酬+交通費+市負担分共済費) 人夫(草刈り等)延べ118人 2,944千円(報酬+交通費)	8,397
その他 (報償費)		
計		16,173

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		50%
= $\frac{1,822}{2,420 + 301 + 16,173 + -}$ =		9.6%
受益者 負担率 等につい ての考察	ふるさと農場は、国補事業により整備した貸し農場であり、栽培指導員が常駐していること、調理場などの付帯施設を有することなど、質の高いサービスを提供することを特徴としている。このため、使用料は農地のみを貸し出す市民農園より高く設定しており、他市町村と比べても高くなっている。 貸し農園の貸出件数は121件である。これは農場全体の畑面積の91%に相当する。残る畑については、施設の有効利用を図るため、食育の場として教育ファーム(体験農場)として利用している。施設の運営コストは、現状のサービスを維持するのが難しい水準まですでに削減しており、これ以上の削減は難しい。	

他市等の状況

日立市	川尻市民農園 滑川市民農園 東大沼市民農園 150円/㎡
ひたちなか市	類似施設なし
土浦市	高津農園 摩利山農園 中村西根農園 虫掛農園 175円/㎡
つくば市	類似施設なし
笠間市	生き生き菜園はなさか 349円/㎡
古河市	鳥喰農園 161円/㎡ 尾崎農園 33円/㎡
那珂市	芳野市民農園 266円/㎡ ふれあい農園 115円/㎡
神栖市	類似施設なし
宇都宮市	河内ふれあい市民農園 436円/㎡
前橋市	類似施設なし
高崎市	9か所 144円/㎡

使用料調書

使用料名	市場使用料
根拠条例等	水戸市公設地方卸売市場条例
担当課	公設地方卸売市場

使用料の状況				
概要及び単価等	市場使用料(卸売業者…卸売金額の1,000分の3.5に相当する金額) 保冷库等使用料(月額18,700円～198,000円) 売場等使用料(1㎡につき月額99円～1,210円) 詳細については別紙内訳書のとおり			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	1,000分の3.5については開設から変更なし 施設・設備については, 整備時に設定を行い, 消費税相当額を改定した			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	443,418	448,559	461,130	451,036
件 数	2,129	2,163	2,172	2,155
減免の状況	公設地方卸売市場協力が会使用している事務所等について免除		年 度	6年度
			金額(千円)	412
			件数	36

施 設 運 営 コ ス ト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	消耗品費 686 燃料費 76 食糧費 22 印刷製本費 33 光熱水費 14,388 修繕料 58 ※光熱水費は支出額から卸売業者等の負担分の収入額を除いた額	15,263		
委託料	設備管理 24,200 污水处理施設維持管理 2,880 食品衛生検査 2,022 消防設備保守点検 1,815 余剰汚泥処分 1,706 空気調和設備保守点検 5,377 除草及び樹木剪定 2,310 自家用電気工作物及び非常用発電機保守点検 3,432 青果保冷库保守点検 1,210 水産側溝内泥土浚渫 2,673 自動集中検針・データログ装置点検 589 その他 5,328	53,542		
その他の 経費	市場運営協議会委員報酬 119 通信運搬費 1,252 手数料 152 火災保険料等 863 AED他機器リース料 228 旅費他 19 協力会負担金 2,085 清掃負担金 26,495 警備負担金 10,949 その他の負担金 3,303	45,465		
計		114,270		
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
	4年度	5年度	6年度	金額(千円)
	23,991	25,399	29,586	26,325

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	事務職員 3名 技術職員 4名 ※市場については実支出額とした 給料 29,161 職員手当等 24,632 共済費 10,030	63,823
会計年度 任用職員 人件費	会計年度任用職員4名 報酬 8,210 費用弁償 375 職員手当等 3,147 共済費 1,248	12,980
その他 (報償費)		
計		76,803

受益者負担率

$$\begin{array}{c}
 \text{6年度使用料収入額} \\
 \hline
 \text{①運営経費} + \text{②施設修繕料} + \text{③人件費} + \text{④公債費} \\
 \\
 = \frac{461,130}{114,270 + 26,325 + 76,803 + 46,380} = 174.8\%
 \end{array}$$

基準
100%

受益者
負担率
等につい
ての考察

受益者負担率が100%を超えている状況であるが、施設運営コストに計上されない施設再整備事業を実施している。市場の機能強化を図るため、引き続き施設再整備事業を推進していく必要があることから、当面使用料引き下げの考えはない。

他市等の状況

日立市	平成27年12月末廃止
ひたちなか市	地方卸売市場(魚市場)市場使用料 卸売金額の1,000分の5
つくば市	公設市場 無し
宇都宮市	中央卸売市場 売上高使用料 卸売業者…卸売金額の1,000分の3, 仲卸業者…卸売業者以外の者から買 い入れた生鮮食料品等の販売金額の1,000分の3 売場使用料 卸売業者…110円/㎡/月, 仲卸業者…1,650円/㎡/月
前橋市	開設者 協同組合前橋生鮮食料品総合卸売市場
高崎市	開設者 高崎市総合卸売市場株式会社

水戸市公設地方卸売市場 令和6年度使用料決算内訳

卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3.5	291,592,245
水産	50,965,499,386 円 × 3.5 / 1,000	≒ 178,379,237
青果	31,086,198,837 円 × 3.5 / 1,000	≒ 108,801,685
花き	1,260,379,868 円 × 3.5 / 1,000	≒ 4,411,323
仲卸業者市場使用料	販売金額の1,000分の2.5 (市場卸売業者以外の者から買い入れた物品のみ)	1,676,840
仲卸業者	670,772,769 円 × 2.5 / 1,000	≒ 1,676,840
保冷库	1棟 180,000円/月 × 消費税率	7,128,000
茨城県大同青果㈱	180,000 円 × 1 棟 × 1.1 = 198,000 円 × 12 ヶ月 =	2,376,000
水戸中央青果㈱	180,000 円 × 2 棟 × 1.1 = 396,000 円 × 12 ヶ月 =	4,752,000
青果部配送センター	1棟 112,000円/月 × 消費税率	2,956,800
茨城県大同青果㈱	112,000 円 × 1 棟 × 1.1 = 123,200 円 × 12 ヶ月 =	1,478,400
水戸中央青果㈱	112,000 円 × 1 棟 × 1.1 = 123,200 円 × 12 ヶ月 =	1,478,400
水産卸売業者活魚水槽	1槽 17,000円/月 × 消費税率	448,800
常洋水産㈱	17,000 円 × 1 槽 × 1.1 = 18,700 円 × 12 ヶ月 =	224,400
茨城水産㈱	17,000 円 × 1 槽 × 1.1 = 18,700 円 × 12 ヶ月 =	224,400
卸売業者売場	90円/㎡/月 × 消費税率	14,970,960
茨城県大同青果㈱	3,294 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 326,100 円 × 12 ヶ月 =	3,913,200
水戸中央青果㈱	3,294 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 326,100 円 × 12 ヶ月 =	3,913,200
常洋水産㈱	2,425 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 240,070 円 × 12 ヶ月 =	2,880,840
茨城水産㈱	2,189 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 216,710 円 × 12 ヶ月 =	2,600,520
㈱茨城県水戸中央花き市場	1,400 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 138,600 円 × 12 ヶ月 =	1,663,200
仲卸業者売場	1,100円/㎡/月 × 消費税率	37,505,160
水産・青果 20社	2,583 ㎡ × 1,100 円 × 1.1 = 3,125,430 円 × 12 ヶ月 =	37,505,160
関連商品売場	1,100円/㎡/月 × 消費税率	25,235,760
関連店舗15社	1,738 ㎡ × 1,100 円 × 1.1 = 2,102,980 円 × 12 ヶ月 =	25,235,760
サービス店舗	900円/㎡/月 × 消費税率	3,314,520
サービス店舗3社	279 ㎡ × 900 円 × 1.1 = 276,210 円 × 12 ヶ月 =	3,314,520
買荷保管所	90円/㎡/月 × 消費税率	12,863,280
茨城県大同青果㈱	2,604 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 257,790 円 × 12 ヶ月 =	3,093,480
水戸中央青果㈱	2,726 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 269,870 円 × 12 ヶ月 =	3,238,440
常洋水産㈱	2,594 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 256,800 円 × 12 ヶ月 =	3,081,600
茨城水産㈱	2,571 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 254,520 円 × 12 ヶ月 =	3,054,240
㈱茨城県水戸中央花き市場	333 ㎡ × 90 円 × 1.1 = 32,960 円 × 12 ヶ月 =	395,520
事務所	300円/㎡/月 × 消費税率	21,941,370

倉庫	120円/㎡/月×消費税率				5,507,220
茨城県大同青果(株)(第2店舗)	151 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	19,930 円 × 9 ヶ月 = 179,370
	35 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	4,620 円 × 6 ヶ月 = 27,720
茨城水産(株)	131 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	17,280 円 × 12 ヶ月 = 207,360
茨城水産(株)(第2店舗)	70 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	9,240 円 × 6 ヶ月 = 55,440
茨城水産(株)	90 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	11,880 円 × 2 ヶ月 = 23,760
(株)茨城県水戸中央花き市場	113 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	14,910 円 × 12 ヶ月 = 178,920
仲卸8社	858 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	113,230 円 × 12 ヶ月 = 1,358,760
磯崎商店(第2店舗)	70 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	9,240 円 × 11 ヶ月 = 101,640
水戸青果仲卸(協)	40 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	5,280 円 × 12 ヶ月 = 63,360
花佐商店(第2店舗)	70 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	9,240 円 × 5 ヶ月 = 46,200
花佐商店	23 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	3,030 円 × 7 ヶ月 = 21,210
中央フラワー(第2店舗)	35 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	4,620 円 × 9 ヶ月 = 41,580
水戸水産仲卸(協)	20 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	2,640 円 × 12 ヶ月 = 31,680
関連店舗17社	1,959 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	258,410 円 × 12 ヶ月 = 3,100,920
関連店舗2社(第2店舗)	105 ㎡ ×	120 円 ×	1.1	=	13,860 円 × 5 ヶ月 = 69,300
青果卸売業者保冷売場	950円/㎡/月×消費税率				7,482,200
茨城県大同青果(株)	340 ㎡ ×	950 円 ×	1.1	=	355,300 円 × 7 ヶ月 = 2,487,100
	240 ㎡ ×	950 円 ×	1.1	=	250,800 円 × 5 ヶ月 = 1,254,000
水戸中央青果(株)	340 ㎡ ×	950 円 ×	1.1	=	355,300 円 × 7 ヶ月 = 2,487,100
	240 ㎡ ×	950 円 ×	1.1	=	250,800 円 × 5 ヶ月 = 1,254,000
砕氷所	730円/㎡/月×消費税率				520,320
水戸水産仲卸(協)	54 ㎡ ×	730 円 ×	1.1	=	43,360 円 × 12 ヶ月 = 520,320
水産低温買荷保管積込所	500円/㎡/月×消費税率				17,463,600
水戸中央水産(協)	2,646 ㎡ ×	500 円 ×	1.1	=	1,455,300 円 × 12 ヶ月 = 17,463,600
青果買荷保管積込所	210円/㎡/月×消費税率				2,910,480
茨城県大同青果(株)	525 ㎡ ×	210 円 ×	1.1	=	121,270 円 × 12 ヶ月 = 1,455,240
水戸中央青果(株)	525 ㎡ ×	210 円 ×	1.1	=	121,270 円 × 12 ヶ月 = 1,455,240
花き仲卸業者売場	600円/㎡/月×消費税率				1,425,600
花き仲卸	180 ㎡ ×	600 円 ×	1.1	=	118,800 円 × 12 ヶ月 = 1,425,600
花き第2買荷保管積込所	350円/㎡/月×消費税率				771,480
(株)茨城県水戸中央花き市場	167 ㎡ ×	350 円 ×	1.1	=	64,290 円 × 12 ヶ月 = 771,480
花き第2倉庫	410円/㎡/月×消費税率				903,720
(株)茨城県水戸中央花き市場	167 ㎡ ×	410 円 ×	1.1	=	75,310 円 × 12 ヶ月 = 903,720
青果荷捌所	310円/㎡/月×消費税率				1,158,000
水戸中央青果(株)	283 ㎡ ×	310 円 ×	1.1	=	96,500 円 × 12 ヶ月 = 1,158,000
会議室・調理実習室	1時間につき 880~270円				319,560
土地	20円/㎡/月				3,033,980
合計					461,129,895

使用料調書

使用料名	駐車場使用料(一般会計)
根拠条例等	水戸市駐車場条例
担当課	都市計画課

使用料の状況				
概要及び単価等	1 時間駐車 ・五軒町地下, 本町 30分以内無料, 1時間以内200円, 以降30分毎に100円 24時間毎に上限700円(本町は, 上限500円) ・駅前広場駐車場 30分以内無料, 1時間以内100円, 以降1時間毎に300円, 上限なし 2 定期駐車 ・本町 1か月全日6,000円, 同平日5,000円 ・五軒町地下 1か月全日15,000円, 同平日10,000円			
	改定の経緯 (年度, 単価, ○%増等概要) 平成25年12月27日から 1 時間駐車: 宮町を廃止 平成26年9月30日から 1 時間駐車: 内原駅北口広場の場所を変更 令和4年3月29日から 1 時間駐車(五軒町地下) ・旧 24時間毎に上限1,500円→新 同700円			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	32,246	34,868	36,300	34,471
件 数	105,019	328,004	481,886	304,970
減免の状況	駐車場近辺で開催される市主催の会議等への出席者等を対象として使用料を免除		年 度	6年度
			金額(千円)	4,167
			件数	34

施 設 運 営 コ ス ト						
①運営経費(6年度決算)						
区 分	積 算 概 要	金額(千円)				
需用費	(指)消耗品費 1,824 , 通信運搬費 154, 光熱水費 4,027 (市)印刷製本費 48, 物品等修繕料 1,866	7,919				
委託料	(指)機器保守 6,757 , 清掃他 5,660 (市)施設管理料のみ(26,900)	12,417				
その他の 経費	(指)保険料 206 , 燃料費 120 (市)手数料 214, 保険料 485, 賃借料 2,503	3,528				
計	(指) 計 18,748 (市) 計 5,116	23,864				
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く						
4年度		5年度		6年度		金額(千円)
(指)1,500 (市)163		(指)1,500 (市)0		(指)1,500 (市)1,265		1,976

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	(指)正社員5人 契約社員2人 パート3人 6,650(按分後) (市)正職員1人 (8,100×1人)×50%=4,050	10,700
会計年度 任用職員 人件費		
その他 (報償費)		
計		10,700

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		100%
= $\frac{36,300}{23,864 + 1,976 + 10,700 + \square}$ =		99.3 %
受益者 負担率 等につい ての考察	一般会計の市営駐車場については、受益者負担率が基準値を概ね満たしているため、使用料については、適正であるとする。	

他市等の状況

日立市	30分まで無料、以降30分毎に100円(駐車場毎に異なる) 定期駐車 4,200円～10,000円(駐車場毎に異なる)
ひたちなか市	30分まで無料、1時間以内100円～200円、以降30分毎に50円～100円、上限額 400円～1,500円(駐車場毎に異なる)
つくば市	1時間まで220円、以降30分毎に110円、上限2,200円 定期駐車 6,100円～19,300円(駐車場毎に異なる)
宇都宮市	20分毎に100円、以降1時間毎に100円(駐車場毎に異なる) 定期駐車 4,320円～8,640円(駐車場毎に異なる)
前橋市	1時間毎に100円、以降1時間毎に100円、上限1,000円 定期駐車 6,600円～12,570円(駐車場毎に異なる)
高崎市	30分まで無料、1時間まで160円、以降30分毎に150円、上限1,000円(駐車場毎に異なる) 定期駐車 12,100円～16,500円(駐車場毎に異なる)

使用料調書

使用料名	駐車場使用料(特別会計)
根拠条例等	水戸市駐車場条例
担当課	都市計画課

使用料の状況				
概要及び単価等	1 時間駐車 30分以内無料, 1時間以内200円, 以降30分ごとに100円 24時間毎に上限700円(赤塚駅北口は, 上限500円) 2 定期駐車(赤塚駅北口のみ) 1か月全日6,000円, 同平日5,000円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成19年6月1日から(赤塚駅北口) 1 時間駐車 ・旧 100円/30分→新 30分以内無料, 1時間以内200円 以降30分毎に100円 2 定期駐車 ・旧 8,000円→新 全日6,000円, 平日5,000円(新設) 令和5年4月1日から(五軒町立体) 1 時間駐車 ・五軒町立体を新設			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	56,193	76,618	75,041	69,284
件 数	122,621	156,700	155,788	145,036
減免の状況	駐車場近辺で開催される市主催の会議等への 出席者等を対象として使用料を免除		年 度	6年度
			金額(千円)	6,071
			件数	91

施 設 運 営 コ ス ト			
①運営経費(6年度決算)			
区 分	積 算 概 要	金額(千円)	
需用費	(指)消耗品費 692, 通信運搬費 50, 印刷製本費 850, 光熱水費 1,686 (市)消耗品費 33, 印刷製本費 1,076, 物品等修繕料 4,213	8,600	
委託料	(指)機器保守他 21,914 (市)施設管理委託(49,409) 消防設備点検委託 154	22,068	
その他の 経費	(指)保険料 101 , 賃借料 219 , 手数料 23 租税公課 22 その他 3,746 (市)手数料 1,041, 保険料 747, 使用料 795, 負担金 15,968, 償還金 78, 公課費 4,737, 公債費 8,103	35,580	
計	(指) 計 29,303 (市) 計 36,945	66,248	
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く			
4年度	5年度	6年度	金額(千円)
638	1,342	511	830

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	(指)(五軒町立体)職員10人 15,640(按分後) (赤塚駅北口)正職員3人 嘱託員4人 派遣職員10人 3,920(按分後) (市)正職員1人 (8,100×1人)×50%=4,050	23,610
会計年度 任用職員 人件費		
その他 (報償費)		
計		23,610

受益者負担率	
6年度使用料収入額	基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費	100%
75,041	
= $\frac{75,041}{66,248 + 830 + 23,610 + \text{ }} = 82.7\%$	
受益者 負担率 等につ いての考 察	指定管理者への委託料が大きいことに加え、五軒町立体駐車場の稼働率が低迷していることなどの要因で受益者負担率は低い値となっている。安全で快適な施設運営を維持するためには、大きな経費節減は難しい。使用料の値上げについては、周辺民間駐車場の料金動向を考慮しながら改定を検討する。収入の増加は、次期指定管理者の指定(令和8年度～令和10年度)では、「使用料収入の向上」に特に重点を置き、指定管理者に収入増加に向けた取り組みを強く求めることとし、最低目標額や目標の達成具合に応じて報奨金を支給し、増収の取組への促進を行う予定である。令和10年度までの3年間で、民間事業者のノウハウを取り入れた多角的な施策を講じながら、収入の増加に努めていただき、使用料の増収を図っていききたい。

他市等の状況	
日立市	30分まで無料、以降30分毎に100円(駐車場毎に異なる) 定期駐車 4,200円～10,000円(駐車場毎に異なる)
ひたちなか市	30分まで無料、1時間以内100円～200円、以降30分毎に50円～100円、上限額 400円～1,500円(駐車場毎に異なる)
つくば市	1時間まで220円、以降30分毎に110円、上限2,200円 定期駐車 6,100円～19,300円(駐車場毎に異なる)
宇都宮市	20分毎に100円、以降1時間毎に100円(駐車場毎に異なる) 定期駐車 4,320円～8,640円(駐車場毎に異なる)
前橋市	1時間毎に100円、以降1時間毎に100円、上限1,000円 定期駐車 6,600円～12,570円(駐車場毎に異なる)
高崎市	30分まで無料、1時間まで160円、以降30分毎に150円、上限1,000円(駐車場毎に異なる) 定期駐車 12,100円～16,500円(駐車場毎に異なる)

使用料調書

使用料名	植物公園入園料
根拠条例等	水戸市都市公園条例
担当課	公園緑地課

使用料の状況				
概要及び単価等	植物公園への入園 1 小中学生及び本市に居住する60歳以上の者 …個:150円, 団:100円, 年:500円 2 上記以外の者 …個:300円, 団:250円, 年:1,000円 【凡例】個:個人, 団:団体(30人以上), 年:年間利用券			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増等概要)	昭和62年度の開園時から現在の料金である。 平成17年度 回数券を導入 平成21年度 市内高齢者の免除を廃止 令和元年度 回数券を廃止(販売を休止) 観賞大温室等の工事による閉鎖に伴う, 経過措置 1 小中学生及び本市に居住する60歳以上の者 個:70円, 団:50円 2 上記以外の者 個:150円, 団:120円 令和3年度 年間利用券を導入 1 小中学生及び本市に居住する60歳以上の者 500円 2 上記以外の者 1,000円 入園料の経過措置の廃止			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	7,847	6,592	7,442	7,294
件 数	38,872	32,460	36,858	36,063
減免の状況	小・中学校等の教育活動, 障害者, 児童福祉法・老人福祉法・障害者自立支援法等に規定された施設の入所者と引率者等の入園料免除		年 度	6年度
			金額(千円)	2,806
			件数	10,322

施設運営コスト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要			金額(千円)
需用費	消耗品費	5,419	燃料費	12,171
	光熱水費	10,378	印刷製本費	584
委託料	植物管理	35,816	物品修繕料	142
	樹木管理	1,638	草花栽培	1,609
	清掃	14,177	緑地保全用地下草刈	495
	ネズミ等防除・ハチ駆除	226	警備	13,200
	設備保守点検等(消防設備・自家用電気工作物・浄化槽・空調)	4,924		
その他の経費	役務費(通信運搬費, 火災保険料, 自動車保険等)		1,639	
	旅費	91	使用料及び賃借料	1,576
	負担金	88	原材料費	200
計	租税公課費	2,899		
				107,272
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
	4年度	5年度	6年度	金額(千円)
	4,811	5,082	1,154	3,682

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	事務職員 8,100 千円/年 × 1.52 人 技能労務職員 8,800 千円/年 × 0.46 人	16,360
会計年度 任用職員 人件費	嘱託員 報酬 11,350 千円 共済費 1,526 千円 臨時職員・臨時雇用 賃金 10,199 千円 共済費 891 千円	23,966
その他 (報償費)		
計		40,326

受益者負担率

6年度使用料収入額
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費

基準

50%

$$= \frac{7,442}{107,272 + 3,682 + 40,326 + \boxed{}} = 4.9\%$$

受益者
負担率
等につ
いての考察

植栽や施設管理等のランニングコストが大きいことに加え、令和3年度の組織変更による管理範囲の増加等があり、受益者負担率は低い値となっている。運営コスト削減の努力は行っているが、安全で快適な施設運営を維持するためには、大きな経費節減は難しい。入園料については、年間利用券の導入により、家族連れの来園者が目立つようになるなど新たな入園者層の獲得につながっている。料金の値上げについては、入園者の減少が危惧されることから、現在の入園料を維持しながら、リニューアルした温室や(公社)日本植物園協会ナショナルコレクションに登録された「水戸のウメコレクション」などの新たな魅力を含めたPRを強化するとともに、こどもの教育・団体入園者の確保・芝生園を活用したイベント等に力を入れ、今後も更なる入園者数の増加につとめ、増収を図ることにより、受益者負担率を毎年増加させることを目指す。

なお、令和6年度の幼児を含む全入園者数は、52,486人である。

他市等の状況

日立市	同様の施設なし
ひたちなか市	同様の施設なし
つくば市	同様の施設なし
宇都宮市	同様の施設なし
前橋市	ぐんまフラワーパーク(リニューアル前)(【4/1~6/30】大人…個人720円, 団体580円, 【7/1~3/31】大人…個人610円, 団体500円, 年間パスポート2,000円)
高崎市	同様の施設なし
茨城県	茨城県植物園(リニューアル前)(大人…個人320円, 団体200円, 70歳以上…個人160円, 団体100円)
草津市	草津市立水生植物公園みずの森(高校・大学生…個人250円, 団体200円, 回数券1,250円, 65歳以上…個人150円, 大人…個人300円, 団体250円, 回数券1,500円, 年間パスポート…一律1,000円)
宇治市	宇治市植物公園(小人…個人300円, 団体250円, 年間入園券750円, 大人…個人600円, 団体500円, 年間入園券1,500円, 障がい者等及び介護者…市外在住・小人 個人150円, 団体120円, 市外在住・大人 個人300円, 団体250円)

使用料調書

使用料名	市営住宅駐車場使用料
根拠条例等	水戸市営住宅及び特定市営住宅条例
担当課	住宅政策課

使用料の状況				
概要及び単価等	市営住宅に設置されている入居者用駐車場の使用料 1区画につき月額2,100円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成17年7月改定 1,500円→2,100円 40%増			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	48,878	46,945	45,907	47,243
件 数	23,395	19,673	18,672	20,580
減免の状況	なし		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

施 設 運 営 コ ス ト			
①運営経費(6年度決算)			
区 分	積 算 概 要		金額(千円)
需用費			
委託料			
その他の 経費			
計			
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く			
4年度		5年度	6年度
537		692	959
			金額(千円)
			729

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		-
会計年度 任用職員 人件費		-
その他 (報償費)		-
計		-

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		100%
= $\frac{45,907}{\text{---} - + 729 + \text{---} - + \text{---}}$		6297.3 %
受益者 負担率 等につい ての考察	県内他市や県営住宅の駐車場使用料と比較して、平均的な額となっており、使用料は現行のままで適正と考えられる。	

他市等の状況

日立市	2,200円
ひたちなか市	1,420円(3箇所), 1,540円(11箇所), 1,600円(3箇所)
つくば市	無料
宇都宮市	2,070円, 2,300円, 2,410円(2箇所), 2,510円, 2,730円, 2,850円, 2,960円, 3,300円, 3,400円, 3,730円
前橋市	2,420円(10箇所), 3,300円(22箇所)
高崎市	1,040円, 1,640円, 2,090円, 2,400円, 2,820円
茨城県	1,300円~5,500円(水戸市内の県営住宅) (近傍同種の駐車場の料金を勘案して、知事が定める。) (屋根つきの場合: +500円, 砕石駐車場・縦列駐車場の場合: -500円)

使用料調書

使用料名	市営住宅污水处理場使用料
根拠条例等	水戸市営住宅及び特定市営住宅条例
担 当 課	住宅政策課

使 用 料 の 状 況				
概要及び単価等	市営見川住宅、柳河町住宅に設置されている汚水処理場の使用料 1戸につき月額2,700円			
改定の経緯 (年度、単価、〇%増等概要)	各住宅建設時に電気料金やメンテナンス経費等の必要経費から計算して設定しており、その後の改定は行っていない。			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	5,653	5,331	3,161	4,715
件 数	2,165	2,092	1,244	1,834
減免の状況	なし	年 度	6年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

施 設 運 営 コ ス ト			
①運営経費(6年度決算)			
区 分	積 算 概 要		金額(千円)
需用費	光熱水費		1,477
委託料	維持管理業務委託		3,916
その他の 経費	浄化槽法定検査手数料 (見川住宅16千円, 柳河町住宅13千円)		29
計			5,422

②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く			
4年度	5年度	6年度	金額(千円)
59	683	686	476

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		-
会計年度 任用職員 人件費		-
その他 (報償費)		-
計		-

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		75%
$= \frac{3,161}{5,422 + 476 + - + } = 53.6\%$		
受益者 負担率 等につ いての 考察	受益者負担率は53.6%であるが、汚水処理場を設置している見川住宅及び柳河町住宅の入居率は約67%であり、入居率100%の場合には、受益者負担率は79.5%となることから、使用料は現行のままで適正と考えられる。	

他市等の状況

日立市	汚水処理場なし
ひたちなか市	2,660円(1箇所), 3,090円(3箇所)
つくば市	汚水処理場使用料なし(入居者の自治会が直接費用を支払っている)
宇都宮市	汚水処理場なし
前橋市	汚水処理場なし
高崎市	汚水処理場使用料なし(入居者の自治会が直接費用を支払っている)
茨城県	汚水処理場使用料なし(入居者の自治会が直接費用を支払っている)

使用料調書

使用料名	少年自然の家使用料
根拠条例等	水戸市少年自然の家条例
担当課	生涯学習課

使用料の状況				
概要及び単価等	【単価】①宿泊(市内):幼児150円,小中学生及び引率者300円,その他750円 ②宿泊(市外):幼児370円,小中学生及び引率者750円,その他1,500円 ③日帰り(市内):幼児70円,小中学生及び引率者150円,その他450円 ④日帰り(市外):幼児220円,小中学生及び引率者450円,その他1,200円			
改定の経緯 (年度,単価,〇%増 等概要)				
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	1,964	2,906	4,307	3,059
件 数	112	133	202	149
減免の状況	「水戸市少年自然の家使用料の免除に関する 基準」(内規)に基づき減免		年 度	6年度
			金額(千円)	504
			件数	32

施 設 運 営 コ ス ト		
①運営経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(千円)
需用費	消耗品費(932), 燃料費(1,906), 印刷製本費(4),光熱水費(8,035), 物品等修繕料(341)	11,218
委託料	施設管理委託料(14,014) 【内訳】:清掃業務委託(5,214), 除草管理業務委託(1,452), ろ過装置保守点検業務委託(1,133), ボイラー保守点検業務委託(990), 空調設備機器保守点検業務委託(946), その他14件(4,279)	14,014
その他の経費	報酬(70), 報償費(12), 役務費(457), 使用料及び賃借料(4,094), 工事請負費(2,687), 原材料費(53), 公課費(12)	7,385
計		32,617
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く		
4年度	5年度	6年度
593	870	995
		金額(千円)
		819

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	8,100千円/人×事務職員3人=24,300千円	24,300
会計年度 任用職員 人件費	会計年度任用職員6名分	18,598
その他 (報償費)		
計		42,898

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		50%
$= \frac{4,307}{32,617 + 819 + 42,898 + \boxed{}} = 5.6\%$		
受益者 負担率 等につい ての考察	少年自然の家の主な利用団体は、小・中学校や青少年団体、スポーツ団体等であり、いずれも教育活動の一環として、宿泊学習等を実施している。未来をリードする子どもたちが、経済状況に左右されず、体験活動を経験できるよう、引き続き、現行程度の低廉な使用料を維持することが望ましいと考える。 なお、受益者負担率が基準と乖離しているため、使用料収入の増額に向けて、新たな利用団体の獲得につながるよう、市内高等学校へのパンフレット配布など、広報活動を強化していきたい。	

他市等の状況

日立市	【会瀬青少年の家】宿泊等使用料: 大人(高校生以上)1泊660円, 1日220円, 小人(小中学生)1泊340円, 1日120円
ひたちなか市	類似施設なし
つくば市	【筑波ふれあいの里】宿泊使用: 《市民》大人3,300円, 子供(小中学生)2,200円, 幼児(4歳以上)1,100円, 《市民以外》大人4,400円, 子供(小中学生)3,300円, 幼児(4歳以上)2,200円
宇都宮市	【宇都宮市冒険活動センター】宿泊研修棟(1泊): 一般3,830円, 中学生以下1,910円, 常設テント(1泊): 一般760円, 中学生以下370円, テント持込: 一般370円, 中学生以下170円
前橋市	【赤城少年自然の家】宿泊: 一般880円, 中学生以下320円, 休憩: 一般220円, 中学生以下50円
高崎市	【観音山キャンプパーク】施設利用料金: バンガロー(1棟1泊)3,450円, オートキャンプサイト(1区画1泊)2,300円, テントサイト(1区画1泊)1,150円, バーベキュー棟(全席)1,320円
	※つくば市の【筑波ふれあいの里】は青少年教育施設ではなく、経済部所管

使用料調書

使用料名	体育施設使用料(総括)
根拠条例等	都市公園条例他
担当課	体育施設整備課

使用料の状況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	別紙のとおり			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	194,021	210,129	220,127	208,092
件 数	大会451件, 他個人利用	大会607件, 他個人利用	大会539件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	6年度
			金額(千円)	49,713
			件数	14,107

施 設 運 営 コ ス ト		
①運営経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(千円)
需用費	消耗品費(15,206) 印刷製本費(1,006) 燃料費(62,804) 電気料(153,761) 水道料(29,522)	262,299
委託料	体育施設維持管理業務委託等182件	376,352
その他の 経費	通信運搬費(4,612) 賃借料(12,300) 原材料費(639) 手数料(3,299) 保険料(4,976) 租税公課(50,966) 負担金(469) 減価償却費(2,763)	80,024
計		718,675
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く		
4年度	5年度	6年度
38,148	61,824	36,058
		金額(千円)
		45,343

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員51名分	309,801
嘱託員 報酬等	嘱託員15名分	37,937
臨時職員 賃金等	パート職員賃金	66,521
その他 (報償費)		
計		414,259

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= 220,127		
= 718,675 + 45,343 + 414,259 + -		= 18.7%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は、基準を下回っているが、既に過去数回の使用料改定を実施している施設もあり、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。 また、県や他市類似施設との比較で本市の使用料は同水準程度であるため、現行の料金を継続しながら、引き続き、電気をこまめに消す等の維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。 照明や空調の料金を設定している施設については、総合運動公園軟式球場の照明LED化や常澄健康管理トレーニングセンター長寿命化改修が令和8年度に完了する見込みのため、料金の改定を行う方針であり、あわせて他の施設においても、改定を検討する。	

他市等の状況

別紙のとおり

令和6年度 体育施設使用料内訳

(単位 円)

施設名	使用料決算額
青柳体育館	21,494,420
その他の体育館(5施設)	78,710,305
市立競技場	21,658,055
常澄運動場	200,100
市立サッカー・ラグビー場	7,612,280
青柳屋内プール	4,234,200
その他のプール(2施設)	4,737,735
見川テニスコート	10,298,893
その他のテニスコート(6施設)	7,676,355
市民球場	5,756,406
その他の野球場(7施設)	5,782,803
下入野健康増進センター	51,965,910
計	220,127,462

使用料調書

使用料名	体育施設使用料(青柳公園市民体育館)
根拠条例等	都市公園条例
担 当 課	体育施設整備課

使 用 料 の 状 況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成10年度 20%増, 平成17年度 20%増, 平成22年度 20%増 平成26年度 料金体系の見直し(時間単位料金制の導入や部分利用料金の設定) 平成30年度 料金の見直し(トレーニング室)			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	20,633	21,334	21,494	21,154
件 数	大会90件, 他個人利用	大会125件, 他個人利用	大会114件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	6年度
			金額(千円)	2,629
			件数	84

施 設 運 営 コ ス ト			
①運営経費(6年度決算)			
区 分	積 算 概 要		金額(千円)
需用費	消耗品費(787) 印刷製本費(29) 燃料費(922) 電気料(14,405) 水道料(1,145)		17,288
委託料	体育施設維持管理業務委託等15件		10,167
その他の経費	通信運搬費(395) 賃借料(238) 原材料費(0) 手数料(22) 保険料(32) 租税公課(2,133) 負担金(0) 減価償却費(0)		2,820
計			30,275
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く			
	4年度	5年度	6年度
	3,450	3,651	1,842
	金額(千円)		
	2,981		

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員3人×(市民体育館利用者数÷青柳公園利用者数) 18,560,207円×76.5% ※職員3人:青柳公園全体管理	14,198
嘱託員 報酬等		
臨時職員 賃金等	パート職員賃金(按分計上) 10,562,796円×76.5%	8,080
その他 (報償費)		
計		22,278

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= $\frac{21,494}{30,275 + 2,981 + 22,278 + \square - \square}$		= 38.7%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は、基準を下回っているが、既に過去数回の使用料改定を実施しており、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。 また、県や他市類似施設との比較で本市の使用料は同水準程度であるため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。 照明や空調の料金については、LED化したことや電気料の高騰を踏まえ、料金の改定を検討する。	

他市等の状況

日立市	別紙のとおり
ひたちなか市	
土浦市	
つくば市	
宇都宮市	
前橋市	
高崎市	

使用料調書

使用料名	体育施設使用料(東町運動公園体育館)
根拠条例等	都市公園条例
担当課	体育施設整備課

使用料の状況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	令和3年度 料金体系の見直し(大型映像装置設置) 令和4年度 照明料金体系の見直し(中央照明設置等)			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	42,776	52,631	51,646	49,018
件 数	大会60件, 他個人利用	大会92件, 他個人利用	大会98件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	6年度
			金額(千円)	21,526
			件数	67

施 設 運 営 コ ス ト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	消耗品費(1,152) 印刷製本費(172) 燃料費(11,917) 電気料(20,980) 水道料(2,284)		36,505	
委託料	体育施設維持管理業務委託等30件		61,932	
その他の 経費	通信運搬費(1,144) 賃借料(1,898) 原材料費(0) 手数料(22) 保険料(40) 租税公課(5,271) 負担金(0) 減価償却費(0)		8,375	
計			106,812	
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
4年度		5年度	6年度	金額(千円)
2,400		1,709	2,527	

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員4人×(体育館利用者数÷東町運動公園利用者数) 27,889,097円×91.1% ※職員4人:東町運動公園全体管理	25,406
嘱託員 報酬等	嘱託員(按分計上)6,829,692円×91.1%	6,221
臨時職員 賃金等	パート職員賃金(按分計上)2,943,916円×91.1%	2,681
その他 (報償費)		
計		34,308

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= 51,646		
= 106,812 + 2,212 + 34,308 + -		= 36%
受益者負担率等についての考察	受益者負担率は、基準を下回っているが、値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。 また、県や他市類似施設との比較でも本市の使用料は高い傾向にあるため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。 本年度、メインアリーナにおいて、スイートルームの整備をしており、料金の改定を行う予定となっている。	

他市等の状況

日立市	別紙のとおり
ひたちなか市	
土浦市	
つくば市	
宇都宮市	
前橋市	
高崎市	

使用料調書

使用料名	体育施設使用料(市立競技場)
根拠条例等	市立競技場条例
担当課	体育施設整備課

使 用 料 の 状 況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯 (年度、単価、〇%増 等概要)	平成10年度 20%増 平成17年度 20%増 平成22年度 大規模改造に合わせた料金体系の見直し 平成26年度 電気使用料の見直し 1時間当たり全灯16,500→19,210円など			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	18,574	21,189	21,658	20,474
件 数	大会60件、他個人利用	大会133件、他個人利用	大会56件、他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	6年度
			金額(千円)	14,568
			件数	82

施 設 運 営 コ ス ト			
①運営経費(6年度決算)			
区 分	積 算 概 要		金額(千円)
需用費	消耗品費(710) 印刷製本費(29) 燃料費(587) 電気料(25,206) 水道料(2,678)		29,210
委託料	体育施設維持管理業務委託等25件		63,407
その他の経費	通信運搬費(200) 賃借料(252) 原材料費(0) 手数料(90) 保険料(22) 租税公課(2,118) 負担金(0) 減価償却費(1,121)		3,803
計			96,420

②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く			
	4年度	5年度	6年度
	5,605	8,122	5,273
金額(千円)	6,333		

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員3人	21,838
嘱託員 報酬等		
臨時職員 賃金等	パート職員1人	1,854
その他 (報償費)		
計		23,692

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= $\frac{21,658}{96,420 + 6,333 + 23,692 + \square - \square}$		= 17.1%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は、基準を下回っているが、既に過去数回の使用料改定を実施しており、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。 また、県や他市類似施設との比較で本市の使用料は同水準程度であるため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。 照明の料金については、電気料の高騰を踏まえ、料金の改定を検討する。	

他市等の状況

日立市	別紙のとおり
ひたちなか市	
土浦市	
宇都宮市	
前橋市	
高崎市	

使用料調書

使用料名	体育施設使用料(市立サッカー・ラグビー場)
根拠条例等	市立サッカー・ラグビー場条例
担 当 課	体育施設整備課

使 用 料 の 状 況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成13年度制定後改定なし			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	7,566	7,097	7,612	7,425
件 数	大会177件, 他個人利用	大会181件, 他個人利用	大会196件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	6年度
			金額(千円)	985
			件数	38

施 設 運 営 コ ス ト			
①運営経費(6年度決算)			
区 分	積 算 概 要	金額(千円)	
需用費	消耗品費(531) 印刷製本費(29) 燃料費(346) 電気料(6,694) 水道料(1,324)	8,924	
委託料	体育施設維持管理業務委託等14件	28,103	
その他の 経費	通信運搬費(202) 賃借料(179) 原材料費(0) 手数料(22) 保険料(82) 租税公課(709) 負担金(0) 減価償却費(0)	1,194	
計		38,221	
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く			
4年度	5年度	6年度	金額(千円)
1,707	2,783	1,445	1,978

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員2人	12,925
嘱託員 報酬等		
臨時職員 賃金等	パート職員賃金2人	2,981
その他 (報償費)		
計		15,906

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= 7,612		
= 38,221 + 1,978 + 15,906 + -		= 13.6 %
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は、基準を下回っているが、値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。 また、県や他市類似施設との比較で本市の使用料は同水準程度であるため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。 照明の料金については、電気料の高騰を踏まえ、料金の改定を検討する。	

他市等の状況

日立市	別紙のとおり
ひたちなか市	
土浦市	
宇都宮市	
前橋市	
高崎市	

使用料調書

使用料名	体育施設使用料(総合運動公園テニスコート)
根拠条例等	都市公園条例
担 当 課	体育施設整備課

使 用 料 の 状 況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯 (年度、単価、〇%増 等概要)	平成10年度 20%増 平成17年度 20%増 平成22年度 20%増 平成26年度 料金体系の見直し(1面当たりの時間単位料金制の導入)			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	13,204	13,886	10,298	12,463
件 数	大会64件、他個人利用	大会76件、他個人利用	大会75件、他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	6年度
			金額(千円)	791
			件数	19

施 設 運 営 コ ス ト			
①運営経費(6年度決算)			
区 分	積 算 概 要	金額(千円)	
需用費	消耗品費(394) 印刷製本費(0) 燃料費(25) 電気料(8,463) 水道料(863)	9,745	
委託料	体育施設維持管理業務委託等10件	10,032	
その他の 経費	通信運搬費(0) 賃借料(47) 原材料費(0) 手数料(0) 保険料(0) 租税公課(1,388) 負担金(0) 減価償却費(0)	1,435	
計		21,212	
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く			
	4年度	5年度	6年度
	253	1,981	484
	金額(千円)		
	906		

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員6人×(テニスコート利用者数÷総合運動公園利用者数) 43,943,854円×36.7% ※職員6人:総合運動公園全体管理	16,127
嘱託員 報酬等	嘱託員(按分計上)7,561,282円×36.7%	2,774
臨時職員 賃金等	パート職員賃金(按分計上)	1,423
その他 (報償費)		
計		20,324

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
$= \frac{10,298}{21,212 + 906 + 20,324 + \square - \square}$		$= 24.3\%$

受益者負担率等についての考察
 受益者負担率は、基準を下回っているが、既に過去数回の使用料改定を実施しており、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。
 そのため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。
 照明の料金については、LED化したことや電気料の高騰を踏まえ、料金の改定を検討する。

他市等の状況

日立市	別紙のとおり
ひたちなか市	
土浦市	
つくば市	
宇都宮市	
前橋市	
高崎市	

使用料調書

使用料名	体育施設使用料(青柳公園屋内プール)
根拠条例等	都市公園条例
担当課	体育施設整備課

使用料の状況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成10年度 20%増 平成17年度 20%増 平成22年度 20%増			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	2,689	2,960	4,234	3,294
件 数	大会0件, 他個人利用	大会0件, 他個人利用	大会0件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

施 設 運 営 コ ス ト		
①運営経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(千円)
需用費	消耗品費(196) 印刷製本費(23) 燃料費(7,169) 電気料(3,747) 水道料(3,079)	14,214
委託料	体育施設維持管理業務委託等13件	2,667
その他の 経費	通信運搬費(0) 賃借料(0) 原材料費(0) 手数料(196) 保険料(0) 租税公課(296) 負担金(0) 減価償却費(0)	492
計		17,373
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く		
4年度	5年度	6年度
1,038	1,922	5,358
		金額(千円)
		2,773

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員3人×(屋内プール利用者数÷青柳公園利用者数) 18,560,207円×19.9% ※職員3人:青柳公園全体管理	3,693
嘱託員 報酬等		
臨時職員 賃金等	パート職員賃金(按分計上)10,562,796円×19.9%	2,101
その他 (報償費)		
計		5,794

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
$= \frac{4,234}{17,373 + 2,773 + 5,794 + \square - \square} = 16.3\%$		
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は、基準を下回っているが、既に過去数回の使用料改定を実施しており、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。 また、県や他市類似施設との比較で本市の使用料は同水準程度であるため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。	

他市等の状況

日立市	別紙のとおり
ひたちなか市	
つくば市	
宇都宮市	
前橋市	
高崎市	

使用料調書

使用料名	体育施設使用料(下入野健康増進センター)
根拠条例等	下入野健康増進センター条例
担当課	体育施設整備課

使用料の状況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	令和2年度制定後改定なし			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	37,885	46,922	51,965	45,591
件 数	大会0件, 他個人利用	大会0件, 他個人利用	大会0件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	6年度
			金額(千円)	2,461
			件数	12,629

施 設 運 営 コ ス ト		
①運営経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(千円)
需用費	消耗品費(3,241) 印刷製本費(346) 燃料費(24,294) 電気料(22,384) 水道料(9,929)	60,194
委託料	体育施設維持管理業務委託等27件	57,776
その他の 経費	通信運搬費(548) 賃借料(3,629) 原材料費(0) 手数料(1,408) 保険料(22) 租税公課(4,692) 負担金(0) 減価償却費(0)	10,299
計		128,269
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く		
4年度	5年度	6年度
650	99	1,740
		金額(千円)
		830

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員4人	24,535
嘱託員 報酬等	嘱託員4人	8,712
臨時職員 賃金等	パート職員賃金	16,959
その他 (報償費)		
計		50,206

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= $\frac{51,965}{128,269 + 830 + 50,206 + \square - \square}$		= 29%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は、基準を下回っているが、値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。 また、県や他市類似施設との比較で本市の使用料は同水準程度であるため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。	

他市等の状況

日立市	別紙のとおり
土浦市	
つくば市	
宇都宮市	
前橋市	
高崎市	

体育施設利用料金比較表

体育館

施設名	区分	個人料金	専用料金	照明料	備考
水戸市 青柳公園市民体育館	アリーナ 全面 1時間あたり	—	高校生以下…1,600円	1時間 全灯…2,700円 半灯…1,750円	アマチュアスポーツ —
			上記以外…2,720円		
			入場料を徴収する場合…13,600円		
水戸市 東町運動公園体育館	アリーナ 全面 1時間あたり	—	高校生以下…2,400円	1時間 全灯…1,800円 半灯…900円	アマチュアスポーツ —
			上記以外…4,080円		
			入場料を徴収する場合…20,400円		
茨城県 笠松運動公園体育館	全面	午前 午後 終日	8,610円	1時間 1列ごと50円 中央部170円 中央部全灯340円	午前8時30分～正午 正午～午後5時 午前8時30分～午後5時
			10,330円		
			16,600円		
日立市 市民運動公園体育館	1/3面 2時間あたり	—	2,100円(高校生以下1/2)	使用料に含まれる	午前9時～午後9時
			6,570円(高校生以下1/2)		
			8,760円(高校生以下1/2)		
ひたちなか市 総合体育館	全面	午前 午後 夜間	310円/2時間 (高校生以下150円)	1時間 全灯 3,150円 2/3灯 2,100円 1/3灯 1,050円	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後9時
			6,570円(高校生以下1/2)		
			7,390円(高校生以下3,710円)		
土浦市 霞ヶ浦文化体育会館	全面	午前 午後 夜間	285円/2時間 (高校生以下130円)	1時間 全灯 440円 1/2灯 220円 1/3灯 150円	午前8時30分～正午 正午～午後5時 午後5時～午後9時
			9,620円(高校生以下4,815円)		
			9,620円(高校生以下4,815円)		
つくば市 谷田部総合体育館	1時間あたり	—	全面830円 半面410円	利用料を含む	午前9時～午後10時
			9,640円(中学生以下4,800円)		
			9,640円(中学生以下4,800円)		
栃木県宇都宮市 プレックスアリーナ	全面	午前 午後 夜間	480円/2時間 (中学生以下230円)	—	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後9時
			17,320円(中学生以下8,660円)		
			全面8,430円 半面4,210円		
群馬県前橋市 ヤマト市民体育館前橋	全面	午前 午後① 午後② 夜間	310円/3時間 (中学生以下100円)	30分 全灯 520円 半灯 260円	午前9時～正午 正午～午後3時 午後3時～午後5時 午後5時～午後9時
			全面8,430円 半面4,210円		
			全面8,430円 半面4,210円		
群馬県高崎市 高崎アリーナ	全面	午前 午後① 午後② 夜間	10,800円(高校生以下5,400円)	—	午前8時30分～正午 正午～午後3時30分 午後3時30分～午後6時30分 午後6時30分～午後9時
			11,120円(高校生以下5,520円)		
			9,520円(高校生以下4,760円)		
			9,040円(高校生以下4,520円)		

競技場

施設名	区分	個人料金	専用料金	照明料	備考
水戸市 水戸市立競技場 2種公認	午前	高校生以下 160円 一般 330円 (1回につき)	高校生以下5,180円 一般8,640円	1時間 全灯 19,210円 2/3灯 15,680円 半灯 13,920円	午前8時30分～正午 正午～午後5時 午後5時～午後9時 メインスタンド利用なし
	午後		高校生以下6,910円 一般10,360円		
	夜間		高校生以下6,910円 一般10,360円		
水戸市 水戸市立サッカー・ラグビー場	午前	—	高校生以下7,200円 一般12,000円	1時間 全灯 2,960円 半灯 2,380円	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後9時
	午後		高校生以下7,200円 一般12,000円		
	夜間		高校生以下7,200円 一般12,000円		
茨城県 笠松運動公園陸上競技場 1種公認	午前	110円/2時間	8,610円	1時間 全灯 162,810円 2/3灯 108,540円 1/3灯 7,280円	午前8時30分～正午 正午～午後5時 午後5時～午後9時 4,300円 (1時間ごと) ※照明夏期料金あり
	午後		10,330円		
	終日		17,080円		
日立市 市民運動公園陸上競技場 3種公認	2時間あたり	小人/小・中学生40円 大人(高校生以上)230円	3,960円	照明なし	午前9時～日没まで
	午前		6,300円		
	午後		8,400円		
ひたちなか市 総合運動公園陸上競技場 3種公認	午前	学生80円/1回3時間 一般160円/1回3時間	6,300円	1時間 全灯 15,710円 半灯 7,850円 1/3灯 5,230円	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後9時
	午後		8,400円		
	夜間		6,300円		
土浦市 川口運動公園陸上競技場 4種公認	2時間あたり	110円/2時間	1,755円 (高校生1/2、小・中学生無料)	照明なし	午前9時～午後5時
	午前		15,500円(高校生以下1/2)		
	午後		21,100円(高校生以下1/2)		
栃木県宇都宮市 総合運動公園第2陸上競技場 3種公認	午前	120円/1回	35,800円(高校生以下1/2)	照明なし	午前8時30分～正午 正午～午後5時 午後6時～午後9時
	午後		3,140円(18歳以下1/2)		
	終日		3,140円(18歳以下1/2)		
群馬県前橋市 総合運動公園群馬県工務局陸上競技・サッカー場	3時間あたり	310円/1回 (中学生以下100円)	3,140円(18歳以下1/2)	照明なし	午前6時～午後6時
	午前		3,300円		
	午後		4,840円 (高校生以下無料)		
群馬県高崎市 浜川競技場	午前	240円/1回 (高校生以下無料)	3,300円	照明なし	午前8時～正午 正午～午後5時
	午後		4,840円 (高校生以下無料)		
	—		(高校生以下無料)		

※つくば市は対象施設なし

屋内プール

施設名	区分	個人料金	専用料金	照明料	備考
水戸市 青柳屋内プール	午前	小学生以下250円/2時間 中学生370円/2時間 一般510円/2時間	36,590円	照明料含む	冬期料金 個人利用:午前9時～午後9時
	午後				
	夜間				
水戸市 下入野健康増進センター屋内プール	午前	小学生以下250円/2時間 中学生370円/2時間 一般510円/2時間	32,520円	照明料含む	冬期料金 個人利用:午前9時～午後9時
	午後				
	夜間				
茨城県 笠松運動公園屋内プール	午前	サブプール 小学生以下 300円/2時間 中・高校生 420円/2時間 大人 590円/2時間	メイン 63,280円 サブ 50,880円	1時間 メイン 5,270円 サブ 1,320円	午前8時30分～正午 正午～午後5時
	午後				
	—				
茨城県 洞峰公園プール	2時間あたり	小学生以下150円/2時間 中学生210円/2時間 一般370円/2時間	—	—	午前9時～午後9時
	—				
日立市 かみね市民プール	午前	幼児 無料 小人(小・中学生)/160円 大人(高校生以上)/520円	30,800円(4,400/1コース)	—	午前9時～正午 正午～午後5時 午前5時～午後8時
	午後				
	夜間				
栃木県宇都宮市 ドリームプールかわち	—	一般510円/2時間 中学生以下250円/2時間 ※市内高校生以下無料	一般11,000円/1時間 中学生以下・65歳以上5,500円/1時間	—	平日・土曜 午前10時～午後9時 日曜・祝日 午前10時～午後6時
	—				
群馬県前橋市 しんしん大渡温水プール	—	一般310円/1回 中学生以下100円/1回	5,500円/1時間	—	平日・土曜 午前9時～午後9時 日曜・祝日 午前9時～午後6時
	—				
群馬県高崎市 浜川温水プール	—	一般410円/1回 3歳～中学生220円/1回	—	—	火～土曜日 午前10時～午後9時 日曜・祝日 午前10時～午後5時
	—				

テニスコート

施設名	区分	個人料金	専用料金	照明料	備考
水戸市 総合運動公園 人工芝12面	1時間当たり	—	1面につき 高校生以下 210円 上記以外 350円	1時間につき 1面600円	4/1～10/31 6:00～21:00 11/1～3/31平日 9:00～21:00 11/1～3/31土・日・祝 日 6:00～21:00
	終日	—	1面2,700円	1時間 1面250円	午前8時30分～正午
	午前	—	1面1,180円	夏季7～9月270円	正午～午後5時
	午後	—	1面1,730円		午後5時～午後9時
茨城県 笠松運動公園 ハード14面	夜間	—	1面390円/1時間		
	2時間	—	1面につき1回 高校生以下 325円 上記以外 650円	1面につき 320円/2時間	午前9時～午後5時
	1時間	高校生以下 210円 上記以外 420円	団体使用(2面以上) 高校生以下 150円 上記以外 310円	照明設備なし	午前9時～午後5時
	午前		1面875円/2時間		午前9時～午後5時
土浦市 新治運動公園 人工芝4面	午後		1面1,100円/2時間30分		午後5時～午後10時
	夜間				
	—	—	1面530円/2時間	30分 1面220円	午前9時～午後9時
	—	—			
つくば市 基崎運動公園 人工芝6面、クレー2面	午前		一般680円 中学生以下320円		午前9時～午後5時
	午後		一般1,620円 中学生以下1,220円		午後5時30分～午後7時30分
	夜間A		一般1,620円 中学生以下1,220円		午後7時30分～午後9時30分
	夜間B		一般2,720円 中学生以下1,280円		午前9時～午後5時
	終日				
群馬県前橋市 前橋総合運動公園テニスコート	1面あたり3時間	一般370円/1人 18歳以下180円/1人	一般2,200円 18歳以下1,100円 ※時間外730円/1時間	200円/1時間	午前6時～午後9時 ※早朝利用は5月～10月
	早朝		940円		午前6時～午前9時
	午前				
	午後				
群馬県高崎市 群馬総合運動場テニスコート	1面あたり2時間	—	620円	夜間520円/1時間	午前9時～午後9時
	午前				
	午後				
	夜間				

温浴施設

施設名	区分	個人料金			備考
水戸市 下野健康増進センター	—	一般500円/1人 18歳以下300円/1人	—	—	火～土曜日 午前10時～午後9時 日曜日 午前10時～午後6時
茨城県 なし			—	—	
日立市 ホリゾンかみね		大人(高校生以上)420円/1人 小人(小・中学生)160円/1人 ※小学生未満無料	—	—	午前10時～午後9時30分
土浦市 ふれあいセンターながみね		60歳未満300円/1人 60歳以上160円/1人 ※小学生以下無料	—	—	午前9時～午後9時
つくば市 つくばウェルネスパーク		大人(中学生以上)730円/1人 小人(満3歳以上)410円/1人 満65歳以上410円/1人 ※満3歳未満無料	—	—	平日 午前10時～午後10時 土日・祝日 午前9時～午後10時
栃木県宇都宮市 宇都宮市茂原健康交流センター		一般410円/1人 中学生以下200円/1人 65歳以上200円/1人	—	—	平日 午前10時～午後9時
群馬県前橋市 粕川温泉元気ランド	フリータイム	一般520円/1人 小学生以下310円/1人 65歳以上310円/1人	—	—	平日 午前11時～午後8時
群馬県前橋市 土見温泉 見晴らしの湯 ふれあい館	—	大人520円/1人 小学生以下260円/1人 65歳以上310円/1人 ※3歳以下無料	—	—	平日 午前10時～午後8時 土日・祝日 午前10時～午後9時
群馬県高崎市 牛伏ドリームセンター	休憩	大人410円/1人 中学生以下200円/1人 60歳以上200円/1人 ※3歳以下無料	—	—	午前10時～午後5時
群馬県高崎市 せせらぎの湯	—	大人320円/1人 小学生以下160円/1人 65歳以上200円/1人 ※3歳以下無料	—	—	火曜～金曜 午前10時～午後5時 土曜・日曜・祝日 午前10時～午後8時

青柳公園市民体育館

○ 利用料

区分					利用料金 (1時間につき)
アリーナ	アマチュア スポーツ	全面	入場料を徴収 しない場合	高校生以下の者のみが利 用する場合	1,600円
				上記の場合以外の場合	2,720円
			入場料を徴収する場合		13,600円
		半面	高校生以下の者のみが利用する場合		800円
			上記の場合以外の場合		1,360円
		3分の1面	高校生以下の者のみが利用する場合		540円
			上記の場合以外の場合		910円
		バドミントン コート(1面に つき)	高校生以下の者のみが利用する場合		200円
			上記の場合以外の場合		340円
		アマチュアスポーツ以外		入場料を徴収しない場合	6,800円
				入場料を徴収する場合	35,360円
サブアリー ナ	アマチュア スポーツ	全面	入場料を徴収 しない場合	高校生以下の者のみが利 用する場合	600円
				上記の場合以外の場合	1,020円
			入場料を徴収する場合		5,100円
		バドミントン コート(1面に つき)	高校生以下の者のみが利用する場合		200円
			上記の場合以外の場合		340円
		アマチュアスポーツ以外		入場料を徴収しない場合	2,550円
				入場料を徴収する場合	13,260円
トレーニング 室(1人に つき)	高校生以下				120円
	一般				200円
卓球室(1人 につき)	高校生以下				60円
	一般				100円
研修室及び	アマチュアスポーツ				560円

会議室（1室につき）	アマチュアスポーツ以外	1,400円
放送設備（1式につき）		100円

備考

- アリーナ又はサブアリーナを興行、営利又は宣伝を目的として利用する場合の利用料金の額は、アマチュアスポーツ以外の利用で入場料を徴収する場合の利用料金と同額とする。
- 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。
- アリーナ又はサブアリーナにおいて照明又は空調設備を利用する場合は、別に定める実費相当額を加算する。

○ 照明料

有料公園施設 の名称	区分			実費相当額	備考
				(1時間につき)	
市民体育館	アリーナ	全面	全灯	2,700円	利用時間に1時 間に満たない端 数がある場合は、 当該端数は、1時 間として算定す る。
			半灯	1,750円	
		半面	全灯	1,350円	
			半灯	870円	
		3分の1面	全灯	900円	
			半灯	580円	
		バドミントンコート(1面につき)			
	サブアリーナ	全面	650円		
		バドミントンコート(1面につき)			220円

○ 空調料

有料公園施設の名称	区分			実費相当額 (1時間につき)	備考
市民体育館	アリーナ	全面		3,600円	利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。
		半面		1,800円	
		3分の1面		1,200円	
		バドミントンコート(1面につき)		360円	
	サブアリーナ	全面		500円	
		バドミントンコート(1面につき)		170円	

東町運動公園体育館

○ 利用料

区分					利用料金 (1時間につき)
アリーナ	アマチュア スポーツ	全面	入場料を徴収 しない場合	高校生以下の者のみが利 用する場合	2,400円
				上記の場合以外の場合	4,080円
			入場料を徴収する場合		20,400円
			半面	高校生以下の者のみが利用する場合	
		上記の場合以外の場合		2,040円	
		3分の1面	高校生以下の者のみが利用する場合		800円
			上記の場合以外の場合		1,360円
		バドミントン コート(1面に つき)	高校生以下の者のみが利用する場合		200円
			上記の場合以外の場合		340円
		アマチュアスポーツ以外		入場料を徴収しない場合	10,200円
			入場料を徴収する場合	53,040円	
大型映像装 置	アマチュア スポーツ	壁面型	入場料を徴収しない場合		770円
			入場料を徴収する場合		3,850円
		4面型	入場料を徴収しない場合		1,770円
			入場料を徴収する場合		8,850円
		帯型	入場料を徴収しない場合		500円
			入場料を徴収する場合		2,500円
	アマチュア スポーツ以 外	壁面型	入場料を徴収しない場合		1,920円
			入場料を徴収する場合		10,000円
		4面型	入場料を徴収しない場合		4,420円
			入場料を徴収する場合		23,000円
		帯型	入場料を徴収しない場合		1,250円
			入場料を徴収する場合		6,500円
サブアリー ナ	アマチュア スポーツ	全面	入場料を徴収 しない場合	高校生以下の者のみが利 用する場合	800円
				上記の場合以外の場合	1,360円

			入場料を徴収する場合	6,800円
		バドミントンコート（1面に つき）	高校生以下の者のみが利用する場合	200円
			上記の場合以外の場合	340円
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合		3,400円
		入場料を徴収する場合		17,680円
トレーニング室（1人に つき）	高校生以下			120円
	一般			200円
多目的室及 び会議室	アマチュア スポーツ	1室	高校生以下の者のみが利用する場合	800円
			上記の場合以外の場合	1,360円
		2分の1室	高校生以下の者のみが利用する場合	400円
			上記の場合以外の場合	680円
		4分の1室	高校生以下の者のみが利用する場合	200円
			上記の場合以外の場合	340円
	アマチュア スポーツ以 外	1室		3,400円
		2分の1室		1,700円
		4分の1室		850円
レスリング 場、ボクシン グ場及び フェンシン グ場（1室に つき）	高校生以下の者のみが利用する場合			400円
	上記の場合以外の場合			680円
放送設備（1式につき）				100円

備考

- アリーナ、大型映像装置又はサブアリーナを興行、営利又は宣伝を目的として利用する場合の利用料金の額は、アマチュアスポーツ以外の利用で入場料を徴収する場合の利用料金と同額とする。
- 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。
- アリーナ又はサブアリーナにおいて照明又は空調設備を利用する場合は、別に定める実費相当額を加算する。

○ 照明料

有料公園施設 の名称	区分			実費相当額 (1時間につき)	備考	
体育館	アリーナ	全面	全灯	1,800円	利用時間に1時間 に満たない端数が ある場合は、当該端 数は、1時間として 算定する。	
			半灯	900円		
		半面	全灯	900円		
			半灯	450円		
		3分の1面	全灯	600円		
			半灯	300円		
		バドミントンコート（1面 につき）				150円
		中央照明				1,200円
		投光器				3,300円
		観客席	全灯	500円		
	半灯		250円			
	サブアリーナ	全面	全灯	600円		
			半灯	300円		
		バドミントンコート（1面 につき）			150円	
		観客席			100円	
テニスコート	1面につき			600円		

○ 空調料

有料公園施設 の名称	区分		実費相当額 (1時間につき)	備考
体育館	アリーナ	全面	12,000円	利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。
		半面	6,000円	
		3分の1面	4,000円	
		バドミントンコート（1面につき）	1,000円	
	サブアリーナ	全面	4,000円	
		バドミントンコート（1面につき）	1,000円	

市立競技場

○ 利用料金

施設名	利用時間					午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時までの時間(1時間につき)			
主競技場	トラック・フィールド	専用利用	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	メインスタンドを利用しないとき	小中高生	5,180円	6,910円	10,360円	6,910円	1,380円		
					一般	一般	8,640円	10,360円	16,150円	10,360円	2,120円		
				メインスタンドを利用するとき	小中高生	7,770円	10,360円	15,540円	10,360円	2,070円			
					一般	12,960円	15,540円	24,220円	15,540円	3,180円			
				入場料を徴収する場合(メインスタンドの利用を含む。)					44,060円	51,840円	90,720円	51,840円	11,400円
				アマチュアスポーツ以外(メインスタンドの利用を含む。)					500,000円又は最高入場料金の200人分のいずれか高い方の額とする。				
		個人利用	通常利用(1回につき)	小中高生		160円							
				一般		330円							
			定期利用(1年につき)	小中高生		5,760円							
				一般		11,880円							
		団体利用(8人以上の団体につき)	基本料金	小中高生		1時間につき 860円							
				一般		1時間につき 1,720円							
			超過料金	小中高生		1時間につき 510円							
				一般		1時間につき 860円							
	多目的室	大	アマチュアスポーツ				3,020円	3,560円	5,690円	3,560円			
			アマチュアスポーツ以外				6,040円	7,120円	11,380円	7,120円			
		中	アマチュアスポーツ				2,070円	2,440円	3,900円	2,440円			
			アマチュアスポーツ以外				4,140円	4,880円	7,800円	4,880円			
		小	アマチュアスポーツ				980円	1,160円	1,850円	1,160円			
			アマチュアスポーツ以外				1,960円	2,320円	3,700円	2,320円			
	シャワー室(1室につき)						1,200円	1,200円	2,040円	1,200円			
	放送設備(1式につき)						1,720円	2,060円	3,450円	2,060円			
	大型映像装置	アマチュアスポーツ	文字のみを表示する場合				1時間につき 3,000円						
			文字及び映像を表示する場合				1時間につき 6,000円						

補助競技場	グラウンド	アマチュアスポーツ以外	文字のみを表示する場合	1時間につき 10,000円			
		アマチュアスポーツ以外	文字及び映像を表示する場合	1時間につき 20,000円			
	写真判定装置			1日につき 10,000円			
	グラウンド	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	860円	1,200円	1,890円	
			入場料を徴収する場合	2,590円	3,620円	6,040円	
		アマチュアスポーツ以外		8,640円	12,090円	20,730円	

備考

- トラック・フィールドの午前8時30分から午後9時まで以外の時間の専用利用及び団体利用並びに大型映像装置の利用に係る利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は1時間として算定する。
- トラック・フィールドをアマチュアスポーツに専用利用をする場合で入場料を徴収するとき及びアマチュアスポーツ以外に専用利用をする場合の利用料金の額には、多目的室、シャワー室及び放送設備の利用料金を含むものとする。
- トラック・フィールドの団体利用に係る利用料金は、規定の利用料金の額に、16人以上24人未満の団体にあつては2を、24人以上の団体にあつては3を乗じて得た額とする。
- トラック・フィールドにおいて照明を使用する場合は、別に定める実費相当額を加算する。

照明料（1時間につき） ※利用料金に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は1時間として算定する。	全灯 19,210円	2/3灯 15,680円	1/2灯 13,920円
	1/5灯 10,740円	1/10灯 9,680円	

市立サッカー・ラグビー場

○ 利用料

区分		利用時間	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
グラウンド（1 面につき）	小中高生		7,200円	7,200円	7,200円
	一般		12,000円	12,000円	12,000円
シャワー室（1室につき）			1,440円	1,440円	1,440円
放送設備（1式につき）			1,440円	1,440円	1,440円

備考 照明を使用する場合は、別に定める実費相当額を加算する。

○ 照明料

区分	実費相当額（1時間につき）	備考
全灯	2,960円	利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、 当該端数は、1時間として算定する。
半灯	2,380円	

総合運動公園テニスコート

○ 利用料

区 分		利用料金 (1時間につき)
1面につき	高校生以下の者のみが利用する場合	210円
	上記以外の場合	350円
放送設備(1式につき)		100円

備考

- 1 興行、営利又は宣伝を目的として利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に10を乗じて得た額とする
- 2 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は1時間として算定する。
- 3 照明を利用する場合は、別に定める実費相当額を加算する。

照明料

1時間につきテニスコート1面600円

※利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は1時間として算定する。

青柳公園屋内プール

○利用料

ア 専用利用

区分 \ 利用時間	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後5 時30分まで	午前8時30分から 午後5時30分まで	午前8時30分から 午後5時30分まで 以外の時間(1時間 につき)
冬期	36,590円	36,590円	65,660円	8,640円
夏期	27,440円	27,440円	51,840円	6,910円
放送設備(1式につき)	1,720円	1,720円	3,440円	

備考

- 1 「冬期」とは1月から5月まで及び10月から12月までを、「夏期」とは6月から9月までをいう。
- 2 午前8時30分から午後5時30分まで以外の時間における利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。
- 3 興行、営利又は宣伝を目的として専用利用をする場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額に10を乗じて得た額とする。

イ 個人利用及び団体利用

区分			利用時間	基本料金(2時間以内)		超過料金(1時間につき)	
			冬期	夏期	冬期	夏期	
個人利用	普通券(1回券)	小学生以下	250円	190円	160円	100円	
		中高生	370円	280円	250円	160円	
		一般	510円	430円	330円	250円	
	回数券(11回券)	小学生以下	2,500円	1,900円	160円	100円	
		中高生	3,700円	2,800円	250円	160円	
		一般	5,100円	4,300円	330円	250円	
団体利用(10人以上1人につき)	小学生以下	210円	160円	120円	80円		
	中高生	330円	250円	190円	160円		
	一般	460円	380円	250円	190円		

備考

- 1 「冬期」とは1月から5月まで及び10月から12月までを、「夏期」とは6月から9月までをいう。
- 2 超過時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。

下入野健康増進センター

○ 利用料

1 屋内プール

(1) 個人利用

区分			利用料金の上限額
小学生以下	基本料金（2時間以内）	冬期	250円
		夏期	190円
	超過料金（1時間につき）	冬期	160円
		夏期	100円
中高生	基本料金（2時間以内）	冬期	370円
		夏期	280円
	超過料金（1時間につき）	冬期	250円
		夏期	160円
一般	基本料金（2時間以内）	冬期	510円
		夏期	430円
	超過料金（1時間につき）	冬期	330円
		夏期	250円

備考

- この表において「冬期」とは1月から5月まで及び10月から12月までを、「夏期」とは6月から9月までをいう。
- 超過時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。

(2) 専用利用

区分	利用料金の上限額			
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで以外の時間（1時間につき）
冬期	32,520円	32,520円	58,360円	8,640円
夏期	24,390円	24,390円	46,080円	6,910円

備考

- この表において「冬期」とは1月から5月まで及び10月から12月までを、「夏期」とは6月から9月までをいう。

- 2 午前9時から午後5時まで以外の時間における利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。

2 トレーニング室、多目的室及び会議室

区分		1時間当たりの利用料金 の上限額
トレーニング室（1人につき）	高校生以下	120円
	一般	200円
多目的室（1室につき）	高校生以下の者のみが利用する場合	400円
	上記の場合以外の場合	680円
会議室（1室につき）		560円（放送設備を利用する場合にあっては、660円）

備考 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。

3 温浴施設及びグラウンドゴルフ場

区分		1回当たりの利用料金の 上限額（1人につき）
温浴施設	高校生以下	300円
	一般	500円
グラウンドゴルフ場	高校生以下	400円
	一般	600円

水戸市国際交流センター条例 抜粋

(目的以外の使用)

第12条 指定管理者は、別表に掲げるセンターの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。

2 前項の規定において準用する第7条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第12条関係)

使用時間 施設名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
多目的ホール	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
実習室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
調理室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
和室	1,200円	1,800円	1,800円	4,800円

水戸市福祉ボランティア会館条例 抜粋

(目的以外の使用)

第12条 指定管理者は、別表に掲げる会館の施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。

2 前項の規定において準用する第7条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第12条関係)

使用時間 施設名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大研修室	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
中研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
小研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
視聴覚室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
実技研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
調理実習室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円

水戸市老人福祉センター条例 抜粋

(事業)

第3条 前条に規定する老人福祉センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 健康相談に関すること。
- (2) 生活相談に関すること。
- (3) 機能回復訓練に関すること。
- (4) 教養の向上、レクリエーション等のための事業に関すること。
- (5) 多世代交流事業に関すること。
- (6) 介護予防事業に関すること。
- (7) 施設の利用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

2. 前項各号に掲げるもののほか、水戸市いきいき交流センターあかしあは、子育て支援に関する事業を行う。

(使用できる者)

第7条 センターを使用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する60歳以上の者
- (2) 第3条第1項に規定する事業の促進に寄与すると市長が認める団体
- (3) 市内に居住する60歳未満の者又は市外に居住する者で、市長が特に認めるもの

2. 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する事業のため水戸市いきいき交流センターあかしあを使用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する小学校就学の始期に達するまでの者及びその保護者
- (2) 第3条第2項に規定する事業の促進に寄与すると市長が認める団体

(使用料)

第12条 センターの使用料は、別表第1に定めるとおりとする。

2. 前項の使用料は、センターを使用する際に納付しなければならない。

(目的以外の使用)

第14条の2 指定管理者は、別表第2に掲げる水戸市いきいき交流センターふれしあ、水戸市いきいき交流センターあじさい及び水戸市いきいき交流センターあかしあの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。

2. (略)

3. 前項の規定において準用する第8条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

別表第1（第12条関係）

1 第3条第1項に規定する事業のため使用する場合

区分	使用料	入浴施設を使用する場合の加算額
第7条第1項第1号に掲げる者	無料	100円
第7条第1項第2号に掲げる者	無料	入浴する者1人につき 100円
第7条第1項第3号に掲げる者	300円（第3条第1項第5号に掲げる事業に係る使用をする者にあつては、無料）	100円

2 第3条第2項に規定する事業のため使用する場合

区分	使用料	入浴施設を使用する場合の加算額
第7条第2項第1号に掲げる者	無料	100円
第7条第2項第2号に掲げる者	無料	入浴する者1人につき 100円

備考 市長は、入浴施設を使用する場合の加算額を納付するための回数券（7回券、500円）を発行することができる。

別表第2（第14条の2関係）

1 水戸市いきいき交流センターふれしあ及び水戸市いきいき交流センターあじさいの施設に係る

使用料

施設名	使用料			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
ホール	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
実習室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
和室			2,400円	

2 水戸市いきいき交流センターあかしあの施設に係る使用料

施設名	使用料			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
多目的ルーム	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
ホール	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
調理室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
和室			2,400円	

水戸市障害者教養文化体育施設条例(サン・アビリティーズ) 抜粋

(目的以外の使用)

第13条 指定管理者は、別表に掲げる教養文化体育施設の施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。

2 前項の規定において準用する第8条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第13条関係)

使用時間		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
施設名	全面	2,500円	3,700円	5,000円	11,200円
	半面	1,250円	1,850円	2,500円	5,600円
体育室					
研修室		1,250円	1,850円	2,500円	5,600円
音楽室		600円	750円	1,250円	2,600円
教養文化室(和室)		850円	1,000円	1,500円	3,350円
多目的ホール		600円	750円	1,250円	2,600円

水戸市森林公園条例(森の交流センター) 抜粋

(使用の許可)

第7条 森林公園の施設のうち有料で使用を許可するもの(以下「有料施設」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料)

第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第7条, 第10条関係)

施設の名称	有料施設の名称	使用料(1時間につき)
森の交流センター	多目的室	500円
	加工体験工房	600円
	大ホール	1,000円
	体験実習室	400円
自然環境活用センター	研修室	500円

備考 営利を目的として使用する場合は、規定の使用料の200パーセントを加算した額とする。

※ 市が使用しないときのみ使用の許可を行う施設である。

水戸市行政財産使用料徴収条例 抜粋

別表

種別	使用の区分	使用料の額	期間
土地	(1) 資材置き場、工作物等の敷地として使用する場合	次の式により算出した額 評価額×(4/100)×(使用面積/延面積)	1年
	(2) 職員その他規則で定める者が通勤のために駐車場として使用する場合	車両1台につき 2,000円	1月
建物	(1) 建物の全部を使用する場合	次の式により算出した額 評価額×(7/100)+建物の敷地の使用に応じた土地について土地の部(1)の項に定めるところにより算出した額	1年
	(2) 建物の一部を使用する場合	次の式により算出した額 評価額×(7/100)×(使用床面積/延床面積)+建物の使用床面積に相当する土地について土地の部(1)の項に定めるところにより算出した額	1年
工作物	赤塚駅自由通路において広告を表示するために使用する場合	1平方メートルにつき 1,100円	1日

水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例 抜粋

(使用料)

第3条 本庁舎駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、本庁舎における用務のために自動車を駐車したことの市長の確認を受けた場合を除き、自動車を出場させる際に、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、入場から出場までの時間30分までごとに100円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による確認ができない場合において自動車を入場させた時刻の確認ができないときの使用料の額は、4,800円（前日以前から自動車を駐車していた場合にあっては、その日数に4,800円を乗じて得た額）とする。

水戸市都市公園条例 抜粋

別表第3（第16条関係）

1 公園施設を設け、又は管理して都市公園を使用する場合

区分		単位	期間	使用料
土地を使用する場合	(1) 区域を指定したと	1 平方メートル	1 月	5 円
	(2) 売店	1 平方メートル	1 月	60 円
	(3) 仮設の公園施設	1 平方メートル	1 日	40 円
公園施設を使用する場合		1 平方メートル	1 月	60 円

2 都市公園を占用する場合

占用物件			単位	期間	占用料
電柱類	電柱		1 本	1 年	870円
	共架電柱		1 本	1 年	610円
	電話柱		1 本	1 年	320円
	共架電話柱		1 本	1 年	220円
	その他の柱類		1 本	1 年	910円
鉄塔類			1 平方メートル	1 年	640円
地下埋設物	法第 9 条に規定するもの	外径が0.15メートル未	1 メートル	1 年	64円
		外径が0.15メートル以上0.30メートル未満	1 メートル	1 年	130円
		外径が0.30メートル以	1 メートル	1 年	320円
	その他のもの	外径が0.15メートル未	1 メートル	1 年	99円
		外径が0.15メートル以上0.30メートル未満	1 メートル	1 年	200円
		外径が0.30メートル以	1 メートル	1 年	490円
電線類			1 メートル	1 年	64円
標識類			1 本	1 年	790円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場など			1 平方メートル	1 年	990円
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所			1 基	1 年	990円
競技会、集会、展示会、博覧会などの催しのため設けられる仮設工作物			1 平方メートル	1 日	40円
工事用板囲い、足場、詰所、土石、竹木、瓦など			1 平方メートル	1 日	30円

3 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為	単位	期間	使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 月未満の場合	1 日	500 円
	1 月以上の場合	1 日	200 円
業として映画を撮影すること		1 日	5,000 円
競技会、展示会、博覧会これらに類する催し	1 平方メートル	1 日	40 円
興行		1 日	5,000 円
有料公園施設内に広告を表示すること	1 平方メートル	1 月	3,000 円

水戸市斎場条例 抜粋

別表第1（第6条関係）

火葬場使用料

使用区分	種別	単位	使用料（円）	
			本市に住所を有する者	本市に住所を有しない者
死体の火葬	13歳以上	1体	5,000	40,000
	12歳以下	1体	2,500	20,000
	死産児	1体	1,500	12,000
汚物の焼却	胎盤、産じょく汚物の類	1包（4kg以内）	2,000	4,000

別表第2（第6条関係）

式場等使用料

1 水戸市堀斎場

区分	単位	使用料（円）	
		本市に住所を有する者	本市に住所を有しない者
第1式場	3時間まで	60,000	120,000
	超過1時間ごと	15,000	30,000
第2式場	3時間まで	20,000	40,000
	超過1時間ごと	5,000	10,000
第3式場	3時間まで	10,000	20,000
	超過1時間ごと	2,500	5,000
待合室	1室1時間ごと	2,500	5,000
霊安室	1棺24時間ごと	1,100	2,200

2 水戸市下入野斎場

区分	単位	使用料（円）	
		本市に住所を有する者	本市に住所を有しない者
大式場	3時間まで	35,000	70,000
	超過1時間ごと	8,750	17,500
小式場	3時間まで	18,000	36,000
	超過1時間ごと	4,500	9,000
待合室	1室1時間ごと	2,500	5,000
霊安室	1棺24時間ごと	4,000	8,000

備考

- 1 式場の使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 式場の超過時間又は待合室の使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 3 霊安室の使用時間が24時間に満たない場合は、24時間とする。

水戸市道路占用料条例 抜粋
別表

占用物件			単位	期間	占用料金
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔など	電柱		1本	1年	870
	共架電柱		1本	1年	610
	電話柱		1本	1年	320
	共架電話柱		1本	1年	220
	その他の柱類		1本	1年	910
	変圧塔類、公衆電話所		1基	1年	990
	広告塔		1平方メートル	1年	3,360
	送電塔		1平方メートル	1年	640
	その他のもの	線類等長さを基準	1メートル	1年	64
		バス待合所等面積を基準	1平方メートル	1年	990
水管、下水道管、ガス管など	水道、電気、ガス事業等	外径が0.15メートル未満	1メートル	1年	64
		外径が0.15メートル以上0.30メートル未満	1メートル	1年	130
		外径が0.30メートル以上	1メートル	1年	320
	その他のもの	外径が0.15メートル未満	1メートル	1年	99
		外径が0.15メートル以上0.30メートル未満	1メートル	1年	200
		外径が0.30メートル以上	1メートル	1年	490
地下街、地下室、通路、浄化槽など	通路、上空又は地下に設ける通路		1平方メートル	1年	1,680
	地下施設類、その他		1平方メートル	1年	990
露店、商品置場など	一時的に設けるもの(露店類)		1平方メートル	1年	3,080
	その他(商店置場類)		1平方メートル	1年	3,080
上記以外の施設	看板		1平方メートル	1年	1,900
	突出看板		1平方メートル	1年	1,330
	電柱	添架広告	1平方メートル	1年	1,330
	電話柱	巻付広告	1平方メートル	1年	665
	標識類		1本	1年	790
	アーチ		1基	1年	33,600
	工事用材料(足場、仮囲等)		1平方メートル	1年	3,920

水戸市準用河川占用料等徴収条例 抜粋

別表（第3条関係）

1 流水占用料

鉱工業の用に供する場合

許可使用水量毎秒1リットルにつき 年額 3,600円

養魚の用に供する場合

許可使用水量毎秒1リットルにつき 年額 30円

2 土地占用料

種類		単位	期間	占用料（円）
電柱		1本	1年	870
共架電柱		1本	1年	610
電話柱		1本	1年	320
共架電話柱		1本	1年	220
その他の柱類		1本	1年	910
変圧塔類又は公衆電話所		1基	1年	990
広告塔		1平方メートル	1年	3,360
送電塔		1平方メートル	1年	640
その他の工作物	線類等長さを基準とするもの	1メートル	1年	64
	バス待合所等面積を基準とするもの	1平方メートル	1年	990
水道管、下水道管又はガス管	外径が0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	64
	外径が0.15メートル以上0.30メートル未満のもの	1メートル	1年	130
	外径が0.30メートル以上のもの	1メートル	1年	320
その他の管類	外径が0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	99
	外径が0.15メートル以上0.30メートル未満のもの	1メートル	1年	200
	外径が0.30メートル以上のもの	1メートル	1年	490
通路、上空又は地下に設ける道路		1平方メートル	1年	1,680
地下施設類		1平方メートル	1年	990
露店類		1平方メートル	1年	3,080
商品置場類		1平方メートル	1年	3,080
看板		1平方メートル	1年	1,900
突出看板		1平方メートル	1年	1,330
電柱又は電話柱広告	添架広告	1平方メートル	1年	1,330
	巻付広告	1平方メートル	1年	665
標識類		1本	1年	790
アーチ		1基	1年	33,600
工事用材料（足場、仮囲等）		1平方メートル	1年	3,920
鉱工業施設		1平方メートル	1年	240
橋りょう類		1平方メートル	1年	600
軌道施設類		1平方メートル	1年	1,740

漁業施設類	養魚場	1 平方メートル	1 年	5
	活魚場	1 平方メートル	1 年	500
	その他	1 平方メートル	1 年	10
農耕場		1 平方メートル	1 年	5
工作物を伴わない占用（水面を含む。）		1 平方メートル	1 年	5
物干場類		1 平方メートル	1 月	5
特別高圧電力線		1 平方メートル	1 年	6

3 土石採取料その他の河川産出物採取料

種類	単位	採取料（円）
砂	1 立方メートル	150
砂利	1 立方メートル	210
土砂	1 立方メートル	110
かきこみ砂利	1 立方メートル	160
栗石（直径 9 センチメートル以上 15 センチメートル未満のもの）	1 立方メートル	220
玉石（直径 15 センチメートル以上 30 センチメートル未満のもの）	1 立方メートル	260
転石（直径 30 センチメートル以上のもの）	1 立方メートル	300
竹	1 束（50 センチメートルのなわ締めとする。）	870
あし	1 束（1 メートルのなわ締めとする。）	150
かや	1 束（1 メートルのなわ締めとする。）	190

水戸市法定外公共物管理条例 抜粋

(占用料等)

第11条 占用者等は、次の各号に掲げる法定外公共物の区分に応じ、当該各号に定める額の占用料又は採取料（以下「占用料等」という。）を納付しなければならない。

- (1) 認定外道路 水戸市道路占用料条例（昭和29年水戸市条例第9号）別表に定めるところにより算定した額
- (2) 普通河川 水戸市準用河川占用料等徴収条例（平成12年水戸市条例第8号）別表に定めるところにより算定した額。ただし、流水の占用に伴う土地の占用の許可を受けた場合において、当該流水の占用について占用料を納付する者は、当該土地の占用に伴う占用料を納付することを要しない。

水戸市都市下水路等管理条例 抜粋

(占用料の徴収等)

第9条 (略)

- 2 前項の占用料の額及び徴収方法については、水戸市道路占用料条例（昭和29年水戸市条例第9号）の例による。

手数料調書

1	印鑑登録証明書交付手数料(窓口)	1
2	印鑑登録証明書交付手数料(コンビニ)	3
3	印鑑登録証亡失再交付手数料	5
4	住民基本台帳手数料(窓口)	7
5	住民基本台帳手数料(コンビニ)	9
6	自転車保管手数料	11
7	浄化槽清掃業許可手数料	13
8	一般廃棄物処理業許可証交付手数料(ごみ)	15
9	一般廃棄物処理業従業員証交付手数料(ごみ)	17
10	犬の登録手数料	19
11	犬の鑑札再交付手数料	21
12	犬の注射済票交付手数料	23
13	犬の注射済票再交付手数料	25
14	優良観光土産品登録手数料	27
15	境界確認証明書交付手数料	29
16	屋外広告物許可申請手数料	31
17	介護サービス事業者指定等申請手数料	41
18	介護サービス事業者指定等更新申請手数料	43

手数料調書

手数料名	印鑑登録証明書交付手数料(窓口)
根拠条例等	水戸市印鑑条例
担当課	市民課

手数料の状況				
概要及び単価等	印鑑登録証明書の交付 1件 350円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成8年度に改定, 150円→300円 平成17年度に改定, 300円→350円			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	22,255	19,904	19,400	20,520
件 数	63,586	56,868	55,429	58,628
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費	チャージ料 $1,299,399円 \times 1/6 \div 55,429件 = 3.9$ トナー代 $879,593円 \times 1/4 \div 55,429件 = 4.0$ インクローラー代 $62,260円 \div 55,429件 = 1.1$ カードケース $112,200円 \times 97.4\% \div 55,429件 = 2.0$	11
印刷 製本費	申請書 $265,650円 \times 1/3 \div 55,429件 = 1.6$ 登録申請書 $19,800円 \div 55,429件 = 0.4$ 改ざん防止用紙 $214,830円 \div 55,429件 = 3.9$ 印鑑登録証 $269,500円 \times 97.4\% \div 55,429件 = 4.7$ 印鑑登録原票 $31,185円 \times 97.4\% \div 55,429件 = 0.5$	11
その他の 経費	システム運用経費 $2,686,956円 \div 55,429件 = 48.5$ 複合機賃借料(37台) $3,615,480円 \times 1/6 \div 55,429件 = 10.9$ 回線使用料 $608,080円 \times 1/6 \div 55,429件 = 1.8$ 金銭登録機賃借料 $840,840円 \times 1/6 \div 55,429件 = 2.5$ カード発行機賃借料 $175,560円 \times 97.4\% \div 55,429件 = 3.1$ カード発行機保守委託 $233,200円 \times 97.4\% \div 55,429件 = 4.1$	71
計		93

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分	審査1分	72
	技能労務職 78円/分	【旧】受付2分+審査1分 合計3分	
会計年度 任用職員 人件費	29円/分	受付2分+作成事務1分+交付1分 合計4分	116
	月額 172,500円	【旧】作成事務1分+交付1分 合計2分	
計			188

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準	
①事務経費+②人件費		100	
		350	
=	93	+	188
			= 124.6 %
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率が100%を超えており、現行の手数料を維持したい。		

他市等の状況

日立市	200円
ひたちなか市	300円
つくば市	200円
宇都宮市	300円
前橋市	350円
高崎市	300円

手数料調書

手数料名	印鑑登録証明書交付手数料(コンビニ)
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	デジタルイノベーション課

手数料の状況				
概要及び単価等	コンビニエンスストアでのキオスク端末における印鑑登録証明書の交付 1通 300円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)				
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	4,406	6,860	7,676	6,314
件 数	14,685	22,867	25,589	21,047
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	
			件数	

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費		
印刷製本費		
その他の経費	証明書コンビニ交付システムサービス使用料 $3,300,000円 \times 1/3 \div 25,589件 = 43.0$ コンビニ交付システム負担金(J-LIS) $4,787,037円 \times 1/3 \div 25,589件 = 62.4$ コンビニ交付事務委託手数料(J-LIS) 1通117円	222
計		222

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分		
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円	日次データ連携作業3分	87
計			87

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
=	$\frac{300}{222 + 87}$	= 97.1%
受益者負担率等についての考察	窓口負担の軽減やマイナンバーカード普及の観点から、窓口と比較して低い手数料を当初より設定している。 受益者負担率が概ね100%であることから現在の手数料が適切であると考えている。	

他市等の状況

日立市	150円
ひたちなか市	300円
つくば市	150円
宇都宮市	200円
前橋市	100円
高崎市	250円

手数料調書

手数料名	印鑑登録証亡失再交付手数料
根拠条例等	水戸市印鑑条例
担当課	市民課

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	印鑑登録証(カード)亡失再交付 1件 500円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成9年度 300円で制定 平成17年度に改定, 300円→350円 平成29年度に改定, 350円→500円			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	805	713	736	751
件 数	1,609	1,425	1,472	1,502
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費	カードケース 112,200円 × 2.6% ÷ 1,472件 = 2.0	2
印刷 製本費	印鑑登録証 269,500円 × 2.6% ÷ 1,472件 = 4.8 印鑑登録原票 31,185円 × 2.6% ÷ 1,472件 = 0.6	5
その他の 経費	カード発行機賃借料 175,560円 × 2.6% ÷ 1,472件 = 3.1 カード発行機保守委託 233,200円 × 2.6% ÷ 1,472件 = 4.1	7
計		14

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	審査1分 【旧】受付4分+審査1分 合計5分	72
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円	受付4分+作成事務5分+交付1分 合計10分 【旧】作成事務5分+交付1分 合計6分	290
計			362

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
$= \frac{500}{14 + 362} = 133\%$		133 %
受益者 負担率 等につい ての考察	印鑑登録証(カード)の交付について、最初の登録時は無料で交付するが、カードを亡失した場合の再交付は手数料を徴収している。 受益者負担率が100%を超えており、現行の手数料を維持したい。	

他市等の状況

日立市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料200円)
ひたちなか市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料300円)
つくば市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料200円)
宇都宮市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料300円)
前橋市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料350円)
高崎市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料300円)

手数料調書

手数料名	住民基本台帳手数料(窓口)
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	市民課

手数料の状況				
概要及び単価等	住民票の写しの交付 1件 350円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成8年度に改定, 150円→300円 平成17年度に改定, 300円→350円			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	42,062	37,443	36,679	38,728
件 数	120,178	106,979	104,796	110,651
減免の状況	国又は地方公共団体が職務上申請した場合		年 度	6年度
			金額(千円)	3,424
			件数	9,783

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費	チャージ料 $1,299,399円 \times 1/3 \div 104,796件 = 4.1$ トナー代 $879,593円 \times 1/2 \div 104,796件 = 4.2$ 各経費は、使用割合により全体経費を按分 印鑑1/6, 税1/6, 住民票1/3, 戸籍1/3で按分 ※トナー代は、印鑑1/4, 税1/4, 住民票1/2で按分 ※申請書は1/3で按分 ※改ざん防止用紙は、その他(税)1/6, 住民票1/3, 戸籍1/2	8
印刷 製本費	申請書 $265,650円 \times 1/3 \div 104,796件 = 0.8$ 改ざん防止用紙 $1,529,000円 \times 1/3 \div 104,796件 = 4.9$ 郵送事務用受付処理簿 $84,150円 \times 1/3 \div 104,796件 = 0.3$	6
その他の 経費	システム運用経費 $4,462,104円 \div 104,796件 = 42.6$ 複合機賃借料(37台) $3,615,480円 \times 1/3 \div 104,796件 = 11.5$ 回線使用料 $608,080円 \times 1/3 \div 104,796件 = 1.9$ 金銭登録機賃借料 $840,840円 \times 1/3 \div 104,796件 = 2.7$	59
計		73

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分	審査1分	72
	技能労務職 78円/分	【旧】受付2分+審査1分 合計3分	
会計年度 任用職員 人件費	29円/分	受付3分+作成事務1分+交付1分 合計5分	145
	月額 172,500円	【旧】作成事務1分+交付1分 合計2分	
計			217

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費＋②人件費		100
=	$\frac{350}{73 + 217}$	= 120.7 %
受益者負担率等についての考察	受益者負担率が100%を超えており、現行の手数料を維持したい。	

他市等の状況

日立市	200円
ひたちなか市	300円
つくば市	200円
宇都宮市	300円
前橋市	350円
高崎市	300円

手数料調書

手数料名	住民基本台帳手数料(コンビニ)
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	デジタルイノベーション課

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	コンビニエンスストアでのキオスク端末における住民票の写しの交付 1通 300円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)				
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	5,689	7,849	8,917	7,485
件 数	18,963	26,164	29,723	24,950
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	
			件数	

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費		
印刷 製本費		
その他の 経費	証明書コンビニ交付システムサービス使用料 $3,300,000円 \times 1/3 \div 29,723件 = 37.0$ コンビニ交付システム負担金(J-LIS) $4,787,037円 \times 1/3 \div 29,723件 = 53.7$ コンビニ交付事務委託手数料(J-LIS)1通117円	208
計		208

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分		
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円	日次データ連携作業3分	87
計			87

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
$= \frac{300}{208 + 87} = 101.7\%$		
受益者 負担率 等につい ての考察	窓口負担の軽減やマイナンバーカード普及の観点から、窓口と比較して低い手数料を当初より設定している。 受益者負担率が概ね100%であることから現在の手数料が適切であると考えている。	

他市等の状況

日立市	150円
ひたちなか市	300円
つくば市	150円
宇都宮市	200円
前橋市	100円
高崎市	250円

手数料調書

手数料名	自転車保管手数料
根拠条例等	水戸市自転車等の放置防止に関する条例
担当課	生活安全課

手数料の状況				
概要及び単価等	撤去した放置自転車等の保管手数料 自転車 1台 2,000円, 原動機付自転車 1台 3,000円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	自転車 平成13年度 500円→1,000円(100%増) 平成17年度 1,000円→2,000円(100%増) 原動機付自転車 平成26年7月 2,000円→3,000円(50%増)			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	86	290	302	226
件 数	238	398	359	332
減免の状況	盗難自転車であり, 警察署に届出している場合は, 手数料を免除		年 度	6年度
			金額(千円)	90
			件数	45

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	事務用品等 4,983円/359件=14円	14
印刷製本費		
その他の経費	放置自転車撤去作業員派遣業務 7,214,742円 車両賃借料 990,000円 光熱水費 54,633円 電話料金 34,939円 自転車引取通知 22,171円 火災保険料 100円 計 8,316,585円/359件=23,166円	23,166
計		23,180

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分		-
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円		-
計			-

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
= $\frac{2,000}{23,180 + -}$		= 8.6%
受益者 負担率 等につい ての考察	経費の大部分を放置自転車の撤去及び返還業務に係る人件費が占めているため、令和7年度から、返還業務の日数及び従事者数を減らし、経費削減を図ったところである。	
	放置自転車の撤去台数は、10年前と比較すると3分の1程度まで減少しており、市民のマナーは向上していることから、当該事業は十分に成果を上げている一方で、受益者負担率は低い数値にならざるを得ないと認識している。 他市の状況を踏まえると、手数料の増額は難しい状況にあることから、従事者数などの実施体制の見直しを行い、更なる経費削減に取り組むこととする。	

他市等の状況

日立市	自転車 1,000円 , 原動機付自転車 2,000円
ひたちなか市	自転車 1,100円 , 原動機付自転車 1,650円
つくば市	自転車 1,000円 , 原動機付自転車 1,500円
宇都宮市	自転車 2,710円
前橋市	自転車 1,000円 , 原動機付自転車 1,500円
高崎市	自転車 1,060円 , 原動機付自転車 1,600円

手数料調書

手数料名	浄化槽清掃業許可手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	衛生事業課

手数料の状況				
概要及び単価等	浄化槽清掃業許可証の交付(2年更新)			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	H10年度 単価3,000円/件 → 5,000円/件 (H10年度4月より許可年数が2年となり, 手数料は2か年ごとの納入に改定)			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	5	25	5	12
件 数	1	5	1	2
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	
			件数	

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費		
印刷製本費		
その他の経費	通信運搬費 110×1件×2回=220円	220
計		220

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 76円/分	72円/分 × 60分 = 4,320円 (申請連絡10分, 審査決裁40分, 許可証発行10分)	4,320
会計年度 任用職員 人件費	26円/分 月額 159,700円		
計			4,320

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費＋②人件費		100
=	$\frac{5,000}{220 + 4,320}$	= 110.1%
受益者負担率等についての考察	受益者負担率の基準を上回っており、現行どおりとするものとしたい。	

他市等の状況

日立市	3,000円/件
ひたちなか市	5,000円/件
つくば市	7,000円/件
宇都宮市	16,000円/件
前橋市	5,000円/件
高崎市	徴収を行っていない

手数料調書

手数料名	一般廃棄物処理業許可証交付手数料
根拠条例等	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
担当課	ごみ減量課

手数料の状況				
概要及び単価等	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可(変更, 再交付を含む): 5,000円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増等概要)	平成10年4月より更新を2か年に改定 3,000円 から 5,000円			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	35	345	40	140
件 数	7	69	8	28
減免の状況	無し		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事 務 処 理 コ ス ト				
①事務経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要			金額(円)
消耗品 費	申請書等用紙	0.858円/枚	0.858円×25枚=21.5円/件	48
	許可証用紙	26.4円/枚	26.4円×1枚=26.4円/件	
印刷 製本費	封筒 長3	4.235円/枚	4.235+9.449=13.7円/件	89
	角2	9.449円/枚		
	印刷	3円/枚	3円×25=75円/件	
その他の 経費	更新通知郵送	1件 180円	180円+110円=290円/件	290
	交付日等通知郵送	1件 110円		
計				427

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	起案2分+申請書印刷・発送8分+受付10分+審査30分+ 起案2分+許可証作成5分+通知作成・発送8分+交付2分 合計 67分×72円=4,824円/件	4,824
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円		-
計			4,824

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
5,000		
=	427 + 4,824	= 95.2 %
受益者 負担率 等につい ての考察	基準の100%に対し、令和6年度の受益者負担率が95.2%であることから、適正な水準であると考え。	

他市等の状況

日立市	3,000円(再交付は1,500円)
ひたちなか市	5,000円(再交付は2,500円)
つくば市	7,000円(再交付は5,000円)
宇都宮市	16,000円(再交付は4,000円)
前橋市	5,000円(再交付は2,500円)
高崎市	10,000円(更新は5,000円, 再交付は2,500円)

手数料調書

手数料名	一般廃棄物処理業従業員証交付手数料
根拠条例等	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
担当課	ごみ減量課

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	一般廃棄物処理業従業員証交付(再交付を含む):500円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成10年4月より更新を2か年に改定 200円 から 500円			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	15	224	13	84
件 数	29	447	25	167
減免の状況	無し		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額(円)
消耗品 費	従業員証用紙 4.4円/枚 パウチ 9.2円/枚	14
印刷 製本費	印刷 3円/枚	3
その他の 経費		
計		17

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	受付1分+起案1分+従業員証作成5分 7分×72円=504円	504
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円		
計			504

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費＋②人件費		100%
=	$\frac{500}{17 + 504}$	= 96 %
受益者負担率等についての考察	基準の100%に対し、令和6年度の受益者負担率が96%であることから、適正な水準である と考える。	

他市等の状況

日立市	無し
ひたちなか市	無し
つくば市	無し
宇都宮市	無し
前橋市	1,000円(再交付は500円)
高崎市	1,000円

手数料調書

手数料名	犬の登録手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	保健衛生課

手数料の状況				
概要及び単価等	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び鑑札の交付 1件 3,000円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成12年度に県から市町村に権限移譲された際に金額を設定し, その後は改定を行っていない。			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	2,823	2,640	2,802	2,755
件 数	941	880	934	918
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	・鑑札作成 @82.5円 ・チャック付ポリ袋 @7.2円	90
印刷製本費	・登録申請書 @44.0円 ・封筒 @4.2円	48
その他の経費	・登録(鑑札交付)事務委託経費(動物病院) @33.4円 55円×567件÷934件=33.4円 ・郵送料 @50.6円 登録催促の発送: 84円×144件÷934件=13.0円 転出・転入に伴う原簿等発送: 84円×186件÷934件=16.7円 110円×177件÷934件=20.9円 計 50.6円	84
計		222

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	受付・交付事務 20分 登録台帳管理 14分 問い合わせ等対応 5分 合計 38分	2,736
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円		
計			2,736

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
= $\frac{3,000}{222 + 2,736}$		= 101.4%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は101.4%であり、他市との比較でも現在の単価は適切であるとする。	

他市等の状況

日立市	2,500円
ひたちなか市	3,000円
つくば市	2,000円
宇都宮市	3,000円
前橋市	3,000円
高崎市	3,000円
土浦市	2,000円

手数料調書

手数料名	犬の鑑札再交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	保健衛生課

手数料の状況				
概要及び単価等	犬の鑑札の再交付 1件 1,600円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成12年度に県から市町村に権限移譲された際に金額を設定し, その後は改定を行っていない。			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	88	85	91	88
件 数	55	53	57	55
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	・鑑札作成 @82.5円 ・チャック付ポリ袋 @7.2円 ・申請書用紙 @2.1円 用紙代:0.86円×1枚=0.9円 コピーチャージ料:1.21円×1枚=1.2円 計 2.1円	92
印刷製本費		
その他の経費		
計		92

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	受付・交付事務 15分 登録台帳管理 6分 合計 21分	1,512
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円		
計			1,512

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
=	1,600	
	92 + 1,512	= 99.8 %

受益者
負担率
等につい
ての考察

受益者負担率は99.8%であり、他市との比較でも現在の単価は適切であると考ええる。

他市等の状況

日立市	1,600円
ひたちなか市	1,600円
つくば市	1,000円
宇都宮市	1,600円
前橋市	1,600円
高崎市	1,600円
土浦市	1,000円

手数料調書

手数料名	犬の注射済票交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	保健衛生課

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	狂犬病予防法に基づく飼い犬に年1回の狂犬病予防接種を受けさせた際の注射済票の交付 1件 500円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成26年2月まで交付は無料であったが, 平成27年3月から手数料の徴収を開始した。			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	4,210	4,285	4,294	4,263
件 数	8,419	8,569	8,588	8,525
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	・注射済票作成 @13.2円 ・リング @5.5円 ・チャック付ポリ袋 @7.2円	26
印刷製本費	・封筒 @4.2円 ・注射済票交付申請書 @6.0円 ・注射済票交付手数料領収書 @2.6円	13
その他の経費	・注射済票交付申請書作成及び封入封緘業務委託経費 @61.2円 525,800円÷8,588件=61.2円 ・注射済票交付事務委託経費(動物病院) @41.2円 55円×6,430件÷8,588件=41.2円 ・郵送料 @131.1円 申請書発送: (81円×12,914件)÷8,588件=122.0円 接種催促の発送: (84円×64件+73円×896件)÷8,588件=8.2円 会場借上依頼書の発送: 110円×69件÷8,588件=0.9円 計 131.1円	234
計		273

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	受付・交付事務 1分 管理システム入力 1分 合計2分	144
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円	集合注射受付・交付事務 1分 管理システム入力 1分 合計2分	58
計			202

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
= $\frac{500}{273 + 202}$		= 105.3%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は105.3%であり、他市との比較でも現在の単価は適切であると考える。	

他市等の状況

日立市	550円
ひたちなか市	550円
つくば市	400円
宇都宮市	550円
前橋市	550円
高崎市	550円
土浦市	400円

手数料調書

手数料名	犬の注射済票再交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	保健衛生課

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	狂犬病予防接種の注射済票の再交付 1件 300円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成26年2月まで再交付は無料だったが, 平成27年3月から手数料の徴収を開始した。			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	4	5	2	4
件 数	14	15	8	12
減免の状況	無		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費	・注射済票作成 @13.2円 ・リング @5.5円 ・チャック付ポリ袋 @7.2円 ・申請書用紙 @2.1円 用紙代:0.86円×1枚=0.9円 コピーチャージ料:1.21円×1枚=1.2円 計 2.1円	28
印刷 製本費		
その他の 経費		
計		28

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	受付・交付事務 3分 管理システム入力 1分 合計4分	288
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円		
計			288

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
= $\frac{300}{28 + 288}$		= 94.9%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は94.9%であり、他市との比較でも現在の単価は適切であると考え。	

他市等の状況

日立市	340円
ひたちなか市	340円
つくば市	200円
宇都宮市	340円
前橋市	340円
高崎市	340円
土浦市	200円

手数料調書

手数料名	優良観光土産品登録手数料
根拠条例等	手数料条例
担当課	観光課

手数料の状況				
概要及び単価等	優良観光土産品の登録(2年更新) 1件 3,000円 優良観光土産品の登録変更 1件 500円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	昭和62年度の制定から改正していない			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	57	117	61	78
件 数	19	39	21	26
減免の状況	無し		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
※登録期間が2年間なので, R5・R6の平均件数(30件)を基に算出している。		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	試買検査品購入費 $1,615 \div 30件 = 53.8$	54
印刷製本費	賞状用紙代 $3,080 \div 30件 = 102.7$	103
その他の経費	後納郵便料金 $1,760 \div 30件 = 58.7$	59
計		216

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	審査会:事務職員4人×60分(4,320円)=17,280円 17,280÷30=576円	576
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円		
その他 (報償費)	-	審査会委員報酬:7,000円×11名=77,000円 77,000÷30=2,567円	2,567
計			3,143

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
=	$\frac{3,000}{216 + 3,143}$	= 89.3 %
受益者負担率等についての考察	受益者負担率の向上のため、料金改定も考えられるが、値上げを行うと制度利用者自体が減少する恐れがあるため、現在の単価を維持し、制度の周知を強化し登録件数を増やすことにより、1件当たりのコスト削減を図ってまいりたい。	

他市等の状況

日立市	ベストセレクションひたち(実施主体:日立市地域ブランド推進協議会(事務局:日立商工会議所)), 3年更新, 登録手数料:無料
ひたちなか市	ひたちなか推奨土産品(実施主体:ひたちなか市観光協会) 3年更新, 登録手数料:5,000円, 登録変更手数料:2,000円
つくば市	つくばコレクション(実施主体:つくば市産業振興課) 3年更新, 登録手数料:無料
宇都宮市	なし
前橋市	なし
高崎市	なし

手数料調書

手数料名	境界確認証明書交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	道路管理課

手数料の状況				
概要及び単価等	市道等の境界確認証明書の交付手数料 1件につき 2,600円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	昭和46年度 500→1,000円 100%増 平成17年度 1,000→2,000円 100%増 平成21年度 2,000→2,600円 30%増			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	1,206	1,141	1,193	1,180
件 数	464	439	459	454
減免の状況	国又は地方公共団体が職務上必要とする申請 は免除		年 度	6年度
			金額(千円)	21
			件数	8

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費	紙代 4枚/件 × (1,950円/箱 ÷ (500枚 × 5冊)) = 3.1円 コピー代 4枚/件 × 1.10円 = 4.4円	8
印刷 製本費		
その他の 経費	ライトバン燃料費 164円/L × 0.33h × 2.7L/h × 1.10 = 160.7	161
計		169

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	申請書の審査(15分) 現地調査(20分・行政職2人)	3,960
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円	申請書の受付(5分) 証明書の作成(5分)	290
計			4,250

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
2,600		
=	169 + 4,250	= 58.8 %
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は58.8%であるが、他市の大半が無料であり、宇都宮市についても本市と比較するとかなり安価であることから、現在の料金を維持したい。 コスト面において、現地調査は証明内容の正確性を確保するために行うものであり、調査の人員についても、境界標間の距離測量等を行う作業のため最低2人が必要であることから、削減は困難である。	

他市等の状況

日立市	0円
ひたちなか市	0円
つくば市	0円
宇都宮市	300円
前橋市	0円
高崎市	0円

手数料調書

手数料名	屋外広告物許可申請手数料
根拠条例等	水戸市屋外広告物条例
担当課	都市計画課

手数料の状況				
概要及び単価等	屋外広告物の許可申請手数料のうち、建築物等利用広告物(照明あり)及び野立広告物(照明あり):単価:1,100円(3㎡までごとに) ※手数料項目数が多いため、申請件数の多い代表的な項目を抽出 ※その他項目については資料1-1参照			
改定の経緯 (年度、単価、〇%増等概要)	従前、茨城県屋外広告物条例に基づき手数料を徴収していたが、平成22年7月に水戸市屋外広告物条例を制定し、一部単価見直しを行った。(例)建築物等利用広告物(照明あり)及び野立広告物(照明あり):800円→1,100円/3㎡			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	8,564	7,131	8,095	7,930
件 数	706	659	700	688
減免の状況	条例の規定により、特別の理由があると認めるときは、手数料を免除することができるが、減免対象は無かった。		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額(円)
消耗品費	消耗品費(トナー、紙代) 2円×15枚=30円 長形3号封筒 4円(1通)×1枚=4円 角形2号封筒 9円(1通)×1枚=9円	43
印刷製本費	許可証シール 1枚 8円	8
その他の経費	屋外広告物管理システム110,000円÷700件=157.1円 通信運搬費(許可通知)(定型外郵便)270円 通信運搬費(更新通知)(定型内郵便)110円	537
計		588

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	行政職 72円 × 100分(1件あたり延べ時間)	7,200
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円	29円 × 120分(1件あたり延べ時間)	3,480
計			10,680

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
=	$\frac{11,564}{588 + 10,680}$	= 102.6 %
受益者負担率等についての考察	平成22年7月に市条例施行に伴い見直しを行った当該広告物の手数料単価は茨城県の手数料に準拠しつつも、申請件数の大部分を占める野立広告物及び壁面利用広告は茨城県条例・その他独自条例制定市(前橋市・高崎市を除く)に比較して高い金額である。	
	改定後の単価に基づく受益者負担率はおおむね100%であることから、現状を維持することが適当と考える。	

他市等の状況

日立市	茨城県屋外広告物条例による(資料1-1参照)
ひたちなか市	//
つくば市	つくば市屋外広告物条例による(資料1-2参照)
宇都宮市	宇都宮市屋外広告物条例による(資料1-3参照)
前橋市	前橋市屋外広告物条例による(資料1-4参照)
高崎市	高崎市屋外広告物条例による(資料1-4参照)

(資料1-1) 他市等の状況【日立市、ひたちなか市】

金額:円(許可期間)

種 類		単 位	自治体名	
			水戸市	日立市 ひたちなか市 (茨城県条例による)
はり紙		1件につき50枚までごとに	300(1月)	
はり札等		1件につき10枚までごとに	500(1月)	500(1年)
広 告 旗		1枚につき	350(1年)	350(1月)
立掛立看板等	照明あり	1基につき	350(1年)	300(3月)
	照明なし	1基につき	300(1年)	
独立立看板等	照明あり	1基につき	750(1年)	700(3月)
	照明なし	1基につき	700(1年)	
アドバルーン		1個につき	1,700(1月)	
横 断 幕		1枚につき	650(1月)	
ア ー チ	照明あり	3㎡までごとに	1,000(3年)	900(3年)
	照明なし	3㎡までごとに		
野立広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100(3年)	
	照明なし	3㎡までごとに	1,000(3年)	750(3年)
建築物等利用広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100(3年)	
	照明なし	3㎡までごとに	1,000(3年)	750(3年)
つり下げ看板		1枚につき	450(1年)	
広 告 幕		水戸:3㎡までごとに／茨城県・つくば:1枚につき	650(1年)	650(3月)
車体利用広告		水戸:1台につき／茨城県・つくば:3㎡までごとに	8,000(3年)	650(3年)
電柱、街灯柱		1件につき	300(1年)	
消火栓標識		1件につき	300(1年)	
バス停標識	照明あり	1件につき	350(1年)	300(1年)
	照明なし	1件につき		
電 光 装 置		水戸:3㎡までごとに／茨城県:1基につき	2,000(※)	6,000(3年)

※表示する屋外広告物の種類の許可期間

(資料1-2) 他市等の状況【つくば市】

金額:円

種 類	単 位	自治体名
		つくば市
はり紙	1件につき100枚までごとに	1,000円
はり札等	1件につき100枚までごとに	
広 告 旗	1枚につき	
立看板	1枚につき	
広告旗	1本につき	
置広告	1基につき	
アドバルーン	1個につき	
横 断 幕	1枚につき	
ア ー チ	1基につき	
近隣店舗等案内広告	1枚につき	
野立広告物	1枚につき	
建築物等利用広告物	1枚につき	
つり下げ看板	1枚につき	
広 告 幕	1張につき	
車体利用広告	1車両につき	
電柱袖付広告	1枚につき	
電柱巻立広告	1枚につき	
電柱塗装広告	1枚につき	
消火栓標識	1件につき	
バス停標識	1件につき	

(資料1-3) 宇都宮市の状況

金額:円

種 類	単位	自治体名
		宇都宮市
はり紙	100枚につき	300
はり札	10枚につき	500
立看板類 広告板類 広告幕類 広告塔	1平方メートル未満1件につき	300
	1平方メートル以上2平方メートル未満のもの1件につき	500
	2平方メートル以上5平方メートル未満のもの1件につき	900
	5平方メートル以上8平方メートル未満のもの1件につき	1,300
	8平方メートル以上10平方メートル未満のもの1件につき	1,800
	10平方メートル以上15平方メートル未満のもの1件につき	2,700
	15平方メートル以上20平方メートル未満のもの1件につき	4,200
	20平方メートル以上25平方メートル未満のもの1件につき	5,600
	25平方メートル以上30平方メートル未満のもの1件につき	7,000
	30平方メートル以上40平方メートル未満のもの1件につき	8,500
	40平方メートル以上50平方メートル未満のもの1件につき	9,900
	50平方メートル以上60平方メートル以下のもの1件につき	11,300
	60平方メートルを超えるもの1件につき	11,300円に5平方メートルごとに1,500円を加算した金額
アドバルーン	10日以内のもの1件につき	1,500
	11日以上のもの1件につき	3,000
ア ー チ	1件につき	3,000
特殊装置のもの(ネオン, サイン, イルミネーション)	1平方メートル未満1件につき	300
	1平方メートル以上2平方メートル未満のもの1件につき	500
	2平方メートル以上5平方メートル未満のもの1件につき	1,100
	5平方メートル以上10平方メートル未満のもの1件につき	1,800
	10平方メートル以上15平方メートル未満のもの1件につき	3,300
	15平方メートル以上20平方メートル未満のもの1件につき	5,600
	20平方メートル以上25平方メートル未満のもの1件につき	7,000
	25平方メートル以上30平方メートル未満のもの1件につき	8,500
	30平方メートル以上40平方メートル未満のもの1件につき	9,900
	40平方メートル以上50平方メートル未満のもの1件につき	11,300
	50平方メートル以上60平方メートル以下のもの1件につき	14,200
	60平方メートルを超えるもの1件につき	14,200円に5平方メートルごとに1,500円を加算した金額

(資料1-4) 前橋市、高崎市の状況

金額:円

種 類		単位	自治体名
			前橋市、高崎市
広告板、広告塔、電光掲示板等及びこれらに類するもの並びに掲出物件		表示面積1平方メートルまでごと	480
ア ー チ		1個につき	5,600
電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示するもの		1個につき	280
工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示するもの		表示面積1平方メートルまでごと	220
車体に表示するもの	全体を利用するもの	1台につき	1,000
	その他	1個につき	300
はり紙		50枚までごと	280
はり札等		10枚までごと	550
広告旗		1本につき	220
立看板等		1個につき	280
広告幕		1張りにつき	330
アドバルーン		1個につき	1,500

※それぞれ独自条例を定めているが、手数料額は同じ。

資料2-1 屋外広告物許可申請手数料 令和4年度決算内訳

種 類		単 位	単 価	件数× 面積等 ベース	手 数 料
は り 紙		1件につき50枚までごとに	300	0	0
は り 札 等		1件につき10枚までごとに	500	0	0
広 告 旗		1枚につき	350	53	18,550
立掛立看板等	照明あり	1基につき	350	0	0
	照明なし	1基につき	300	0	0
独立立看板等	照明あり	1基につき	750	55	41,250
	照明なし	1基につき	700	27	18,900
アドバルーン		1個につき	1,700	10	17,000
横 断 幕		1枚につき	650	0	0
ア ー チ	照明あり	3㎡までごとに	1,000	0	0
	照明なし	3㎡までごとに	900	0	0
野立広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100	1,813	1,994,300
	照明なし	3㎡までごとに	1,000	1,184	1,184,000
建築物等 利用広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100	2,690	2,959,000
	照明なし	3㎡までごとに	1,000	1,013	1,013,000
つり下げ看板		1枚につき	450	0	0
広 告 幕		3㎡までごとに	650	648	421,200
車体利用広告		1台につき	8,000	8	64,000
電柱、街灯柱		1件につき	300	2,636	790,800
消火栓標識		1件につき	300	0	0
バス停標識	照明あり	1件につき	350	0	0
	照明なし	1件につき	300	0	0
電 光 装 置		3㎡までごとに	2,000	21	42,000
合 計				10,158	8,564,000

資料2-2 屋外広告物許可申請手数料 令和5年度決算内訳

種 類		単位	単価	件数× 面積等 ベース	手 数 料
は り 紙		1件につき50枚までごとに	300	0	0
は り 札 等		1件につき10枚までごとに	500	0	0
広 告 旗		1枚につき	350	36	12,600
立掛立看板等	照明あり	1基につき	350	0	0
	照明なし	1基につき	300	0	0
独立立看板等	照明あり	1基につき	750	45	33,750
	照明なし	1基につき	700	31	21,700
アドバルーン		1個につき	1,700	6	10,200
横 断 幕		1枚につき	650	0	0
ア ー チ	照明あり	3㎡までごとに	1,000	10	10,000
	照明なし	3㎡までごとに	900	0	0
野立広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100	1,613	1,774,300
	照明なし	3㎡までごとに	1,000	820	820,000
建築物等 利用広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100	2,098	2,307,800
	照明なし	3㎡までごとに	1,000	954	954,000
つり下げ看板		1枚につき	450	0	0
広 告 幕		3㎡までごとに	650	522	339,300
車体利用広告		1台につき	8,000	12	96,000
電柱、街灯柱		1件につき	300	2,499	749,700
消火栓標識		1件につき	300	0	0
バス停標識	照明あり	1件につき	350	0	0
	照明なし	1件につき	300	0	0
電 光 装 置		3㎡までごとに	2,000	1	2,000
合 計				8,647	7,131,350

資料2-3 屋外広告物許可申請手数料 令和6年度決算内訳

種 類		単位	単価	件数× 面積等 ベース	手 数 料
は り 紙		1件につき50枚までごとに	300	0	0
は り 札 等		1件につき10枚までごとに	500	0	0
広 告 旗		1枚につき	350	30	10,500
立掛立看板等	照明あり	1基につき	350	0	0
	照明なし	1基につき	300	0	0
独立立看板等	照明あり	1基につき	750	0	0
	照明なし	1基につき	700	92	64,400
アドバルーン		1個につき	1,700	2	3,400
横 断 幕		1枚につき	650	0	0
ア ー チ	照明あり	3㎡までごとに	1,000	0	0
	照明なし	3㎡までごとに	900	0	0
野立広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100	2,500	2,750,000
	照明なし	3㎡までごとに	1,000	833	833,000
建築物等 利用広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100	1,909	2,099,900
	照明なし	3㎡までごとに	1,000	1,066	1,066,000
つり下げ看板		1枚につき	450	1	450
広 告 幕		3㎡までごとに	650	597	388,050
車体利用広告		1台につき	8,000	10	80,000
電柱, 街灯柱		1件につき	300	2,484	745,200
消火栓標識		1件につき	300	0	0
バス停標識	照明あり	1件につき	350	0	0
	照明なし	1件につき	300	0	0
電 光 装 置		3㎡までごとに	2,000	27	54,000
合 計				9,551	8,094,900

手数料調書

手数料名	介護サービス事業者指定等申請手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	介護保険課

手数料の状況				
概要及び単価等	介護(予防)サービス事業者の介護保険の指定に係る手数料 1件 30,000円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成18(2006)年4月1日 指定に関する事務が県から市町村に移管された 平成26(2014)年4月1日 指定申請手数料を新設した			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	660	750	750	720
件 数	22	25	25	24
減免の状況	なし		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費	ガソリン(現地調査)	100
印刷 製本費	用紙(審査チェックリスト)	50
その他の 経費		
計		150

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	受付60分+審査150分+決裁・会議60分+告示10分+ 通知・台帳登録50分+(現地調査60分×2人)	32,400
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円		
計			32,400

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
= $\frac{30,000}{150 + 32,400}$		= 92.2 %
受益者 負担率 等につい ての考察	介護保険サービス事業者の指定事務は、設備(建築物も含む)、人員、運営の多岐にわたり確認事項が多く、また、現地調査も必要であることから事務に相当な時間を要しているのが現状である。 また、平成25年4月1日より、国の指定基準に替えて市条例により独自の指定基準を定めたことにより、審査対象事項が拡大している。 介護サービス事業は、収益事業であることから、事業者に一定の受益者負担を求めるべきと考えている。	

他市等の状況

日立市	なし
ひたちなか市	なし
つくば市	なし
宇都宮市	63,000円(介護老人保健施設に限る。)
前橋市	20,000円～64,000円
高崎市	20,000円～64,000円
横浜市	20,000円～63,000円
高松市	10,000円～63,000円
長野市	20,000円～30,000円

手数料調書

手数料名	介護サービス事業者指定等更新申請手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	介護保険課

手数料の状況				
概要及び単価等	介護(予防)サービス事業者の介護保険の指定更新に係る手数料 1件 15,000円			
改定の経緯 (年度、単価、〇%増 等概要)	平成18(2006)年4月1日 指定に関する事務が県から市町村に移管された 平成26(2014)年4月1日 指定申請手数料を新設した			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	795	1,545	855	1,065
件 数	53	103	57	71
減免の状況	なし		年 度	6年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費	ガソリン(現地調査)	50
印刷 製本費	用紙(審査チェックリスト)	25
その他の 経費		
計		75

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金 額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	受付10分+審査60分+決裁・会議30分+告示10分+ 通知・台帳登録20分+(現地調査40分×2人)	15,120
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円		
計			15,120

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
= $\frac{15,000}{75 + 15,120}$		= 98.7 %
受益者 負担率 等につい ての考察	介護保険サービス事業者の指定更新事務は、確認事項が多く、また、現地調査も必要であることから事務に相当な時間を要しているのが現状である。 また、平成25年4月1日より、国の指定基準に替えて市条例により独自の指定基準を定めたことにより、審査対象事項が拡大している。 介護サービス事業は、収益事業であることから、事業者に一定の受益者負担を求めるべきと考えている。	

他市等の状況

日立市	なし
ひたちなか市	なし
つくば市	なし
宇都宮市	なし
前橋市	なし
高崎市	なし
横浜市	10,000円～25,000円
高松市	10,000円～33,000円
長野市	10,000円～15,000円